

第3次揖斐川町障がい者計画
第6期揖斐川町障がい福祉計画
第2期揖斐川町障がい児福祉計画

令和3年3月

揖斐川町

はじめに

平成 18 年度から「障害者自立支援法」が施行され、その後、難病を対象とするなどの改正を行い、平成 25 年 4 月に「障害者総合支援法」に法律の題名も変更され施行されてきました。

更に、平成 30 年 4 月の改正により、障害者自らが望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるなど、障がい者に関する法制度がめまぐるしく変化してきました。



また、少子高齢化の進展や経済状況の変化など、社会情勢が大きく流動する中、障がいのある方の地域社会への参画や扶助の形態も大きく変化しています。

揖斐川町においては、平成 24 年 2 月に「障がいの有無や障がいの種類・程度に関わらず、地域社会全体から必要な支援を得ながら、誰もが快適に暮らし続けることができる、まちづくり」を基本理念とする「揖斐川町障がい者計画」を策定し、平成 29 年 3 月に計画の見直しを行い、「ノーマライゼーション社会の実現をめざして」を基本理念として、すべての人の人格が尊重され、自己選択と自己決定の下で社会活動へ参加できるよう各種事業を着実に進めてまいりました。

令和 3 年 3 月に「第 2 次揖斐川町障がい者計画」の計画期間が終了することとなるため、新たなニーズや課題、社会情勢の変化を的確にとらえ、各種法令の制定や改正に対応した「第 3 次揖斐川町障がい者計画」を策定しました。

合わせて、今回は「第 5 期揖斐川町障がい福祉計画」と「第 1 期揖斐川町障がい児福祉計画」の見直しの時期でもあります。

それぞれの計画の実現に向けて、町では障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに尊重し合いながら共に生きていくという「共生社会」の意義を、すべての町民が共有し、理解を深めながら関わり合うことで、支え合う関係を築いていくことが重要です。

計画の実現には、町民の皆さんや地域、関係団体等と一体となった各種事業の推進が重要であり、今後も計画の推進に向けたご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました揖斐川町障がい者計画策定委員の皆さまをはじめ、アンケート調査などにご協力をいただきました多くの皆さまに心から厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

揖斐川町長 岡部 栄一

目 次

◆ 第1章 計画の策定にあたって ◆	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の特徴	3
4 計画の期間	4
5 計画の進行管理	5
6 計画の策定体制	6
(1) 策定委員会等での審議	6
(2) アンケート調査の実施	6
(3) パブリックコメント（意見公募）の実施	6
7 国の障がい福祉に関する法律・制度等の動向	7
◆ 第2章 揖斐川町の現状 ◆	8
1 障がい児者を取り巻く状況	8
(1) 地域の状況	8
(2) 町内の障がい福祉サービス事業所	8
(3) 人口の推移	9
(4) 障害者手帳所持者数の推移	10
(5) 障がい児の現状	16
(6) 雇用・就業の状況	20
(7) 相談・情報提供の状況	21
(8) 保健・医療の状況	21
(9) 生活環境	23
2 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の実績	24
(1) 自立支援給付事業の利用状況	24
(2) 障がい児支援給付事業の利用状況	29
(3) 地域生活支援事業の利用状況	31
(4) 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の成果目標の検証	35
◆ 第3章 アンケート調査結果 ◆	37
1 アンケート調査の概要	37
① 調査の目的	37
② 調査対象	37
③ 調査期間	37
④ 調査方法	37
⑤ 回収状況	37
2 障がい児者	38
(1) 障がい福祉計画アンケート	38
(2) 障がい児福祉計画アンケート	49
3 関係団体・民生委員等	58
(1) 障がい福祉の全般的な問題や課題について	58

(2) 障がい福祉サービス等の不足しているサービスについて	59
(3) 障がい者の地域生活（地域生活への移行）について	60
(4) 町役場・社会福祉協議会等との連携について	62
(5) 障がい者の理解について	63
(6) 障がい者の権利擁護・虐待の防止について	64
(7) 障がい者支援のボランティア活動について	65
(8) 障がい者に対する相談・情報提供、意思疎通支援について	66
(9) 保健・医療について	67
(10) 障がい児の療育・教育について	68
(11) 雇用・就労について	69
(12) スポーツ・レクリエーション・文化活動について	70
(13) 防災・防犯について	71
(14) その他	72
◆ 第4章 計画の基本的な考え方 ◆	73
1 計画の基本理念	73
2 基本的な方針	74
3 計画の体系	75
◆ 第5章 第3次揖斐川町障がい者計画 ◆	79
1 お互いに人格と個性を尊重しあえる環境づくり	79
2 生活支援と地域共生のまちづくり	87
3 安心・安全の基盤づくり	98
◆ 第6章 第6期揖斐川町障がい福祉計画 ◆	110
1 基本的視点	110
2 計画の概要	111
(1) 計画の位置付け	111
(2) 計画の期間	111
(3) 計画の対象	111
3 令和5年度における目標値	112
4 障がい福祉サービスの見込量	116
5 地域生活支援事業の見込量	121
◆ 第7章 第2期揖斐川町障がい児福祉計画 ◆	125
1 基本的視点	125
2 計画の概要	125
(1) 計画の目的	125
(2) 計画の期間	125
(3) 計画の対象	125
3 令和5年度における目標値	126
4 障がい児福祉サービスの見込量	127
◆ 資料編 ◆	129
1 揖斐川町障害者計画策定委員会設置要綱	129
2 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会委員名簿	131

◆ 第1章 計画の策定にあたって ◆

1 計画策定の趣旨

わが国では障害者基本法や障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等の障がい福祉に関する法整備が進められてきました。

平成28年5月には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立しました（平成30年4月1日施行）。この法律においては、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かな対応をするため、支援の充実を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が求められています。

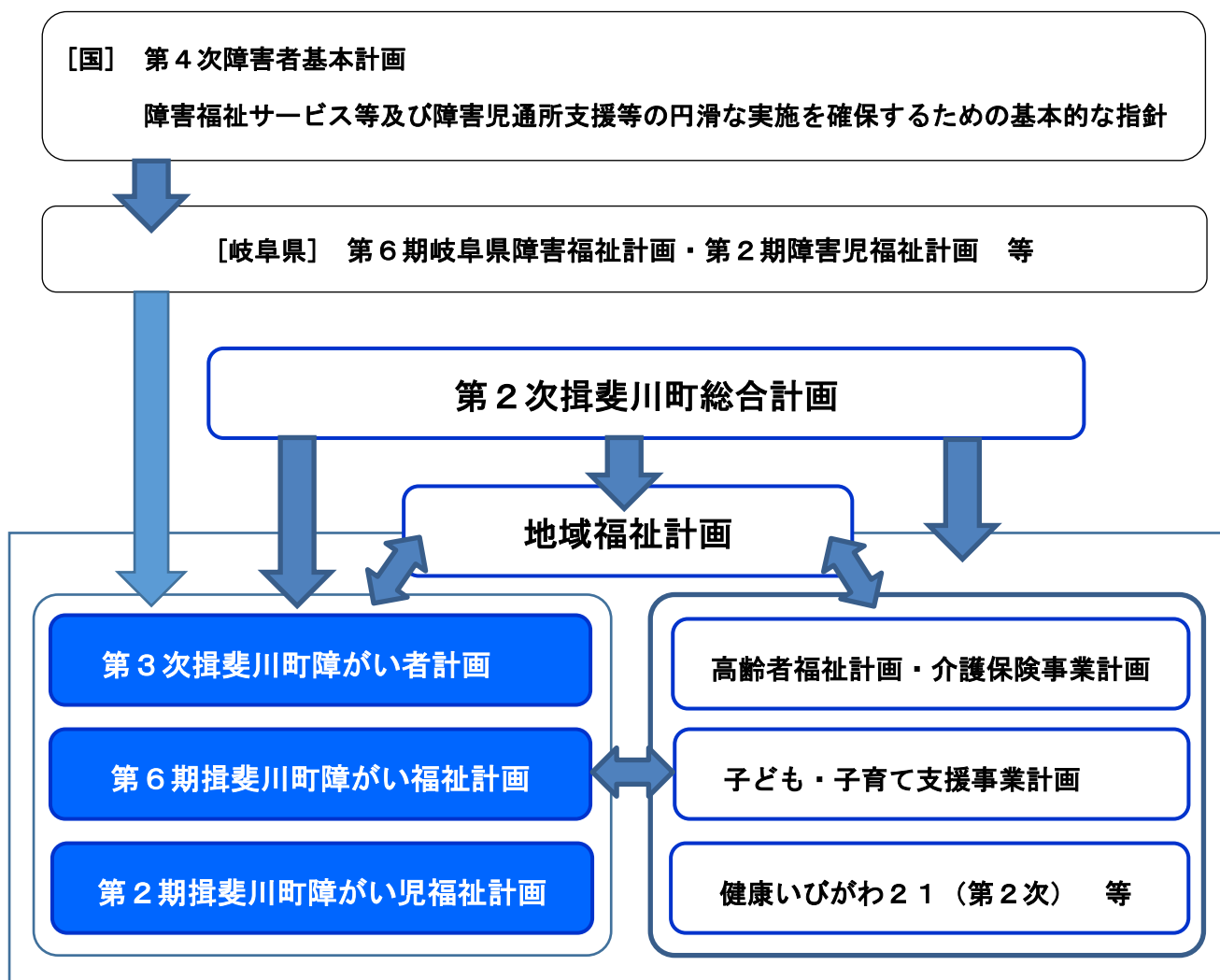
揖斐川町では、平成28年度に障がい福祉施策の基本方針を定めた「第2次揖斐川町障がい者計画」を策定し、基本理念である「ノーマライゼーション社会」の実現をめざした取り組みを行っています。また、「第5期揖斐川町障がい福祉計画」および「第1期障がい児福祉計画」において障がい福祉サービスの充実に向けて取り組んでいます。

この度、これらの計画の改定年度を迎えたため、障がいのある人に対するアンケート結果や障がいのある人を取りまく課題を踏まえて、「第3次揖斐川町障がい者計画」「第6期揖斐川町障がい福祉計画」「第2期揖斐川町障がい児福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

第3次揖斐川町障がい者計画、第6期揖斐川町障がい福祉計画、第2期揖斐川町障がい児福祉計画は、国の「第4次障害者基本計画」及び「第6期岐阜県障害福祉計画」などと整合性を図りながら、「第2次揖斐川町総合計画」の施策の方向に沿って、障がい施策分野に関する個別計画と位置付けるとともに、「地域福祉計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などと調和した計画として策定するものです。

■計画の位置付け



	障がい福祉計画	障がい児福祉計画	障がい者計画
根拠法令	障害者総合支援法 第 88 条第 1 項 「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。」	児童福祉法 第 33 条の 20 第 1 項 「市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。」	障害者基本法 第 11 条第 3 項 「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。」
計画の期間	短期（3 年） 第 6 期計画は、令和 5 年度末の目標値や令和 3～5 年度の 3 年間の見込量を設定	短期（3 年） 第 2 期計画は、令和 5 年度末の目標値や令和 3～5 年度の 3 年間の見込量を設定	中長期（10 年程度）
計画の対象分野	* 障がい福祉サービス 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援・短期入所・生活介護・療養介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助・施設入所支援 * 地域生活支援事業 相談支援事業・意思疎通支援事業・日常生活用具給付等事業・移動支援事業・地域活動支援センター事業・訪問入浴サービス事業・日中一時支援事業	○乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築 ○地域支援体制の構築 ○保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 ○地域社会への参加・包容の推進 ○特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備 ○障害児相談支援の提供体制の確保	(1) 啓発・広報 (2) 生活支援 (3) 生活環境 (4) 教育・育成 (5) 雇用・就業 (6) 保健・医療 (7) 情報・コミュニケーション (8) 国際協力

4 計画の期間

「第3次揖斐川町障がい者計画」は、令和3年度～令和8年度までの6年間とします。「第6期揖斐川町障がい福祉計画及び第2期揖斐川町障がい児福祉計画」は、令和3年度～令和5年度までの3年間とします。また、計画期間中に大幅な制度改正や社会情勢の変化があった場合には、必要に応じて本計画内容の見直しを行うこととします。

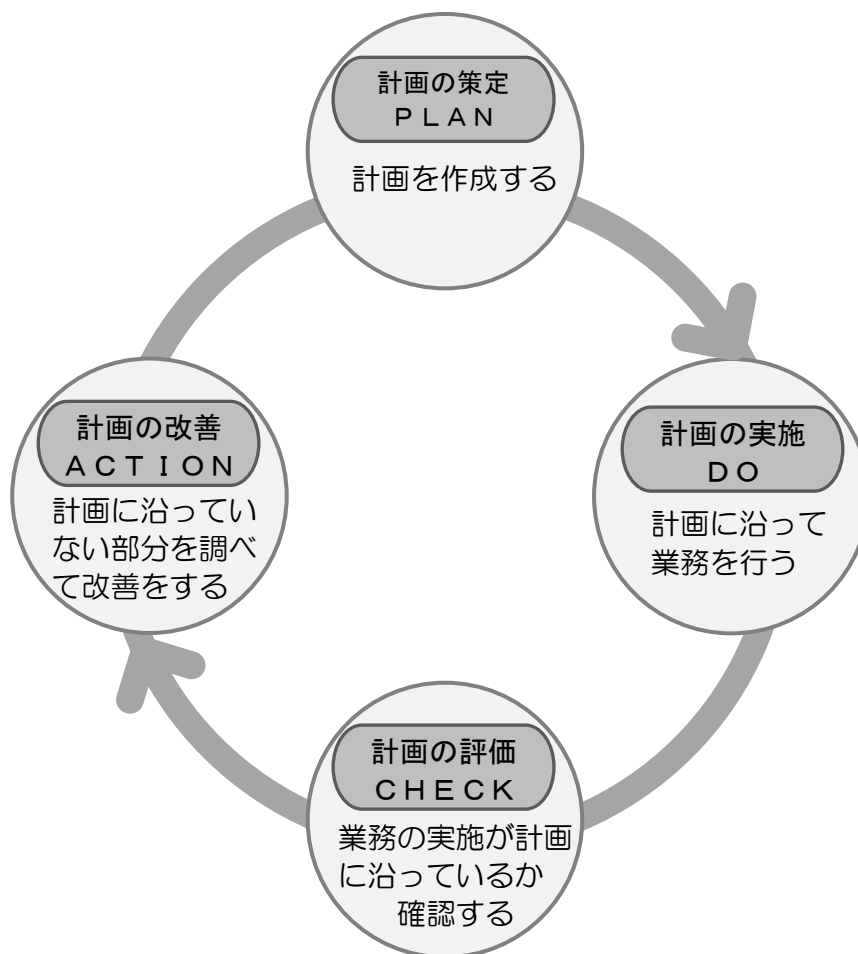
【計画の期間】

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第2次障がい者計画			第3次障がい者計画					
		見直し						見直し
第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		見直し			見直し			
第1期市障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		
		見直し			見直し			

5 計画の進行管理

本計画の進行管理については、各年度において、サービス供給量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行等の達成状況についての点検・評価を行います。

また、PDCAサイクルに沿って事業を実施し、その結果を揖斐川町障がい者自立支援協議会において毎年報告し、意見・提案を受け、計画の見直し等に反映します。



※ PDCAサイクル
P = PLAN（プラン）…具体的な施策など
D = DO（ドゥ）…実行
C = CHECK（チェック）…点検・評価
A = ACTION（アクション）…改善

6 計画の策定体制

(1) 策定委員会等での審議

揖斐川町障がい者自立支援協議会の活動において障がい福祉関係者から得られた意見を参考としました。

(2) アンケート調査の実施

アンケート調査を実施し、障がいのある人の生活状況やニーズ、障がい者団体や福祉の関係者の意向等を把握しました。

調査対象者	◇障がい福祉アンケート 揖斐川町内の 18 歳以上の手帳所持者（施設入所者も含む） ◇障がい児福祉アンケート 揖斐川町内の 18 歳未満の手帳所持者（施設入所者も含む） ◇障がい者の生活に関するアンケート調査 揖斐川町内の障がい者の生活に関わり合いが深い団体及び関係者
配布数	◇障がい福祉アンケート：1,241 通 ◇障がい児福祉アンケート：46 通 ◇障がい者の生活に関するアンケート調査：96 通
抽出方法	手帳所持者等全数抽出
調査方法	郵送による配付・回収
調査期間	令和 2 年 9 月 1 日から令和 2 年 9 月 18 日

(3) パブリックコメント（意見公募）の実施

本計画の策定にあたり、揖斐川町のホームページ・健康福祉課窓口において情報公開を行い、広く町民の方から意見を公募します。

障がい福祉に関する動向	障害者基本計画	障害福祉計画
	障害者基本法の改正 2011 年(平成 23 年)8 月 ○目的と理念の改正・強化 ・基本的人権の尊重 ・障がい者・障がいの定義の見直し ・地域における共生社会の実現 ○差別の禁止 ○個別分野の追加と既存分野の強化 【新設】療育、防災及び防犯、消費者としての障がい者の保護、選挙等における配慮 等	障害者総合支援法の施行 2013 年(平成 25 年)4 月 ○障がい者の定義に難病患者を追加 ○重度訪問介護の対象に知的・精神障がいにより行動障がいのある人を追加 ○共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化 ○障害程度区分を障害支援区分に見直し 障害者総合支援法の改正 2016 年(平成 28 年)6 月公布・2018 年(平成 30 年)4 月施行 ○障がい者の望む地域生活の支援 ・自立生活援助、就労定着支援等 ・高齢障がい者の介護保険サービス利用円滑化 ○サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等
		障害児福祉計画 児童福祉法の改正 2016 年(平成 28 年)6 月公布・2018 年(平成 30 年)4 月施行 ○障がい児支援のニーズの多様化への対応 ・居宅訪問による発達支援 ・障害児福祉計画の策定 等
	障がい福祉全般	
	障害者虐待防止法の施行 2012 年(平成 24 年)10 月 ○障がい者虐待の防止と虐待の早期発見・対応と再発防止等の取組を規定	障害者差別解消法の施行 2016 年(平成 28 年)4 月 ○障害者基本法に定めた「差別の禁止」の規定を具体化 ・地方自治体における差別的取扱いの禁止 等
	発達障害者支援法改正 2016 年(平成28年)8 月 ○発達障がい者が「切れ目のない支援」を受けられるよう、国と自治体に教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮などを求める ○障がいの定義と発達障がいへの理解の促進 ○生活全般にわたる支援の促進 等	障害者雇用促進法の一部改正 2019 年(平成 31 年)3 月閣議決定、一部を除き 2020 年(令和2年)4 月施行 ○障がい者の活躍の場の拡大、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握 等

◆ 第2章 揖斐川町の現状 ◆

1 障がい児者を取り巻く状況

(1) 地域の状況

揖斐川町は、平成 17 年 1 月に 1 町 5 村が合併して誕生しており、約 803 平方キロメートルの広大な面積を有しています。地形としては、大きく分けて、平野部と山間部に分かれており、合併前の旧自治体の中心地間が離れているため、町内の居住地は複数の地域に分散していると言えます。

町の人口は令和 2 年 10 月 1 日時点において 20,561 人であり、少子高齢化の進行に伴って減少を続けています。揖斐川町第 2 次総合計画においては、平成 37 年（2025 年）の目標人口を 19,400 人としており、今後も人口減少が進むことが見込まれています。

(2) 町内の障がい福祉サービス事業所

揖斐川町内には、令和 2 年 12 月 1 日時点において、以下の障がい福祉サービス事業所があります。

区 分	事業所名（事業）	対 応
訪問系サービス	指定居宅介護事業所 ハートヴィレッチ谷汲の杜	身・知・精・児
	揖斐川町社協居宅介護事業所	身・知・精・児 重度訪問介護 同行援護
日中活動サービス	揖斐川町福祉作業所いずみ（生活介護・B型）	身・知・精・難
	ハートピア谷汲の杜（生活介護・就労移行支援）	知
短期入所	西濃サンホーム	身
	岐阜県厚生農業協同組合連合会揖斐総合病院	身・知
共同生活援助	サンライズ谷汲の杜	知
障害者支援施設	西濃サンホーム	身
一般・特定・障害児相談支援	障害者生活支援センター プラス	身・知・精・児 特定・障害児
	揖斐川町相談支援事業所 けやき	身・知・精・児 特定・障害児
指定障害児通所支援事業所	いびがわアップル	児童発達支援
	リハビリのもり	児童発達支援 放課後等デイ

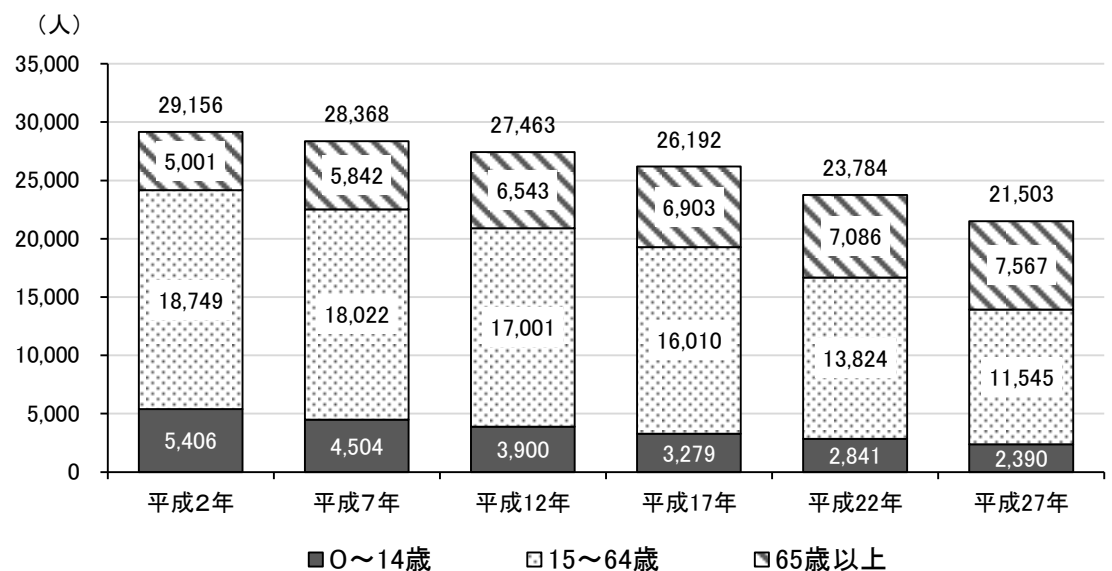
身：身体障がい者 知：知的障がい者 精：精神障がい者 児：障がい児

難：難病を有する方

(3) 人口の推移

揖斐川町の総人口は減少が続いており、平成27年時点で21,503人となっています。年齢3区分別でみると、0～14歳と15～64歳人口が減少し、65歳以上の人口が増加しており、少子高齢化の傾向がうかがえます。

揖斐川町の人口の推移



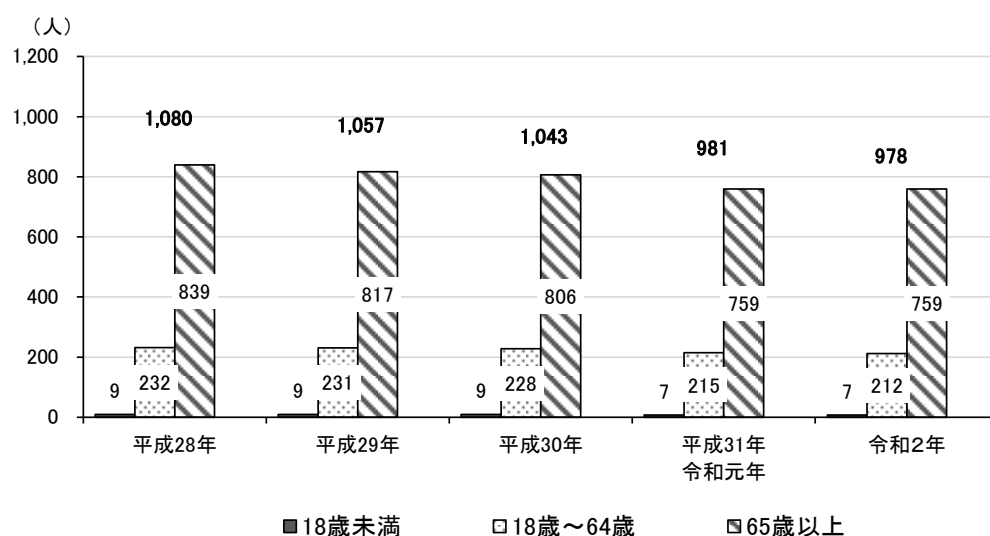
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(4) 障害者手帳所持者数の推移

① 身体障害者手帳所持者数の推移

揖斐川町の身体障害者手帳所持者数は、令和2年3月31日時点で978人となっています。平成28年以降の推移を見ると減少傾向で推移しています。

身体障害者手帳所持者数の推移

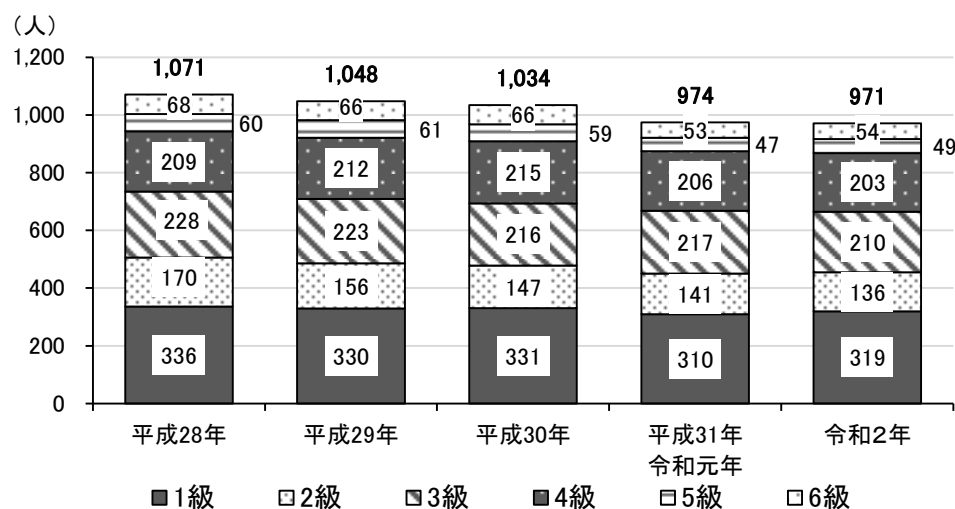


資料：健康福祉課（各年3月31日時点）

② 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

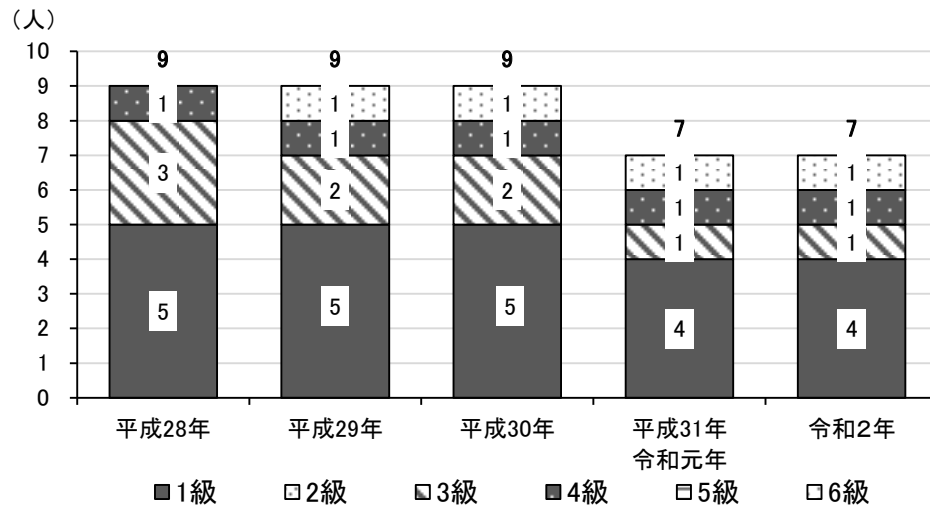
平成28年以降の推移を見ると、18歳以上、18歳未満ともに減少傾向となっています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移（18歳以上）



資料：健康福祉課（各年3月31日時点）

等級別身体障害者手帳所持者数の推移（18歳未満）

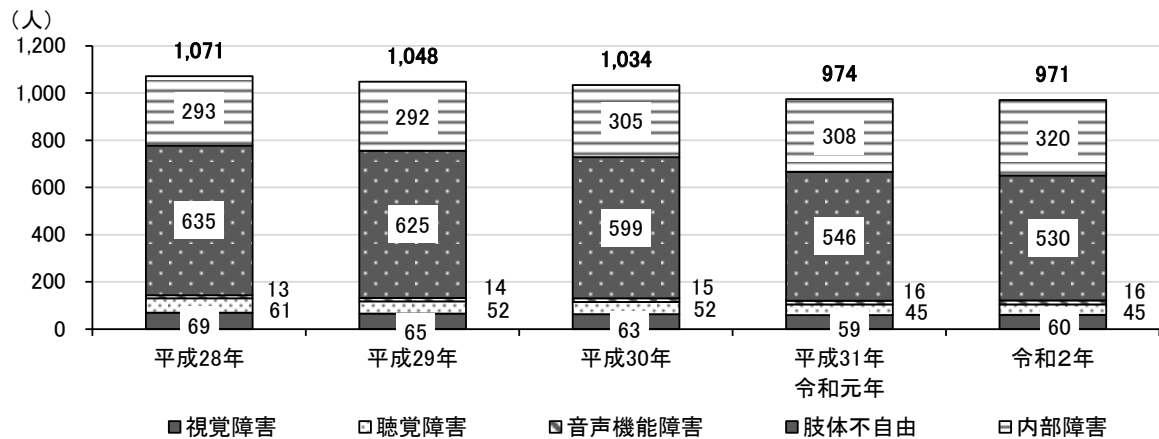


資料：健康福祉課（各年3月31日時点）

③ 部位別身体障害者手帳所持者数の推移

18歳以上の部位別身体障害者手帳所持者数について見ると、「肢体不自由」「内部障害」が多くなっていますが、その数は減少傾向となっています。

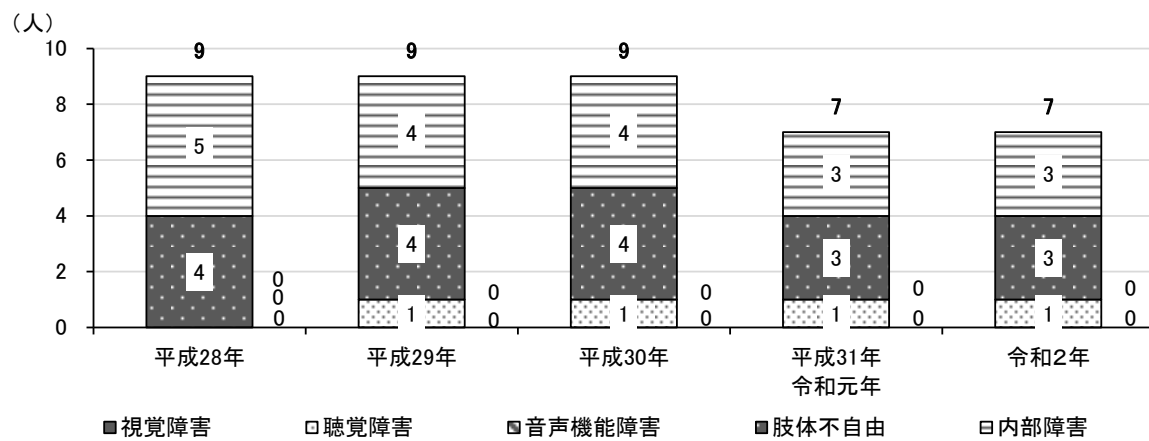
部位別身体障害者手帳所持者数の推移（18歳以上）



資料：健康福祉課（各年3月31日時点）

18 歳未満の部位別身体障害者手帳所持者数についても、「肢体不自由」と「内部障害」が多くなっています。

部位別身体障害者手帳所持者数の推移（18 歳未満）



資料：健康福祉課（各年 3 月 31 日時点）

部位別身体障害者手帳所持者の内訳

(単位：人)

障 害 名	18 歳未満	18 歳以上	合計
視覚障害	0	60	60
聴覚・平衡機能障害	1	45	46
聴覚障害	1	45	46
平衡機能障害	0	0	0
音声機能障害	0	16	16
肢体不自由	3	530	533
上肢不自由	1	214	215
下肢不自由	0	230	230
体幹不自由	1	85	86
脳原性上肢機能障害	1	1	2
脳原性移動機能障害	0	0	0
内部障害	3	320	323
心臓機能障害	2	168	170
腎臓機能障害	1	72	73
呼吸器機能障害	0	34	34
膀胱・直腸機能障害	0	42	42
小腸その他の障害	0	2	2
肝臓機能障害	0	2	2
その他	0	0	0
計	7	971	978

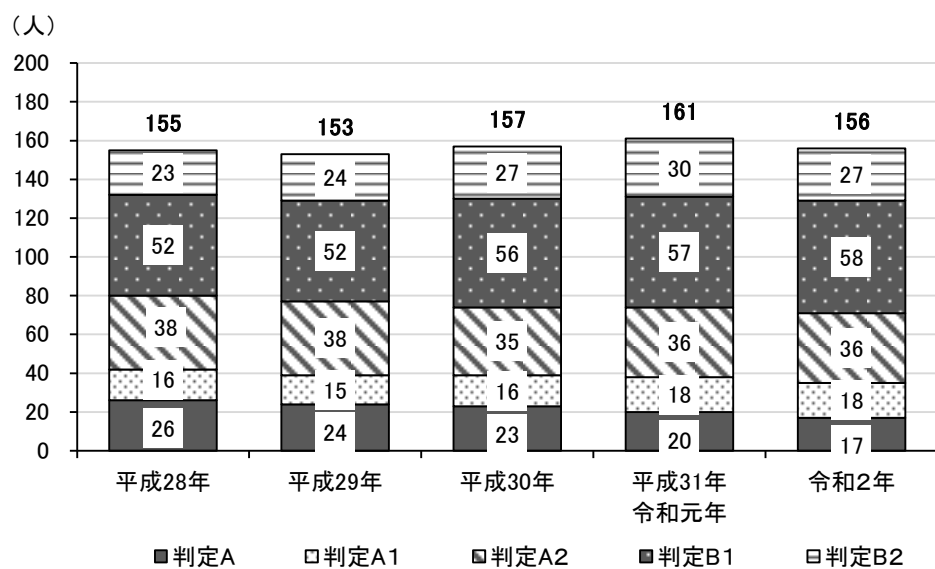
資料：健康福祉課（令和 2 年 3 月 31 日時点）

④ 等級別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、令和2年3月31日時点で18歳以上が156人、18歳未満が43人、合計で199人となっています。

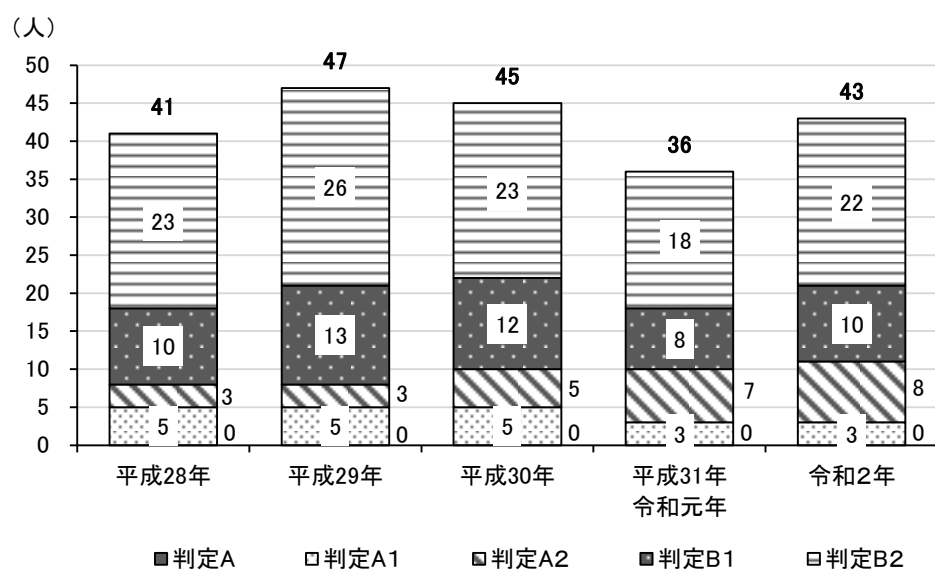
平成28年以降の推移を見ると、18歳以上ではほぼ横ばいとなっています。18歳未満では平成31年（令和元年）に合計人数が40人以下の36人となりましたが、令和2年には再び40人以上となっています。

等級別療育手帳所持者数の推移（18歳以上）



資料：健康福祉課（各年3月31日時点）

等級別療育手帳所持者数の推移（18歳未満）



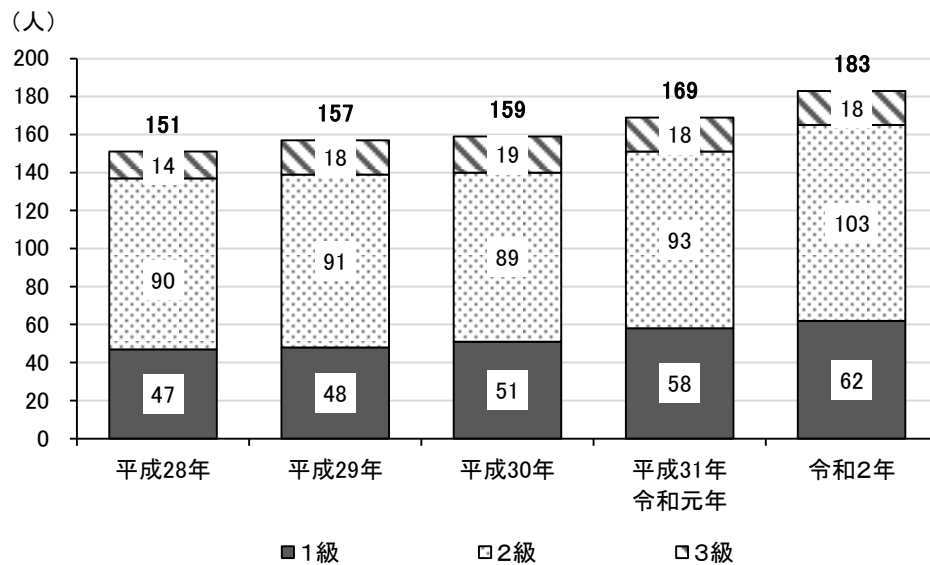
資料：健康福祉課（各年3月31日時点）

⑤ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年3月31日時点で18歳以上が183人、18歳未満の所持者は1人（2級）となっています。

平成28年以降の推移を見ると、年々増加しています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（18歳以上）

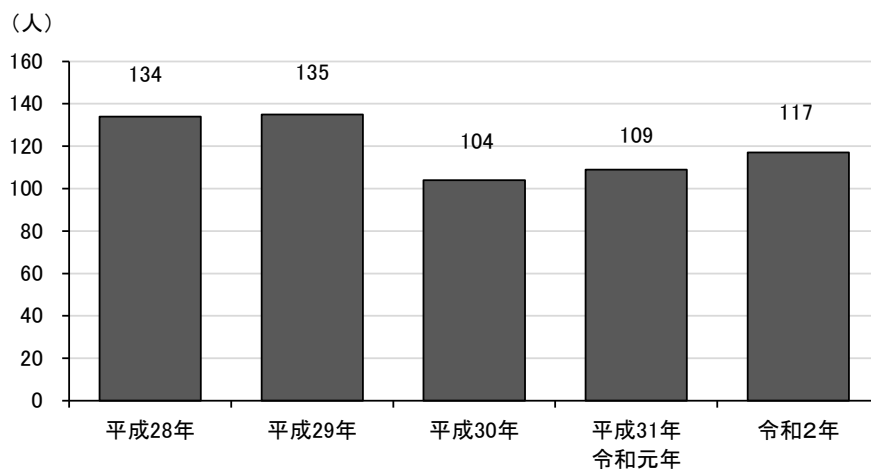


資料：健康福祉課（各年3月31日時点）

⑥ 難病患者数の推移

難病患者数の推移は平成30年に約30人減少しましたが、その後は増加傾向にあり、令和2年では117人となっています。

難病患者の状況



資料：健康福祉課（各年3月31日現在）

(5) 障がい児の現状

① 町内の特別支援学校の状況

町内の特別支援学校在籍者数は、令和2年4月1日時点で16人となっています。

町内の特別支援学校の状況

(単位：人)

学 校 名	種別	在学者数			
		小学部	中学部	高等部	合計
揖斐特別支援学校	特別支援学校	5	2	9	16

資料：揖斐特別支援学校（令和2年4月1日時点）

② 町内の特別支援学級及び通級指導教室の状況

町内の特別支援学級在籍者数は、令和2年4月1日時点で、小学校が30人、中学校が12人、合計42人となっています。

町内の通級指導教室在籍者数は、令和2年4月1日時点で、小学校が47人となっています。

町内の特別支援学級及び通級指導教室の在籍状況

(単位：人)

学 校 名		種別	在学者数
小学校	揖斐小学校	特別支援学級	11
		通級指導教室	7
	大和小学校	特別支援学級	6
		通級指導教室	14
	小島小学校	特別支援学級	3
		通級指導教室	16
	清水小学校	特別支援学級	5
		通級指導教室	5
中学校	谷汲小学校	特別支援学級	5
		通級指導教室	5
	揖斐川中学校	特別支援学級	11
		特別支援学級	1

資料：教育振興課（令和2年4月1日時点）

※通級指導教室…言語や聴覚、情緒等に軽度の障がいのある児童生徒や、LD、ADHD等の発達障がいのある児童生徒が、通常の学級で学びながら、週1～3時間程度の障がいに応じた専門的な指導を受ける。

③ 障がい別特別支援学校本町児童・生徒数の推移

県立揖斐特別支援学校における直近5年間の本町の通学児数の推移をみると、知的障がいの高等部の生徒数が減少傾向となっています。

障がい別特別支援学校本町児童・生徒数の推移（各年4月現在）

（単位：人）

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 令和元年	令和 2 年
肢体不自由					
小学部	2	1	1	1	1
中学部	0	1	1	1	0
高等部	2	2	2	0	1
病弱					
小学部	0	0	0	0	0
中学部	0	0	0	0	0
高等部	0	0	0	0	0
知的障がい					
小学部	2	1	1	2	4
中学部	3	4	4	2	2
高等部	11	11	8	6	8
合計	20	20	17	12	16

資料：教育振興課

④ 障がい児の学級

本町には、町立小学校が8校、町立中学校が4校、組合立小学校が1校あり、令和2年8月現在、1,306人の児童生徒が通学しています。

小学校・中学校の障がい児教育の場としては、知的障がいおよび自閉症・情緒障がいの特別支援学級があり、言語障がいおよびLD、ADHD等の児童を対象とする通級指導教室が一部の小学校に設けられています。

小学校・中学校数と児童生徒数（令和2年8月現在）※（ ）内は養基小学校分

	学校数（校）	在学児数（人）
小学校	8（1）	800（71）
中学校	4	506

資料：教育振興課

障害児の学級在学児数 ※（ ）内は養基小学校分

		学級数 (箇所)	在学児数（人）									
			小学校						中学校			合計
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	1 年	2 年	3 年	
知的障がい学級		7(1)	4(2)	4	4	2	7(1)	3	3	2	2	31(3)
情緒障がい学級		2	0	0	2	3	1	0	2	2	1	11
通 級	言語	2	2	4	3	2	2	1	0	0	0	14
	LD、ADHD 等	4(1)	9	14(1)	10(1)	8(1)	4(1)	3	0	0	0	48(4)

資料：教育振興課

小学校・中学校の障害児の学級在学児数の推移（各年 5 月現在）※（ ）内は養基小学校分

（単位：人）

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 令和元年	令和 2 年
小学校	16	16 (3)	18 (3)	25 (4)	31 (3)
中学校	9	12	9	10	11
合計	25	28 (3)	27 (3)	35 (4)	42 (3)

資料：教育振興課

⑤ 特別支援教育就学奨励金

特別支援学校や小学校・中学校の障がい児の学級に就学する児童生徒の保護者等に、学用品費や給食費等を支給援助することによって、経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励に努めています。

特別支援教育就学奨励金（令和元年度）

	小学校		中学校		合計	
	人数 (人)	支給額 (千円)	人数 (人)	支給額 (千円)	人数 (人)	支給額 (千円)
学用品費・通学用品費	16	67	10	86	26	153
校外活動費等	16	9	10	22	26	31
新入学児童生徒学用品費等	3	29	2	57	5	86
合計	35	102	22	165	57	270

資料：教育振興課

⑥ 教育支援相談件数

特別な支援を要する児童生徒の適正な就学に関する審議やより望ましい支援についての審議を行うため、教職員、保育士、医師、言語聴覚士等の専門家で構成する「教育支援委員会」が設けられています。令和元年度に教育支援委員会において検討された人数は 136 人となっています。

教育支援相談件数（令和元年度）

（単位：人）

	幼児	小学生	中学生	合計
支援人数	17	109	10	136

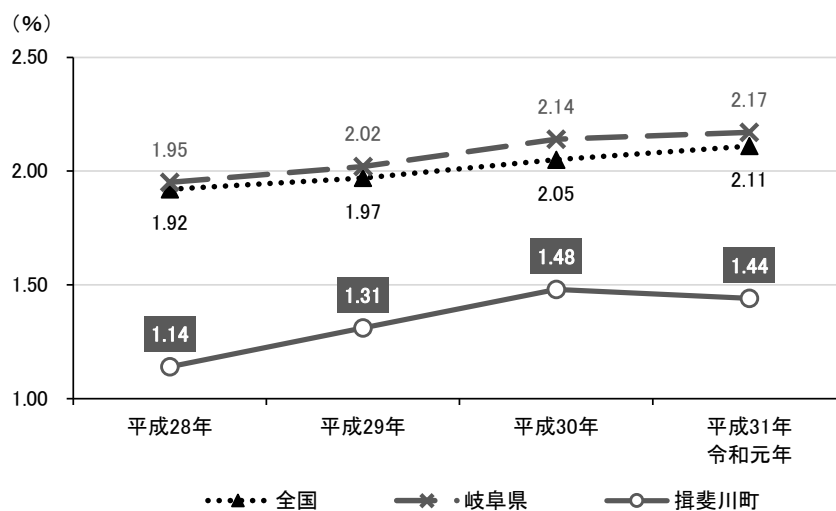
資料：教育振興課

(6) 雇用・就業の状況

① 民間企業における障がい者の雇用の状況

民間企業における障がい者の法定雇用率は、平成30年3月までは2.0%、それ以降は2.2%となっています。平成31年（令和元年）の民間企業における障がい者雇用率は、全国2.11%、岐阜県2.17%、揖斐川町1.44%となっており、いずれも法定雇用率には達していません。

民間企業の障がい者雇用率の推移

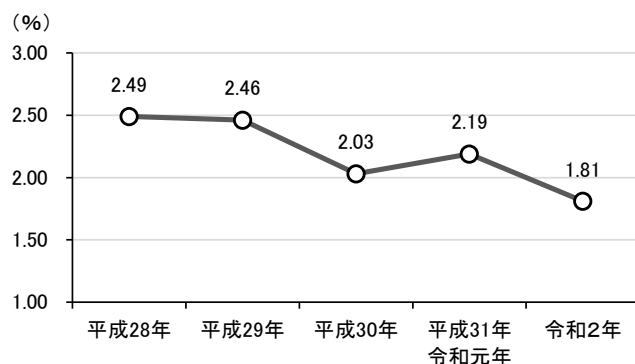


資料：厚生労働省（全国）、岐阜労働局（岐阜県）、大垣公共職業安定所（各年6月1日現在）

② 揖斐川町の雇用状況

地方公共団体における障がい者の法定雇用率は令和3年3月1日から2.6%となっています。令和2年の揖斐川町役場の障がい者雇用率は1.81%で、平成30年以降は法定雇用率を達成できていない状況です。

揖斐川町役場の障がい者雇用率の推移



揖斐川町役場の障がい者雇用状況

算定基礎労働者数(人)	359.55
障がい者数(人)	6.5
雇用率(%)	1.81

資料：総務防災課

(7) 相談・情報提供の状況

① 相談事業

・障害者生活支援センター

障害者生活支援センターは、地域で生活している障がい者やその家族の相談に応じ、助言を行うなど、地域生活に必要な支援を行うものです。障がいの種類別に各相談機関に委託していますが、町内にあるのは「障害者生活支援センター プラス」のみです。

障害者相談支援事業所名

区分	事業所名
身体障がい	障害者生活支援センター プラス
知的障がい	ゆう、大垣市柿の木荘
精神障がい	グリーンヒル、せせらぎ

・各種相談員

障がい者の身近な問題について様々な相談に応じるとともに、福祉事務所・保健所など関係機関の業務に対する協力や地域活動の中心的役割を担うことを業務とする相談者として、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員および福祉委員がいます。

各種相談員数（令和2年4月現在）

（単位：人）

区分	身体障害者 相談員	知的障害者 相談員	民生委員 児童委員	福祉委員
相談員数	9	3	72	249

資料：健康福祉課

(8) 保健・医療の状況

① 乳幼児健康診査等

乳幼児の健康診査は、障がい等の異常を早期に発見し、早期に適切な援助等を講じるために行うもので、乳幼児の健康の保持増進を図るうえで非常に重要です。

平成31年（令和元年）の受診率は、乳幼児で100%となっており、1歳6カ月児や3歳児で95%以上となっています。

乳児健康診査受診状況

(単位：人)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 令和元年
対象者数	125	107	109	68
受診者数	121	105	108	68
受診率	96.8%	98.1%	99.1%	100%
異常なし	92	82	91	62
要観察	28	16	9	5
要精検	1	1	3	1
要治療	0	0	5	0

1 歳 6 月児健康診査受診状況

(単位：人)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 令和元年
対象者数	117	137	109	102
受診者数	116	136	103	98
受診率	99.1%	99.3%	94.5%	96.1%
異常なし	71	73	56	57
要観察	43	54	42	40
要精検	0	5	1	0
要治療	2	4	0	1

3 歳児健康診査受診状況

(単位：人)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 令和元年
対象者数	136	133	122	110
受診者数	135	129	119	107
受診率	99.3%	97.0%	97.5%	97.3%
異常なし	91	97	74	67
要観察	42	29	43	35
要精検	0	1	1	3
要治療	2	2	1	2

② 妊産婦・新生児・未熟児の家庭訪問

多胎、若年、育児不安、産後うつ等の精神的不安定のために、支援が必要な妊産婦に対し、心理的サポートや育児支援等のきめ細やかな家庭訪問を実施しています。

妊産婦・新生児・未熟児の家庭訪問

(単位：人)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 令和元年
妊産婦	126	175	100	82
新生児・乳児	133	219	120	95
未熟児	6	29	11	2

(9) 生活環境

① 建築物・道路・公共交通機関

バリアフリー法が定着し、公共的施設のバリアフリー化が行われています。本町の主な公共的施設のバリアフリー化の状況は以下の通りとなっています。

主な公共的施設のバリアフリー化の状況 ※「○」は整備済み

区 分	障害者専用 駐車場	スロープ	自動ドア	点字 ブロック	車いす用 トイレ	エレベータ ー
役場	○	○	○	○	○	○
地域交流センター	○	○	○	○	○	○
健康広場	○	○	○	○	○	○
保健センター		○	○		○	
水と森の学習館		○	○		○	

第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画期間中の障がい福祉サービスの利用実績は次のとおりです。なお、各年度3月末時点の実績を記載しています。

(1) 自立支援給付事業の利用状況

① 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護の利用時間については、実績値が計画値を下回っています。

サービスの概要

サービス名	サービスの内容
居宅介護（ホームヘルプ）	障がい者の自宅で、入浴・排泄・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	常に介護を必要とする肢体の重度障がい者に、自宅で入浴・排泄・食事等の介護、外出時における移動介護等を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者に、移動時又は外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）や必要な移動の援護、排泄、食事の介護を行います。
行動援護	常に介護を必要とし、知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難を有する方に、行動するときに生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障がい者等包括支援	常に介護を必要とし、意思疎通及び障がいによって行動上著しい困難を有する方に、居宅介護、生活介護、短期入所等の支援を包括的に行います。

第5期計画における計画値と実績値

サービス名	区分	実績値	第5期計画期間		
		計画値	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人／月	実績値	21	24	23.3
		計画値	22	23	24
	時間／月	実績値	249	338	311
		計画値	330	345	360
重度訪問介護	人／月	実績値	0	1	1
		計画値	1	1	1
	時間／月	実績値	0	180	190
		計画値	211	211	211
同行援護	人／月	実績値	1	1	1
		計画値	3	3	3
	時間／月	実績値	12	1	4
		計画値	33	33	33
行動援護	人／月	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
	時間／月	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
重度障がい者等 包括支援	人／月	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
	時間／月	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0

障害福祉サービスの訪問系サービスである居宅介護は障害支援区分1以上という利用条件があります。令和元年度の利用状況をみると、区分3での利用が特に多くなっています。

居宅介護障害支援区分別利用実績（令和元年度分）

	利用時間	利用単位数	月平均利用者数	身体介護 中心	通院等介助 中心	家事援助 中心
	(時間)	(単位)	(人)	(人)	(人)	(人)
区分1	0	0	0	0	0	0
区分2	58.9	14,756	5.5	0	0.6	5.5
区分3	117.5	37,582	8.2	3.0	1.7	8.2
区分4	71.3	21,789	6.3	2.7	5.2	1.0
区分5	46.8	25,968	2.1	2.1	0	0
区分6	0	0	0	0	0	0
合計	294.5	100,095	22.1	7.8	7.5	14.7

(注) 利用単位数とは、サービスに要する費用の額の算定単位数をいう。

② 日中活動系サービス

就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）が増加しています。

また、令和元年度の生活介護の障害支援区分別の内訳をみると、区分5、区分6の方の利用が多くなっています。

サービスの概要

サービス名	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする方に、主に昼間に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	病院や施設を退院・退所した方が、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	病院や施設を退院・退所した方が、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労をめざす方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般就労が困難な方に、雇用契約を結び、就労の機会の提供や生産活動等の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援（B型）	企業等や就労継続支援A型での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難になった方又は雇用契約に結び付かなかった方に、就労機会や生産活動の場、就労に向けた支援等を行います。
療養介護	常に医療及び介護を必要とする方で、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、医学的管理の下での介護や日常生活上の支援等を行います。
就労定着支援	一般就労した障がい者の生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
短期入所（医療型）	居宅で介護を行う方が病気等の理由により、介護できない場合に、施設等で短期間入所し、入浴、排泄、食事の介護及び医学的管理の下での治療等を行います。
短期入所（福祉型）	居宅で介護を行う方が病気等の理由により、介護できない場合に、施設等で短期間入所し、入浴、排泄、食事の介護を行います。

第5期計画における計画値と実績値

サービス名	区分	実績値	第5期計画期間		
		計画値	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度
生活介護	人／月	実績値	78	30	76
		計画値	42	44	46
	人日／月	実績値	1,526	520	1,597
		計画値	798	836	874
自立訓練（機能訓練）	人／月	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
	人日／月	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人／月	実績値	3	1	2
		計画値	1	1	1
	人日／月	実績値	69	23	42
		計画値	22	22	22
就労移行支援	人／月	実績値	4	6	6
		計画値	3	4	5
	人日／月	実績値	76	114	104
		計画値	54	72	90
就労継続支援（A型）	人／月	実績値	15	15	15
		計画値	16	17	18
	人日／月	実績値	312	306	298
		計画値	288	306	324
就労継続支援（B型）	人／月	実績値	21	28	29
		計画値	21	22	23
	人日／月	実績値	381	543	519
		計画値	336	352	368
療養介護	人／月	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	1
就労定着支援	人／月	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1
短期入所（医療型）	人／月	実績値	0	0	0
		計画値	5	5	5
	人日／月	実績値	0	0	0
		計画値	50	50	50
短期入所（福祉型）	人／月	実績値	4	3	2
		計画値	1	1	1
	人日／月	実績値	24	6	6
		計画値	3	3	3

* 生活介護について、平成31年度のみ数値の取り方が異なります。

生活介護障害支援区分別利用実績（令和元年度分）

	利用日数	利用単位数	月平均利用者数
	（時間）	（単位）	（人）
区分 1	0	0	0
区分 2	1	483	0
区分 3	4	2,020	0
区分 4	55	38,023	4
区分 5	357	328,567	21
区分 6	595	750,740	30

※区分 2 は 50 歳以上

③ 居住系サービス

共同生活援助の利用者数は、計画値をやや上回り、施設入所支援の実績値は計画値を下回っている状態で推移しています。

サービスの概要

サービス名	サービスの内容
自立生活援助 （平成 30 年 4 月 1 日より）	定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除等に課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助（グループホーム）	地域において共同生活を営む方に、主に夜間に共同生活を営む住居において、相談その他日常生活の援助を行います。
施設入所支援	施設入所者に対して、主に夜間に入浴、排泄、食事の介護等のサービスを行います。

第 5 期計画における計画値と実績値

サービス名	区分	実績値	第 5 期計画期間		
		計画値	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度	令和 2 年度
自立生活援助（平成 30 年 4 月 1 日より）	人／月	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	1
共同生活援助	人／月	実績値	17	16	18
		計画値	14	15	16
施設入所支援	人／月	実績値	41	39	39
		計画値	47	47	46

④ 相談支援

地域移行支援、地域定着支援については、サービスの利用がありませんでした。計画相談支援の利用者数は平成 30 年度以降、実績値が計画値を下回っています。

サービスの概要

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障がい福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援等）を利用するすべての方に対し、相談支援専門員が支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成します。また、サービスの利用状況等を検証し、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方に、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	施設・病院から退所・退院して一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な方に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の相談を行います。

第 5 期計画における計画値と実績値

サービス名	区分	実績値	第 5 期計画期間		
		計画値	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度	令和 2 年度
計画相談支援	人／月	実績値	35	28	26
		計画値	31	33	35
地域移行支援	人／月	実績値	0	0	0
		計画値	2	2	2
地域定着支援	人／月	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1

（２）障がい児支援給付事業の利用状況

放課後等デイサービスの利用者数は実績値が計画値を下回っていますが、実績値が増加傾向にあります。

また、平成 31 年度（令和元年度）の実績において「児童発達支援」「放課後等デイサービス」については、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、利用を自粛する人が多く出たため、人数が少なくなっています。

サービスの概要

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	身体、知的、精神障がい（発達障がいを含む）のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	身体、知的、精神障がい（発達障がいを含む）のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び医療的管理下において必要な治療を行います。
放課後等デイサービス	特別支援学校等に通学している児童に、授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流その他の便宜を供与します。
障がい児相談支援	児童福祉サービスを利用するすべての児童に、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、障がい児支援利用計画案を作成します。また、サービスの利用状況等を検証し、計画の見直しを行います。
保育所等訪問支援	幼稚園等に訪問し、他の幼児との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援 （平成 30 年 4 月 1 日より）	外出な困難である就学前の重症心身障がい児に対し、保育士等が自宅を訪問して療育を提供します。

第 1 期計画における計画値と実績値

サービス名	区分	実績値	第 1 期計画期間		
		計画値	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度	令和 2 年度
児童発達支援	人／月	実績値	42	17	35
		計画値	43	45	47
	人日／月	実績値	149	40	120
		計画値	172	180	188
医療型児童発達支援	人／月	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	2
	人日／月	実績値	0	0	0
		計画値	3	3	6
放課後等デイサービス	人／月	実績値	20	20	26
		計画値	23	28	33
	人日／月	実績値	184	148	193
		計画値	161	196	231
障がい児相談支援	人／月	実績値	14	25	17
		計画値	15	18	21
保育所等訪問支援	人／月	実績値	0	0	0
		計画値	2	3	4
	人日／月	実績値	0	0	0
		計画値	4	6	8
居宅訪問型児童発達支援 （平成 30 年 4 月 1 日より）	人／月	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1
	人日／月	実績値	0	0	0
		計画値	3	3	3

(3) 地域生活支援事業の利用状況

① 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、障がい者相談支援事業等

相談支援事業の実績値は計画値通りとなっています。移動支援事業の利用者数・利用時間は、実績値が計画値を下回っています。成年後見制度利用支援事業の利用はありませんでした。

サービスの概要

サービス名	サービスの内容
理解促進研修・啓発事業	日常生活や社会生活を営む上で支障となる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を促進する研修や啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう地域における自発的な取り組みを支援します。
相談支援事業	障がいのある方やそのご家族から、福祉サービスの利用や困っていること等についての相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者とその家族の地域における生活を支援するために、福祉サービスの利用や各種制度の活用に関することなどの様々な相談に応じます。
基幹相談支援センター等機能脅威化事業	相談支援事業を適正かつ円滑に実施できるよう、専門的職員を設置し、相談支援機能の強化を図ります。
住居入所等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由で入居が困難な方に、入居に必要な調整や地域生活等の支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが適当であると認められる方に、成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度の後見業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備します。
意思疎通事業	障がいのある方と障がいのない方の意思疎通の支援を行う者の派遣や養成等を行います。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活の会話ができる知識や表現技術を習得した手話奉仕員の養成を図ります。
移動支援事業	障がい者の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進等の多様な活動の場を設けます。

第5期計画における計画値と実績値

サービス名	区分	実績値	第5期計画期間		
		計画値	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実績値	1	1	0
		計画値	いびがわ健康福祉フェアを通じた実施を検討する。		
自発的活動支援事業	実施の有無	実績値	0	0	0
		計画値	必要に応じて対応する。		
相談支援事業	委託事業所数	実績値	5	5	5
		計画値	5	5	5
基幹相談支援センター	実施の有無	実績値	1	1	1
		計画値	実施に向けて検討する。		
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実績値	0	0	0
		計画値	実施に向けて検討する。		
住居入所等支援事業	実施の有無	実績値	0	0	0
		計画値	実施に向けて検討する。		
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	実績値	0	0	0
		計画値	必要に応じて対応する。		
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実績値	0	0	0
		計画値	実施に向けて働きかける。		
意思疎通事業	実利用者数	実績値	1	0	0
		計画値	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	実利用者数	実績値	5	5	4
		計画値	10	10	10
移動支援事業	人／月	実績値	9	9	6
		計画値	13	14	15
	時間／月	実績値	121	112	65.3
		計画値	156	168	180
地域活動支援センター事業	委託事業所数	実績値	2	2	2
		計画値	2	2	2
	実利用者数	実績値	3	3	3
		計画値	2	2	2

② 日常生活用具給付事業

在宅療養等支援用具については、各年度において給付状況にばらつきがあります。
排泄管理支援用具の実績値は計画値を上回った状態で推移しています。

サービスの概要

サービス名	サービスの内容
日常生活用具給付事業	障がい者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活上必要となる生活用具の支給を行います。

第5期計画における計画値と実績値

サービス名	区分	実績値	第5期計画期間		
		計画値	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度
介護・訓練支援用具	件	実績値	2	1	1
		計画値	1	1	1
自立生活支援用具	件	実績値	2	0	2
		計画値	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	実績値	8	9	4
		計画値	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	件	実績値	0	2	1
		計画値	2	2	2
排泄管理支援用具	件	実績値	491	535	536
		計画値	480	480	480
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	実績値	0	1	0
		計画値	2	2	2

③ 訪問入浴事業、日中一時支援事業、タイムケア事業等

タイムケア事業の利用者数は減少傾向となっています。

サービスの概要

サービス名	サービスの内容
訪問入浴事業	在宅の重度身体障がい者で、自力又は家族等の介助だけでは入浴が困難な方に、訪問入浴を行います。
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、介護者の負担軽減を図ります。
タイムケア事業	障がいのあるお子さんが放課後等に活動する場を確保し、介護者の就労支援及び家族の負担軽減を図ります。
自動車運転免許取得助成事業	身体又は知的障がい者が、就労等社会活動への参加を目的として自動車運転免許を取得する場合に、取得に要する費用の一部助成を行います。
自動車改造助成事業	身体障がい者が、自ら所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就業や地域での自立生活及び社会参加の促進を行います。

第5期計画における計画値と実績値

サービス名	区分	実績値	第5期計画期間		
		計画値	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度
訪問入浴事業	人	実績値	3	4	4
		計画値	3	3	3
日中一時支援事業	人	実績値	4	3	2
		計画値	3	3	3
タイムケア事業	人／月	実績値	5	2	2
		計画値	—	—	—
	人日／月	実績値	32	11	4
		計画値	—	—	—
自動車運転免許取得助成事業	人	実績値	1	0	0
		計画値	1	1	1
自動車改造助成事業	人	実績値	0	0	2
		計画値	1	1	1

(4) 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の成果目標の検証

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度末における施設入所者数は平成28年度末時点の施設入所者数から7人削減し、39人となりました。また、平成28年度末時点の施設入所者数の地域生活に移行する目標の5人に対して、移行者はありませんでした。

	第5期計画目標	実績
施設入所者数	46人	39人
施設入所から地域生活へ移行する人数	5人	0人

※地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数とします。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

専門部会等の保健、医療、福祉関係者による協議の場は、揖斐郡又は町内での設置を目標としましたが、設置に至っていません。

	第5期計画目標	実績
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに係る保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	揖斐郡又は町内で設置	未実施

③ 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備は圏域又は揖斐郡内での整備を目標としていましたが、令和2年度末に西濃圏域での整備を行いました。

	第5期計画目標	実績
地域生活支援拠点等の整備	圏域又は揖斐郡内で 1箇所	令和2年度末に 西濃圏域で整備

④ 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行者数は2人を目標としていましたが、移行者はありませんでした。

就労移行支援事業利用者数は4人を目標としていましたが、目標以上の6人となりました。

就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合は、実績がありませんでした。また、就労定着支援事業の1年後の職場定着率についても、実績がありませんでした。

	第5期計画目標	実績
福祉施設から一般就労への移行者数	2人	0人
就労移行支援事業利用者数	4人	6人
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	5割以上	実績なし
就労定着支援事業による1年後の職場定着率	8割以上	実績なし

※一般就労移行者数とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援事業を通じて、一般就労に移行した者の数とします。

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置については、町内での設置を目指していましたが、設置には至っていません。

保育所等訪問支援の利用体制の構築については、圏域で1箇所確保し、利用体制を構築しています。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所についても圏域で1箇所確保し、利用体制を構築しています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場は、圏域で設置しました。

	第1期計画目標	実績
児童発達支援センターの設置	町内で1箇所	未設置
保育所等訪問支援の充実	町内で1箇所	圏域で1箇所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス	圏域又は揖斐郡内で1箇所	圏域で1箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	町内で設置	圏域で1箇所

◆ 第3章 アンケート調査結果 ◆

1 アンケート調査の概要

① 調査の目的

「第3次障がい者計画」「第6期揖斐川町障がい福祉計画」「第2期揖斐川町障がい児福祉計画」策定のための基礎資料として、アンケート調査を実施したものです。

② 調査対象

◇障がい福祉アンケート

揖斐川町内の18歳以上の手帳所持者（施設入所者も含む）

◇障がい児福祉アンケート

揖斐川町内の18歳未満の手帳所持者（施設入所者も含む）

◇障がい者の生活に関するアンケート調査

揖斐川町内の障がい者の生活に関わり合いが深い団体及び関係者

③ 調査期間

令和2年9月1日から令和2年9月18日

④ 調査方法

郵送による配付・回収

⑤ 回収状況

アンケートの種類	配付数	有効回答数	有効回答率
障がい福祉計画アンケート	1,241 通	685 通	55.2%
障がい児福祉計画アンケート	46 通	26 通	56.5%
障がい者の生活に関するアンケート	96 通	61 通	63.5%

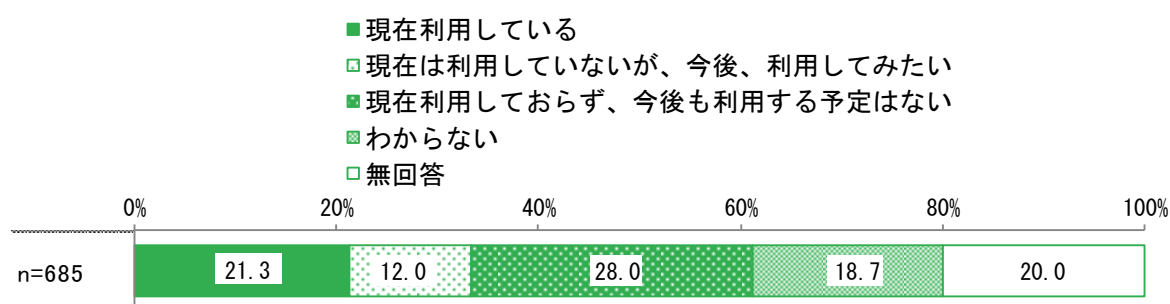
2 障がい児者

(1) 障がい福祉計画アンケート

福祉サービスについて

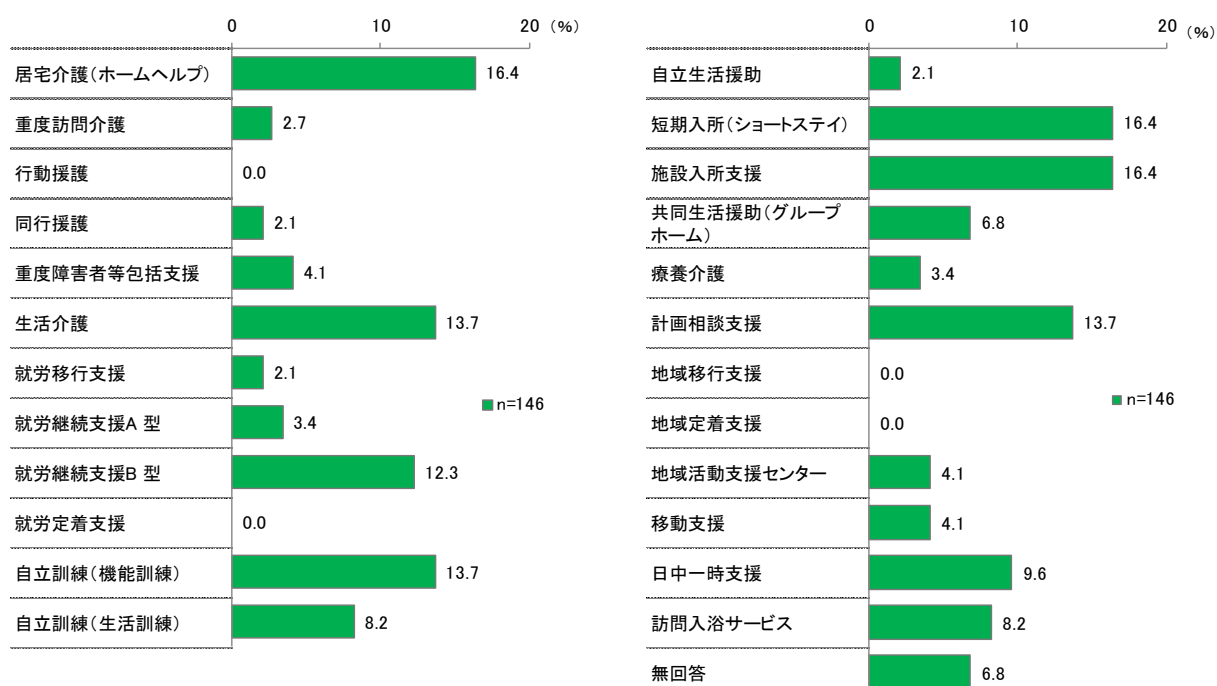
障がい福祉サービスの利用状況についてお答えください。(1つに○)

「現在利用しておらず、今後も利用する予定はない」の割合が28.0%と最も高く、次いで「現在利用している」の割合が21.3%、「わからない」の割合が18.7%、「現在は利用していないが、今後、利用してみたい」の割合が12.0%となっています。



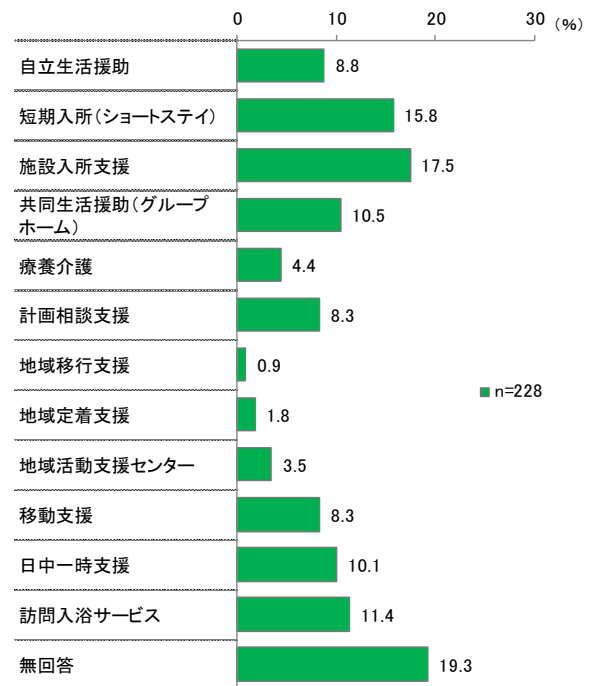
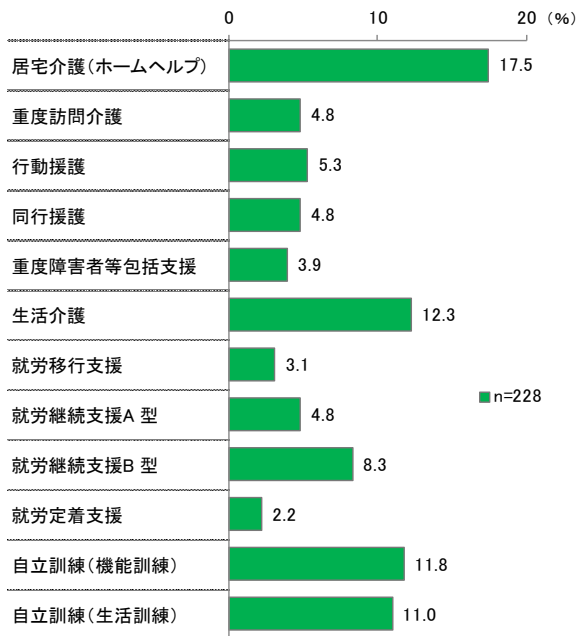
「あなた」は、次の障がい福祉サービスを利用していますか。
 (あてはまるものすべてに○)

「居宅介護 (ホームヘルプ)」「短期入所 (ショートステイ)」「施設入所支援」の割合が16.4%と最も高く、次いで「生活介護」「自立訓練 (機能訓練)」「計画相談支援」の割合が13.7%となっています。



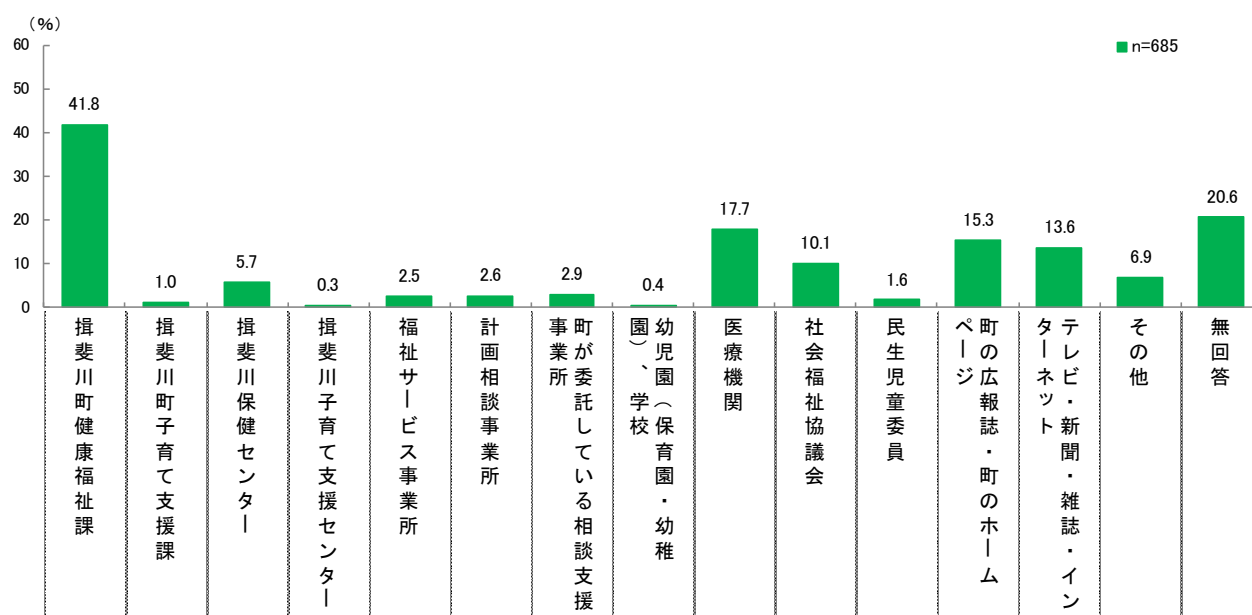
「あなた」が、今後も利用したい次の障がい福祉サービスはどれですか。
(あてはまるものすべてに○)

「居宅介護（ホームヘルプ）」「施設入所支援」の割合が17.5%と最も高く、次いで「短期入所（ショートステイ）」の割合が15.8%、「生活介護」の割合が12.3%となっています。



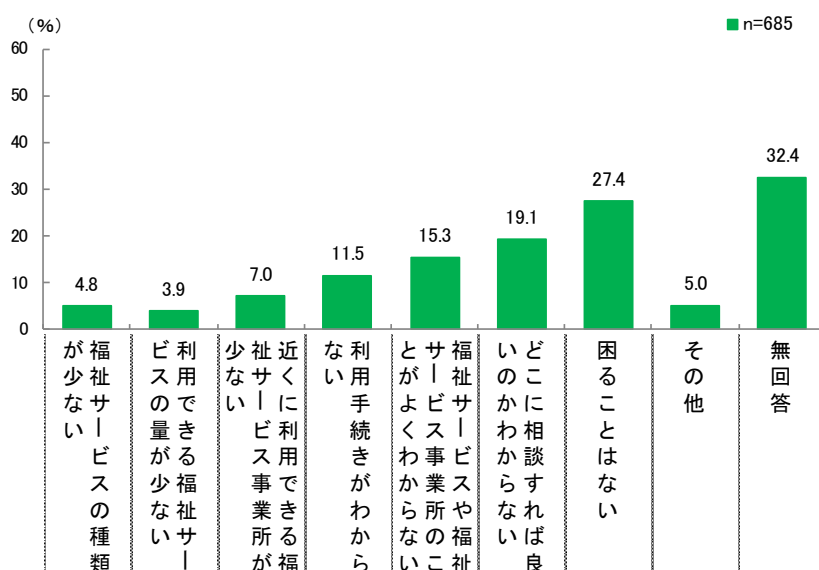
福祉サービスの情報をどこで入手していますか。（あてはまるものすべてに○）

「揖斐川町健康福祉課」の割合が41.8%と最も高く、次いで「医療機関」の割合が17.7%、「町の広報誌・町のホームページ」の割合が15.3%となっています。



福祉サービスを利用するときに何か困っていることがありますか。（あてはまるものすべてに○）

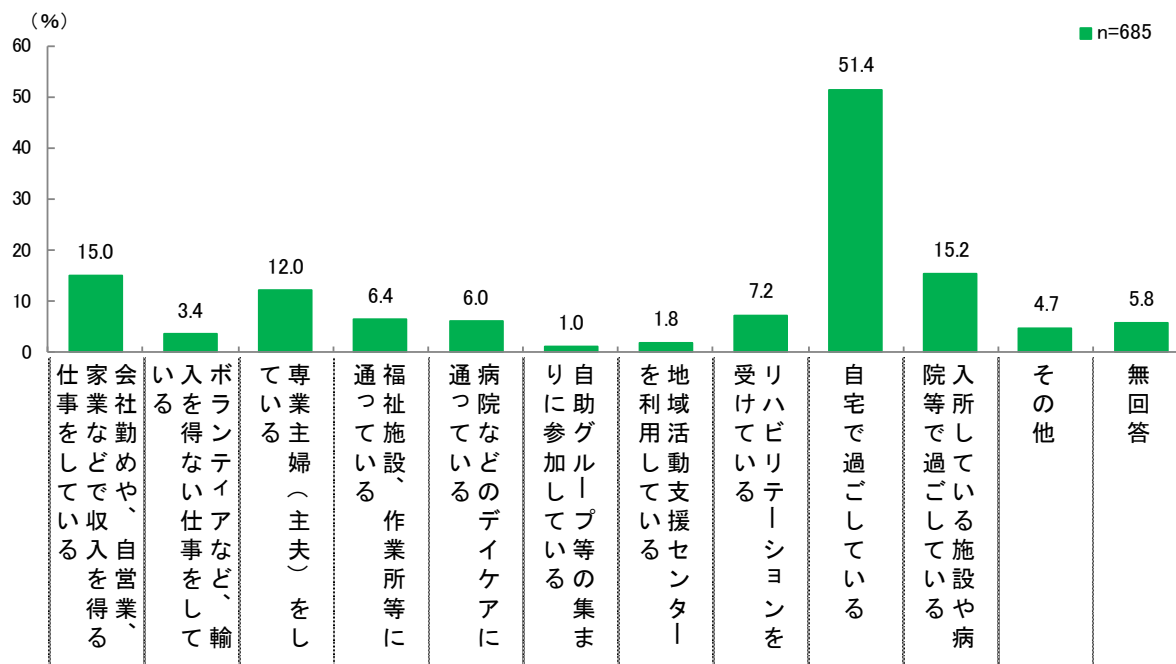
「困ることはない」の割合が27.4%と最も高く、次いで「どこに相談すれば良いのかわからない」の割合が19.1%、「福祉サービスや福祉サービス事業所のことがよくわからない」の割合が15.3%となっています。



日中活動や就労に就いて

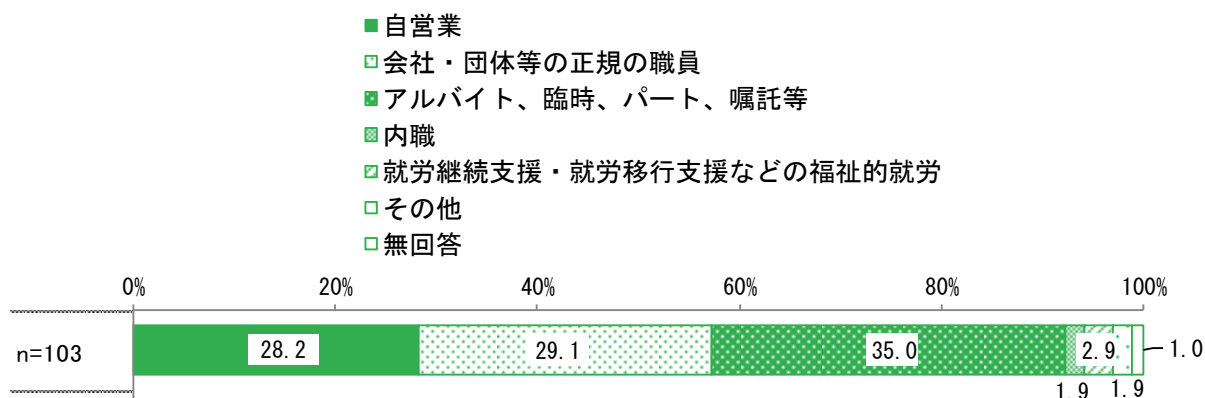
「あなた」は平日の日中を主にどのように過ごしていますか。
(あてはまるものすべてに○)

「自宅で過ごしている」の割合が51.4%と最も高く、次いで「入所している施設や病院等で過ごしている」の割合が15.2%、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」の割合が15.0%となっています。



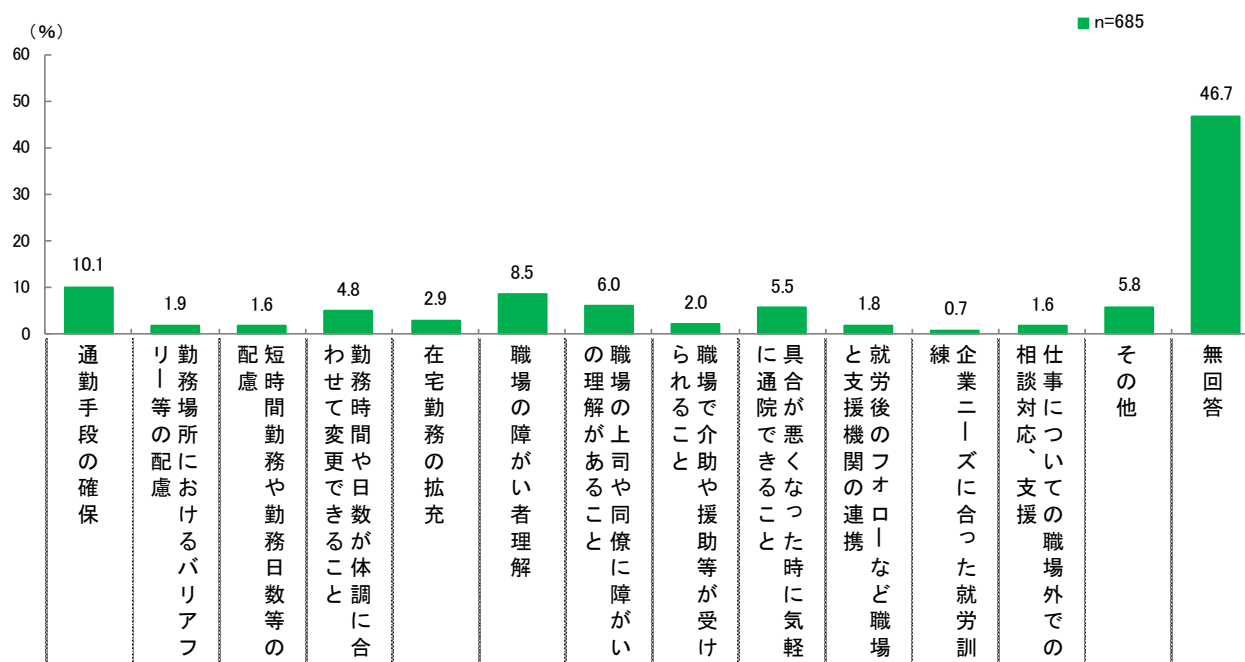
「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」の場合、仕事の形態は次のうちどれですか。（1つに○）

「アルバイト、臨時、パート、嘱託等」の割合が35.0%と最も高く、次いで「会社・団体等の正規の職員」の割合が29.1%、「自営業」の割合が28.2%となっています。



「あなた」は、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。
(1つに○)

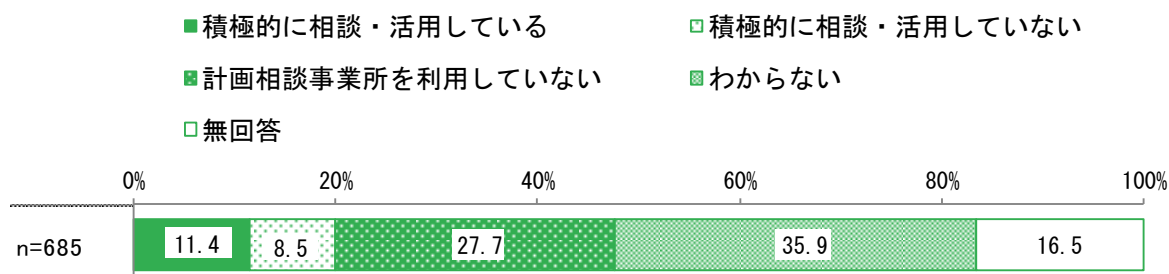
「通勤手段」の割合が10.1%と最も高く、次いで「職場の障がい者理解」の割合が8.5%、
「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」の割合が6.0%となっています。



相談について

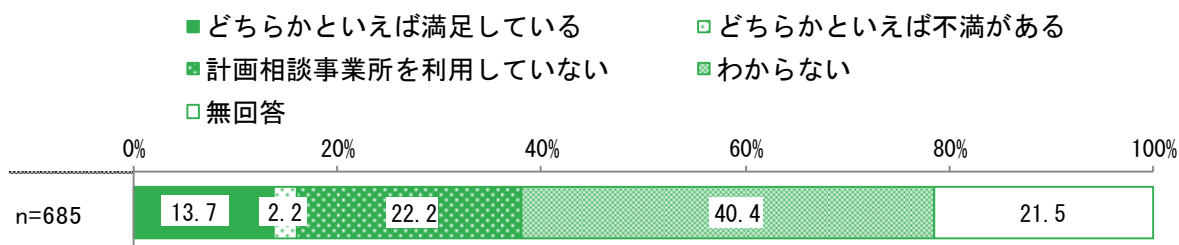
サービス利用計画を作成している計画相談事業所をどの程度活用していますか。
(1つに○)

「わからない」の割合が35.9%と最も高く、次いで「計画相談事業所を利用していない」の割合が27.7%、「積極的に相談・活用している」の割合が11.4%となっています。



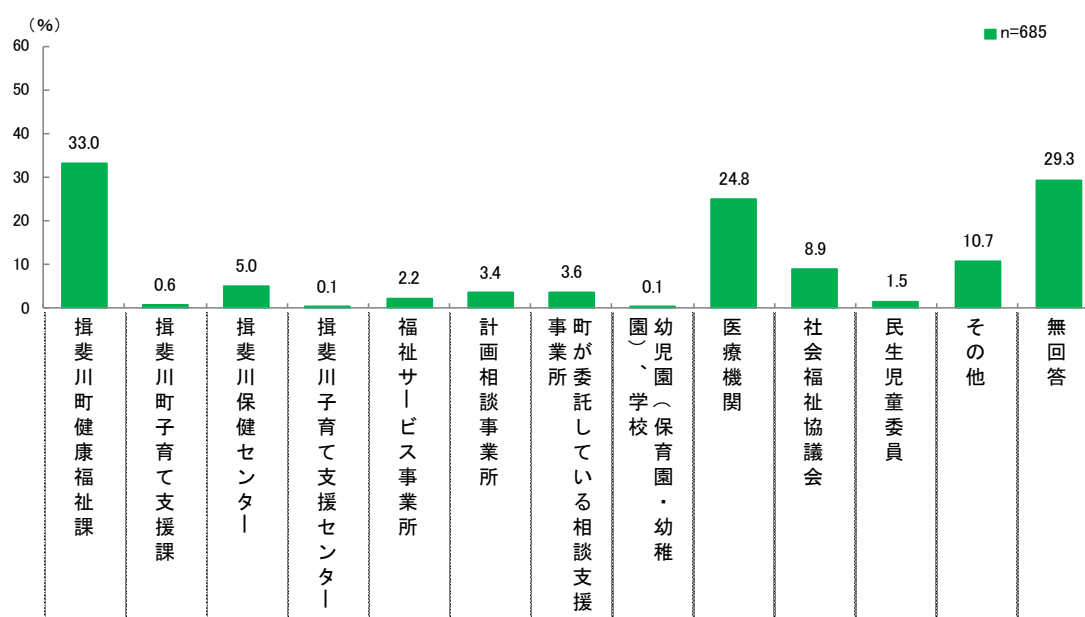
計画相談事業所の対応には満足していますか。(1つに○)

「わからない」の割合が40.4%と最も高く、次いで「計画相談事業所を利用していない」の割合が22.2%、「どちらかといえば満足している」の割合が13.7%となっています。



よく利用する相談先はどこですか。(3つまで○)

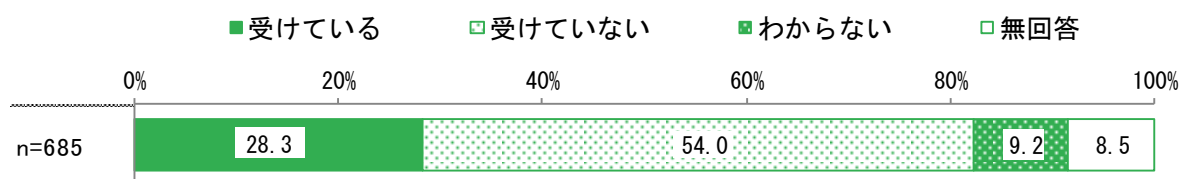
「揖斐川町健康福祉課」の割合が33.0%と最も高く、次いで「医療機関」の割合が24.8%となっています。



医療について

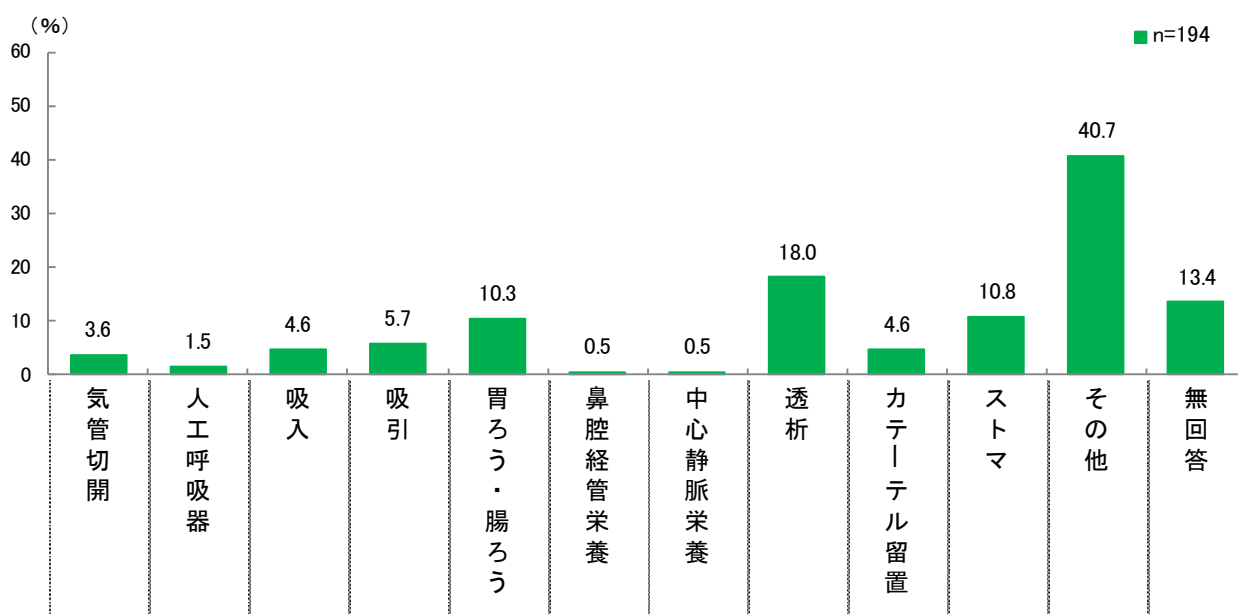
「あなた」は、障がいにかかわる医療的ケアを受けていますか。（1つに○）

「受けていない」の割合が54.0%、「受けている」の割合が28.3%となっています。



「受けている」の場合、受けている医療的ケアをお答えください。
（あてはまるものすべてに○）

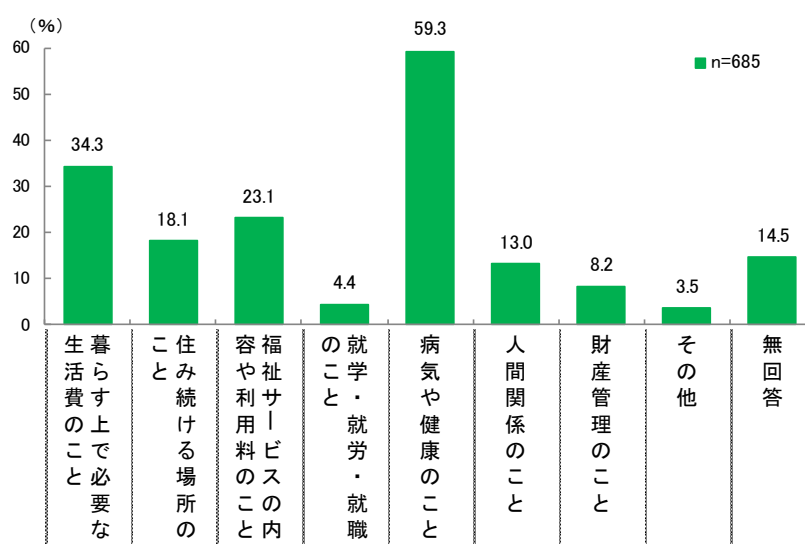
「透析」の割合が18.0%と最も高く、次いで「ストマ」の割合が10.8%、「胃ろう・腸ろう」の割合が10.3%となっています。



今後の生活について

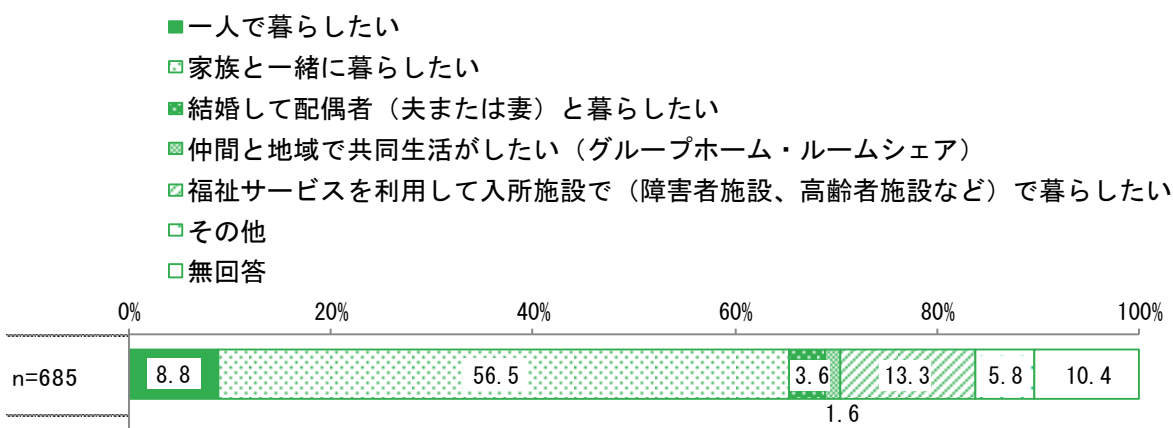
将来の生活について、どのようなことが不安ですか。
(あてはまるものすべてに○)

「病気や健康のこと」の割合が 59.3%と最も高く、次いで「暮らすうえで必要な生活費のこと」の割合が 34.3%、「福祉サービスの内容や利用料のこと」の割合が 23.1%となっています。



「あなた」は、3年後、どのような暮らし方をしたいですか。(1つに○)

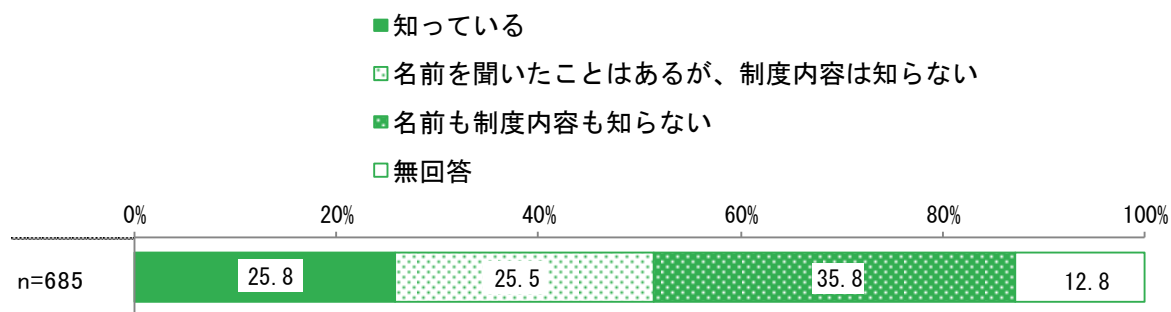
「家族と一緒に暮らしたい」の割合が 56.5%と最も高く、次いで「福祉サービスを利用して入所施設で（障害者施設、高齢者施設など）で暮らしたい」の割合が 13.3%、「一人で暮らしたい」の割合が 8.8%となっています。



権利擁護について

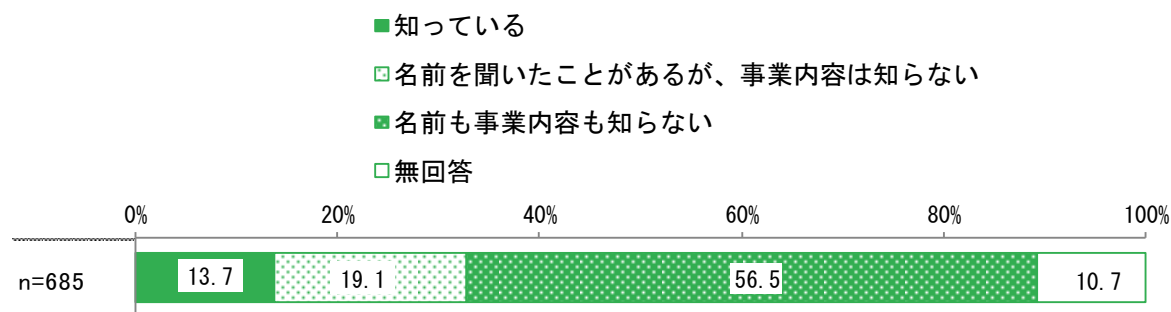
「あなた」は、成年後見制度について知っていますか。（1つに○）

「名前も制度内容も知らない」の割合が35.8%と最も高く、次いで「知っている」の割合が25.8%、「名前を聞いたことはあるが、制度内容は知らない」の割合が25.5%となっています。



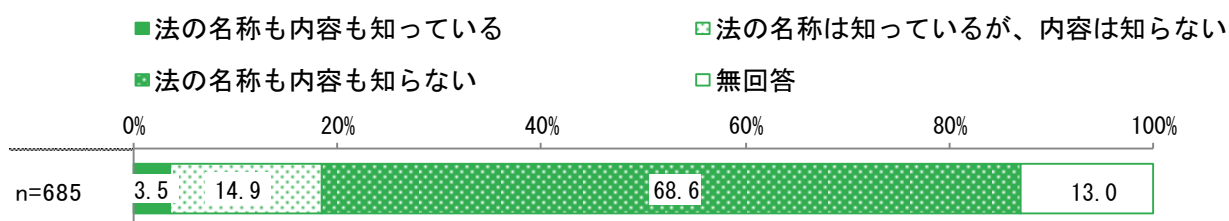
「あなた」は、日常生活自立支援事業について知っていますか。（1つに○）

「名前も事業内容も知らない」の割合が56.5%と最も高く、次いで「名前を聞いたことはあるが、事業内容は知らない」の割合が19.1%、「知っている」の割合が13.7%、となっています。



「あなた」は、障害者差別解消法を知っていますか。（1つに○）

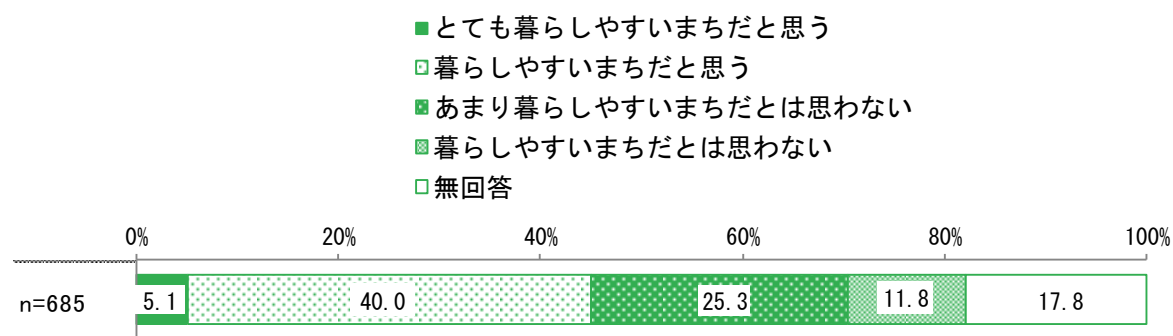
「法の名称も内容も知らない」の割合が68.6%と最も高く、次いで「法の名称は知っているが、内容は知らない」の割合が14.9%、「法の名称も内容も知っている」の割合が3.5%となっています。



障がい福祉の取り組み全般について

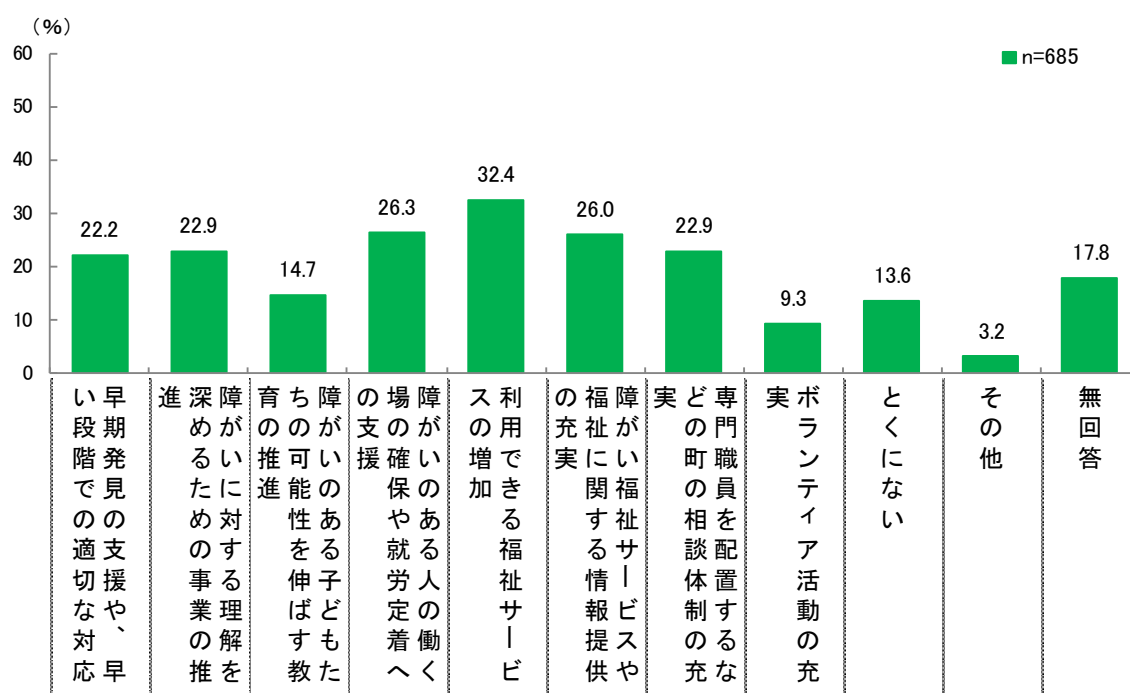
揖斐川町は障がい者にとって暮らしやすい町だと思いますか。（1つに○）

「暮らしやすいまちだと思う」の割合が40.0%と最も高く、次いで「あまり暮らしやすいまちだとは思わない」の割合が25.3%、「暮らしやすいまちだとは思わない」の割合が11.8%となっています。



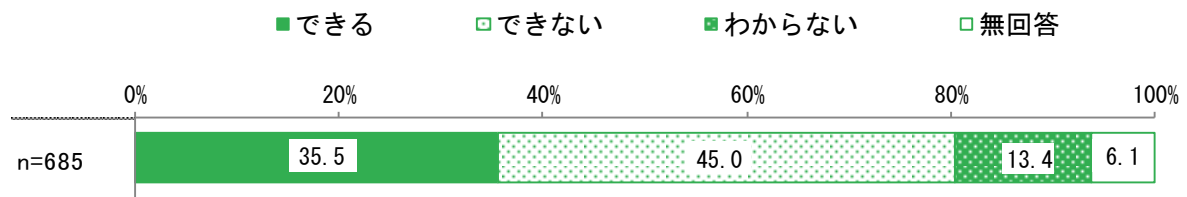
今後、障がい福祉の取り組みを進めていくにあたって、町はとくにどのようなことを充実させていけば良いと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

「利用できる福祉サービスの増加」の割合が32.4%と最も高く、次いで「障がいのある人の働く場の確保や就労定着への支援」の割合が26.3%、「障がい福祉サービスや福祉に関する情報提供の充実」の割合が26.0%となっています。



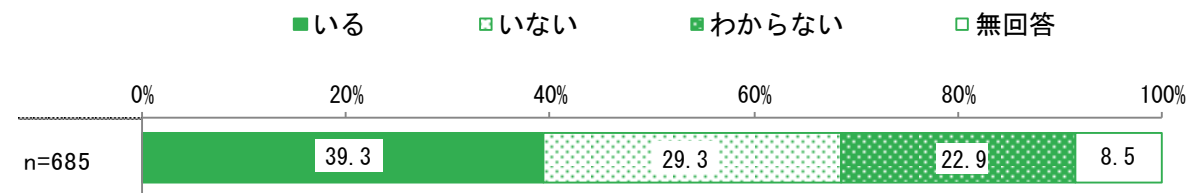
「あなた」は、災害時に一人で避難できますか。（1つに○）

「できない」の割合が 45.0%、「できる」の割合が 35.5%、「わからない」の割合が 13.4% となっています。



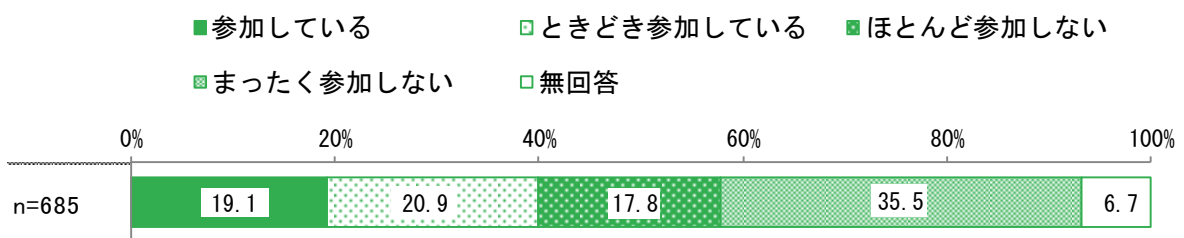
「あなた」は、家族が不在の時や一人暮らしの場合、近所にあなただけを助けてくれる人はいますか。（1つに○）

「いる」の割合が 39.3%、「いない」の割合が 29.3%、「わからない」の割合が 22.9% となっています。



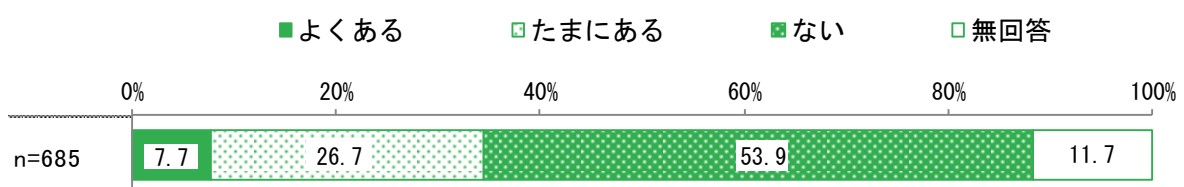
「あなた」は、自治会の活動や地域活動、地域で行われる行事などにどの程度参加していますか。（1つに○）

「まったく参加しない」の割合が 35.5%と最も高く、次いで「ときどき参加している」の割合が 20.9%、「参加している」の割合が 19.1%となっています。



障がいがあることで、差別を感じたことがありますか。（1つに○）

「ない」の割合が 53.9%と最も高く、次いで「たまにある」の割合が 26.7%、「ある」の割合が 7.7%となっています。

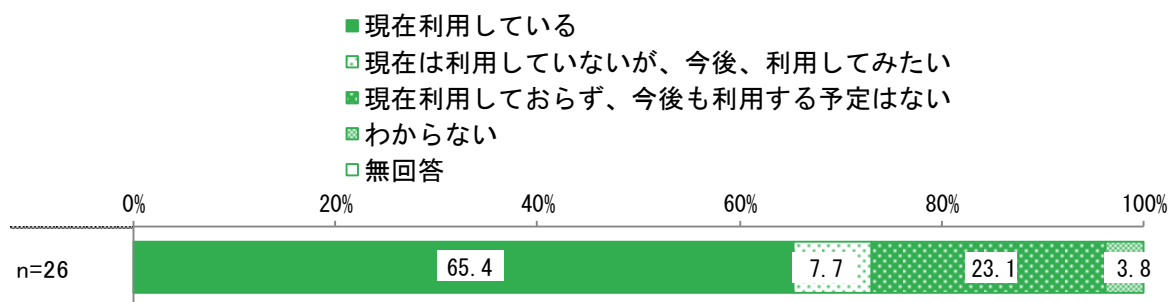


(2) 障がい児福祉計画アンケート

福祉サービスについて

障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）の利用状況についてお答えください。（1つに○）

「現在利用している」の割合が 65.4%と最も高く、次いで「現在利用しておらず、今後利用する予定はない」の割合が 23.1%、「現在は利用していないが、今後、利用してみたい」の割合が 7.7%となっています。



「あなた」は、次の障がい福祉サービスを利用していますか。

（あてはまるものすべてに○）

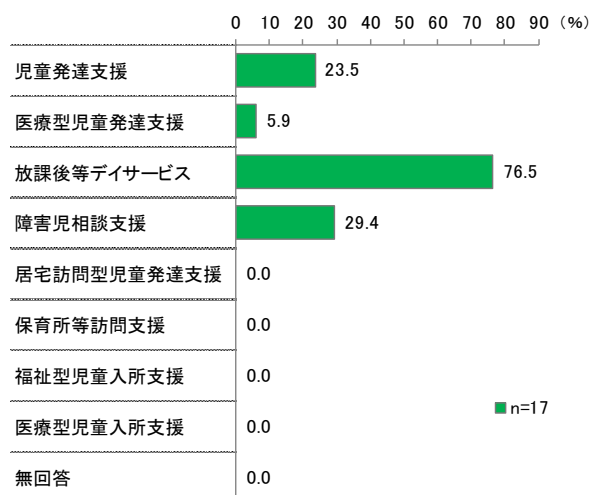
「あなた」が、今後も利用したい次の障がい福祉サービスはどれですか。

（あてはまるものすべてに○）

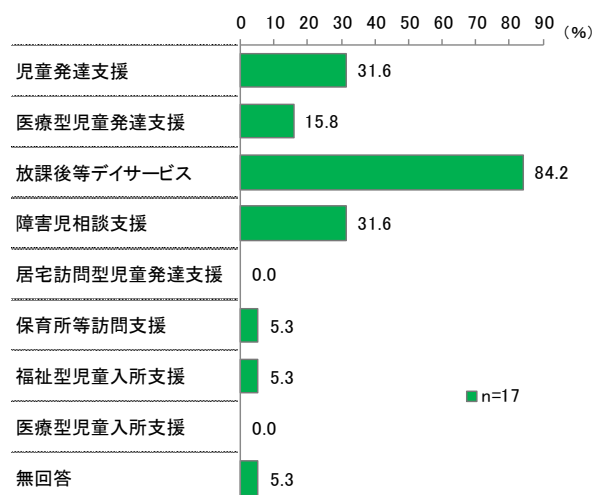
現在利用している障がい福祉サービスは、「放課後等デイサービス」の割合が 76.5%と最も高く、次いで「障がい児相談支援」の割合が 29.4%、「児童発達支援」の割合が 23.5%となっています。

今後も利用したい障がい福祉サービスは、「放課後等デイサービス」の割合が 84.2%と最も高く、次いで「児童発達支援」「障がい児相談支援」の割合が 31.6%となっています。

<利用している障がい福祉サービス>

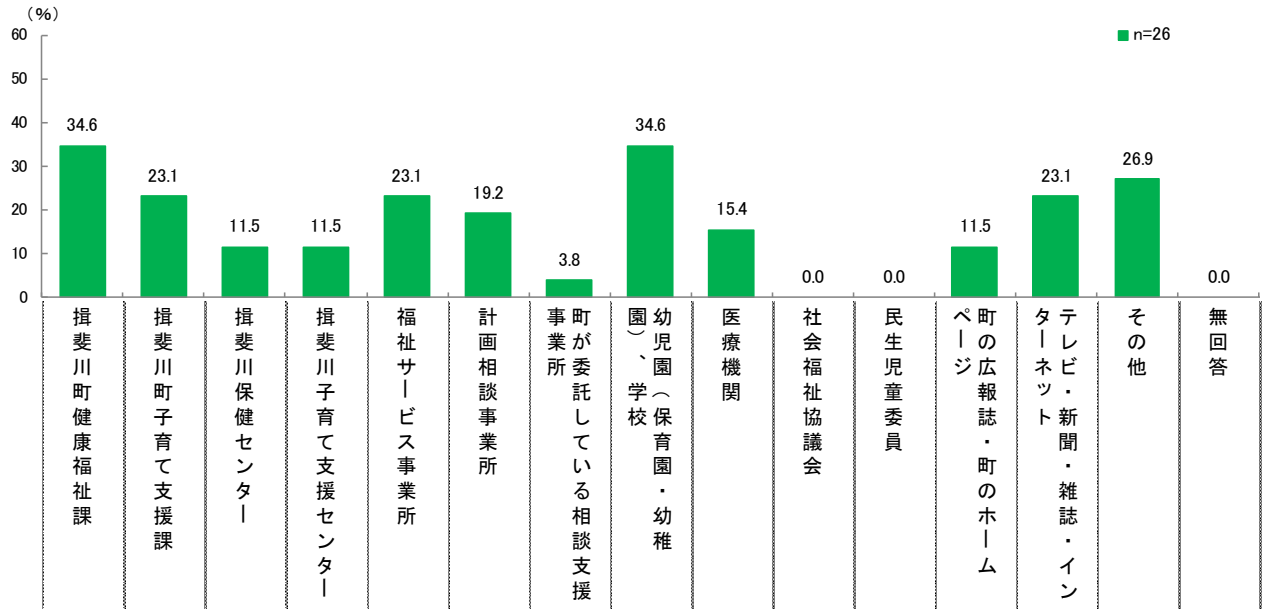


<今後も利用したい障がい福祉サービス>



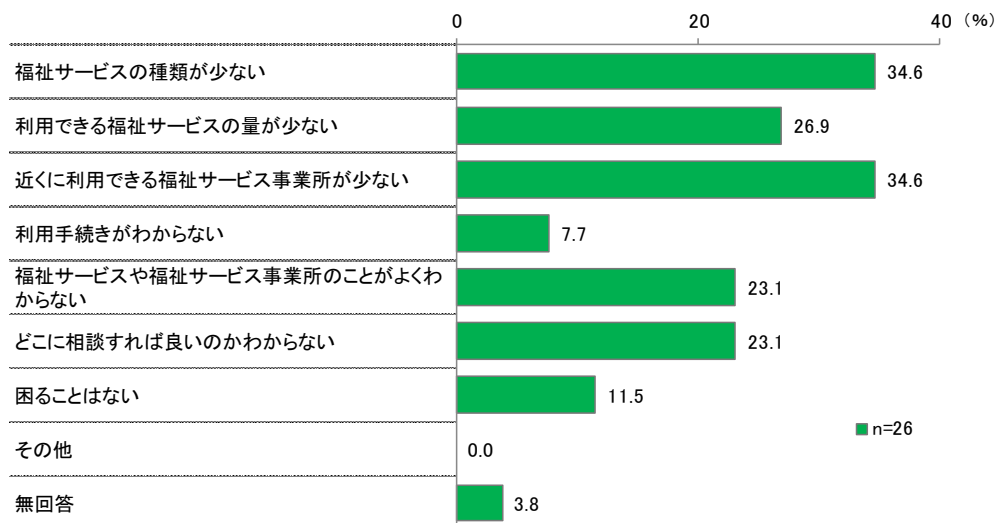
福祉サービスの情報をどこで入手していますか。(あてはまるものすべてに○)

「揖斐川町健康福祉課」「幼稚園(保育園・幼稚園)、学校」の割合が34.6%と最も高く、次いで「その他」の割合が26.9%、「揖斐川町子育て支援課」「福祉サービス事業所」「テレビ・新聞・雑誌・インターネット」の割合が23.1%となっています。



福祉サービスを利用するときに何か困っていることがありますか。(あてはまるものすべてに○)

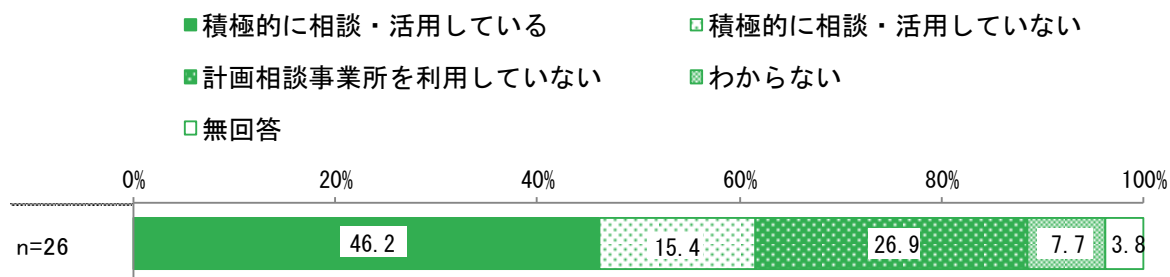
「福祉サービスの種類が少ない」「近くに利用できる福祉サービス事業所が少ない」の割合が34.6%と最も高く、次いで「利用できる福祉サービスの量が少ない」の割合が26.9%となっています。



相談について

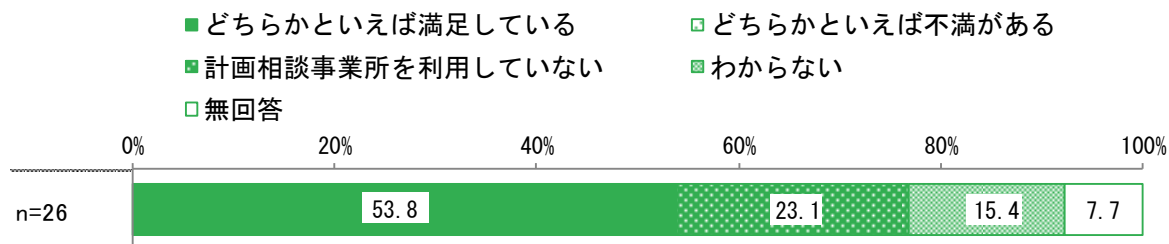
サービス利用計画を作成している計画相談事業所をどの程度活用していますか。
(1つに○)

「積極的に相談・活用している」の割合が 46.2%、「計画相談事業所を利用していない」の割合が 26.9%、「わからない」の割合が 15.4%となっています。



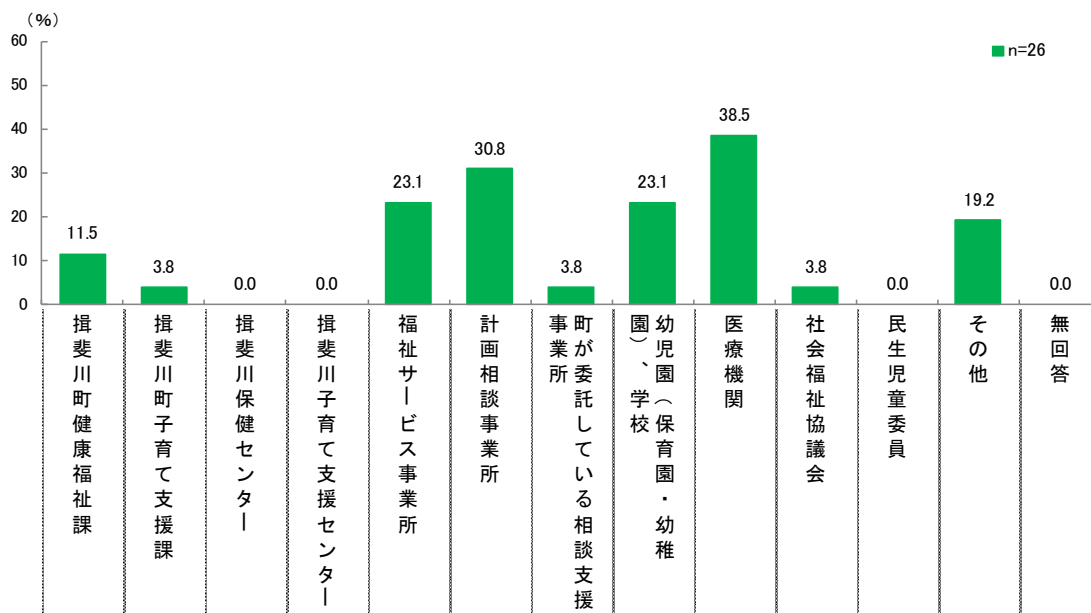
計画相談事業所の対応には満足していますか。(1つに○)

「どちらかといえば満足している」の割合が 53.8%と最も高く、次いで「計画相談事業所を利用していない」の割合が 23.1%、「わからない」の割合が 15.4%となっています。



よく利用する相談先はどこですか。（3つまで○）

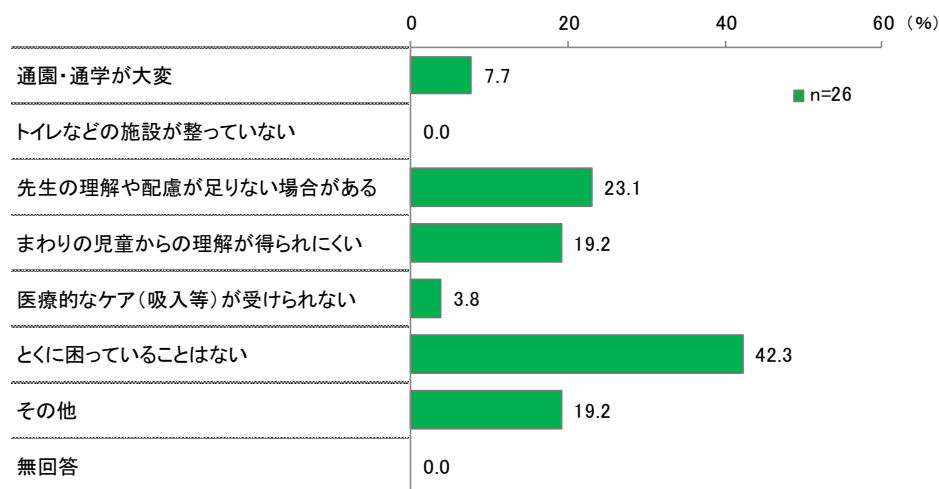
「医療機関」の割合が38.5%と最も高く、次いで「計画相談事業所」の割合が30.8%、「福祉サービス事業所」の割合が23.1%となっています。



療育・保育・教育の状況について

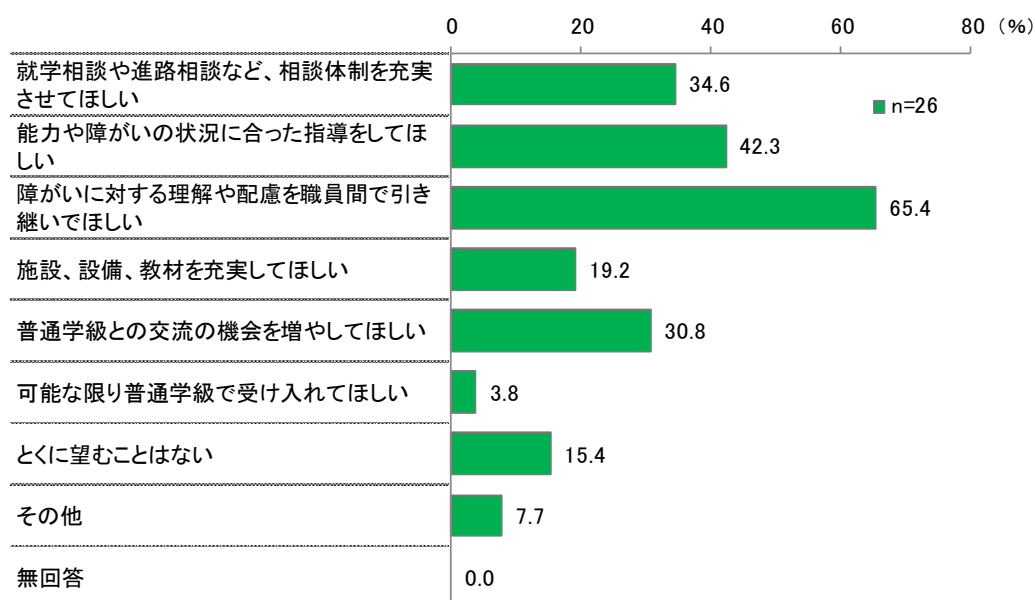
幼稚園（幼稚園・保育園）、学校などに通っていて困っていることはありますか。（あてはまるものすべてに○）

「とくに困っていることはない」の割合が42.3%と最も高く、次いで「先生の理解や配慮が足りない場合がある」の割合が23.1%、「まわりの児童からの理解が得られにくい」の割合が19.2%となっています。



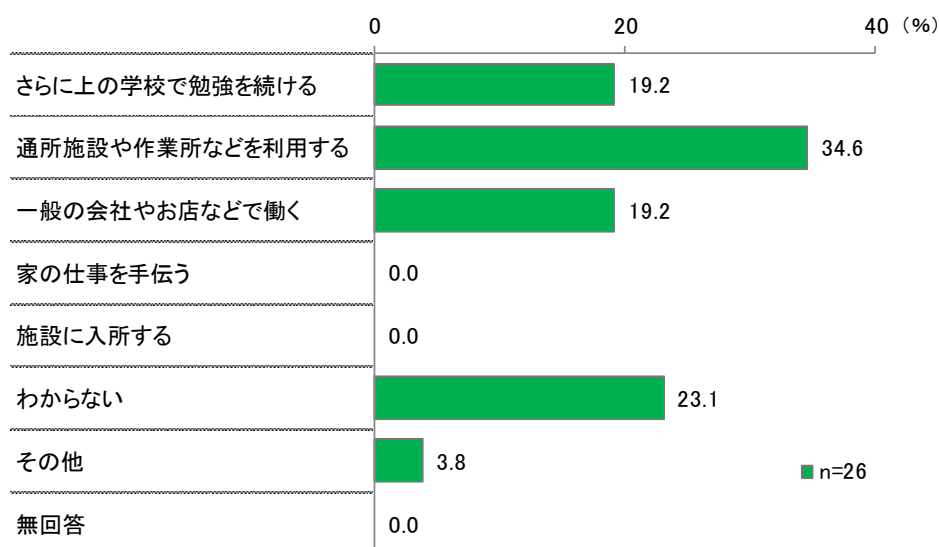
学校教育に望むことはどのようなことですか。（〇は3つまで）

「障害に対する理解や配慮を職員間で引き継いでほしい」の割合が 65.4%と最も高く、次いで「能力や障がいの状況に合った指導をしてほしい」の割合が 42.3%、「就学相談や進路相談など、相談体制を充実させてほしい」の割合が 34.6%となっています。



お子さんの卒業後の進路をどのように考えていますか。（1つに〇）

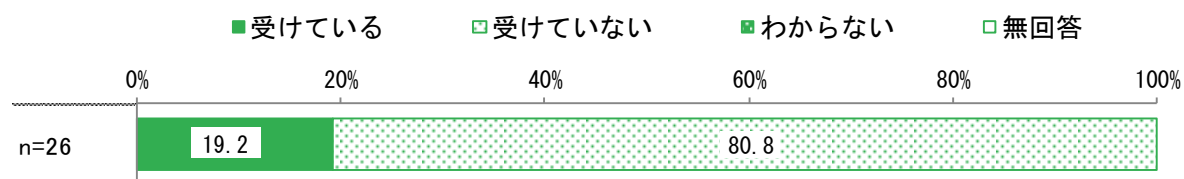
「通所施設や作業所などを利用する」の割合が 34.6%と最も高く、次いで「わからない」の割合が 23.1%、「さらに上の学校で勉強を続ける」「一般の会社やお店などで働く」の割合が 19.2%となっています。



医療について

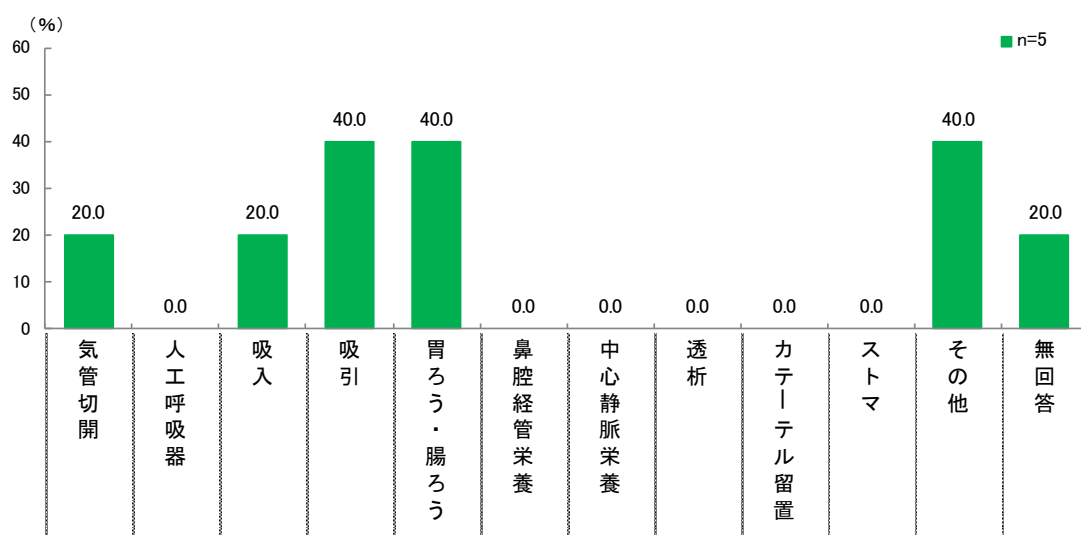
お子さんは、障がいにかかわる医療的ケアを受けていますか。（1つに○）

「受けていない」の割合が80.8%、「受けている」の割合が19.2%となっています。



「受けている」の場合、受けている医療的ケアをお答えください。
（あてはまるものすべてに○）

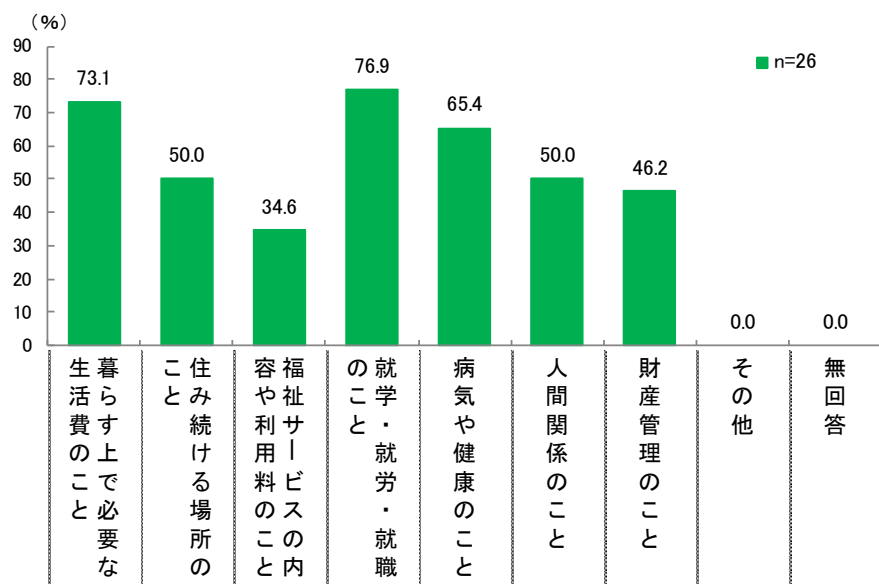
「吸引」「胃ろう・腸ろう」「その他」の割合が40.0%となっています。



今後の生活について

将来の生活について、どのようなことが不安ですか。
(あてはまるものすべてに○)

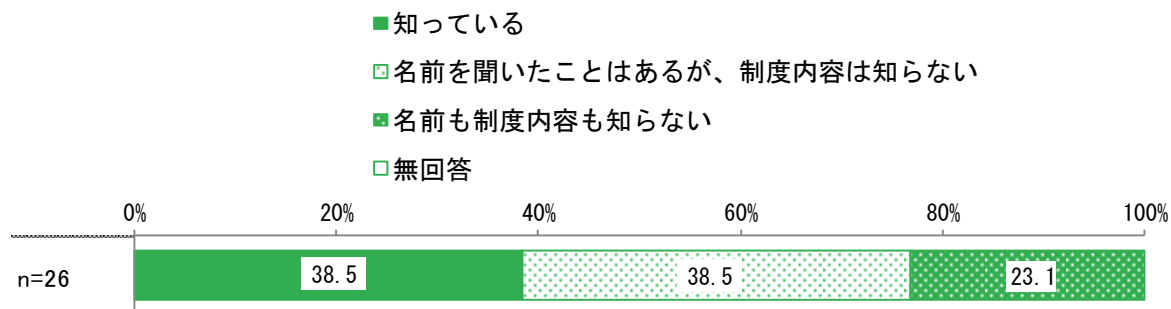
「就学・就労・就職のこと」の割合が76.9%と最も高く、次いで「暮らす上で必要な生活費のこと」の割合が73.1%、「病気や健康のこと」の割合が65.4%となっています。



権利擁護について

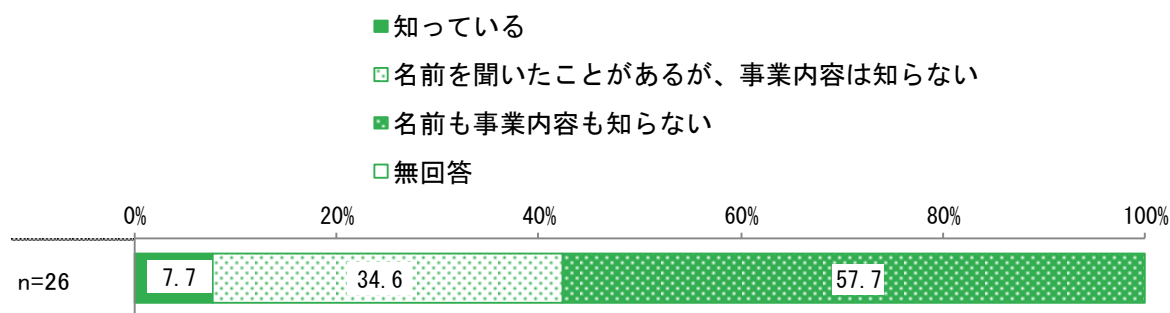
成年後見制度について知っていますか。(1つに○)

「知っている」「名前を聞いたことはあるが、制度内容は知らない」の割合がともに38.5%となっています。「名前も制度内容も知らない」の割合は23.1%となっています。



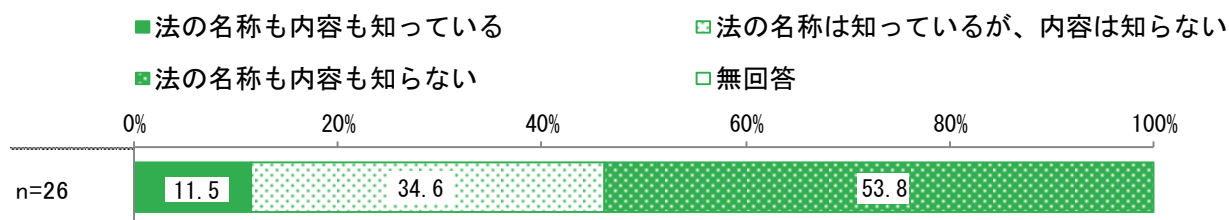
日常生活自立支援事業について知っていますか。(1つに○)

「名前も事業内容も知らない」の割合が57.7%と最も高く、次いで「名前を聞いたことはあるが、事業内容は知らない」の割合が34.6%、「知っている」の割合が7.7%となっています。



障害者差別解消法を知っていますか。(1つに○)

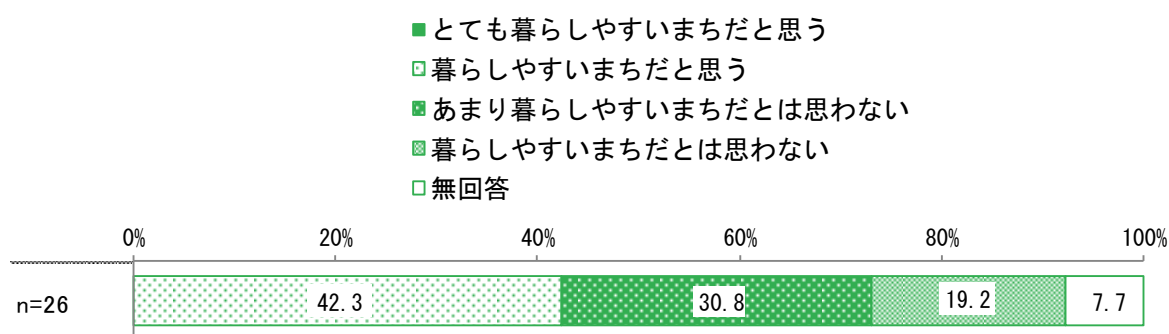
「法の名称も内容も知らない」の割合が53.8%と最も高く、次いで「法の名称は知っているが、内容は知らない」の割合が34.6%、「法の名称も内容も知っている」の割合が11.5%となっています。



障がい福祉の取り組み全般について

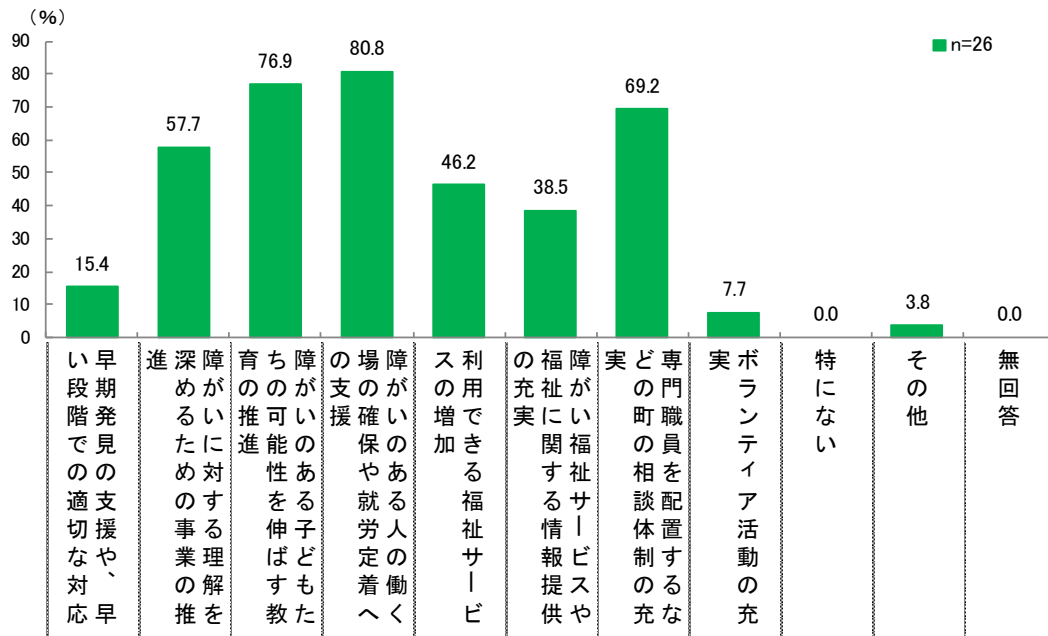
揖斐川町は障がい者にとって暮らしやすいまちだと思いますか。(1つに○)

「暮らしやすいまちだと思う」の割合が42.3%と最も高く、次いで「あまり暮らしやすいまちだとは思わない」の割合が30.8%、「暮らしやすいまちだとは思わない」の割合が19.2%となっています。



今後、障がい福祉の取り組みを進めていくにあたって、町はとくにどのようなことを充実させていけば良いと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

「障がいのある人の働く場の確保や就労定着への支援」の割合が 80.8%と最も高く、次いで「障がいのある子どもたちの可能性を伸ばす教育の推進」の割合が 76.9%、「専門職員を配置するなどの町の相談体制の充実」の割合が 69.2%となっています。



3 関係団体・民生委員等

(1) 障がい福祉の全般的な問題や課題について

障がい福祉の全般的な問題や改善すべき課題

民生委員・児童委員

- ◆ 障害を持っておられる方に必要なのは①収入②自尊の2つだと思います。これを実現するには働く場の機会が必要です。働く事で自分の存在、価値観を感じやすい、働けない人、高齢者には「何故、生まれてきたのか、今、生きている意味」を考える機会作りが必要。今を抜け出す考え方との出会いを作ってあげる。
- ◆ 障害者とのふれあいの場、障害者の活躍を知る場を行事、様々なメディアで広げていく（障害者福祉の事が、障害者との関わりの少ない人には見えてこない）優性思想を育てない。
- ◆ 障がい者の地域での把握が出来ていない。どこの誰がどんな障がいを持ってみえるかわかりにくく閉鎖的な感じが強い。見えづらい障がいに対し対応不足もある感じがする。
- ◆ 障がい者の家族のケアが障がい者より必要だと思います。
- ◆ 新型コロナウイルスの世界的な蔓延の下での福祉活動（身障者への福祉サービス）は偏見かもしれませんが身障者が感染すれば重症化にもなりやすいと考えますのでその感染防止策は大変ではないでしょうか。

障がい者団体

- ◆ 障害者等に対する偏見などを無くす事・働く場所の確保が必要・行政の積極的な関与。

障がい福祉サービス事業者

- ◆ 人材不足。
- ◆ やはり、現状障害福祉に対するサービスが充足出来ない部分があるように感じます。グループホーム、精神障害の方の支援、移動支援事業など、ニーズがあるか使えるサービスがない現状があります。事業所としても、サービスの充足化を図っていきたい。ですが、行政からの働きかけ、助成、地域への理解など含めて共同して進めていく事が重要であると思います。
- ◆ 支援者は増加傾向であるが担い手が不足と感じている。育成が難しい。

相談支援事業所

- ◆ 山間部も多く、移動手段や交通手段が乏しく通院等にも困る事がある。社会資源として揖斐郡で見るとあるように感じるが、揖斐川町で見ると施設の空きがなかったり職員の人材不足を感じる。
- ◆ 障がいの状態や特性によって利用できるサービスや支援の格差があるように思います。医療的ケアが必要な人や著しい行動障害がある人、又ご家族が他者に相談をしにくい人等は利用したいと思っていても支援に繋がらない。「福祉」だけでなく、「医療」や「教育」等との円滑な連携があると良いと思う。

身体障害者相談員・知的障害者相談員

- ◆ 障がい福祉は奥が深く問題点改善点を出した所で全般的な改善ができるか。

- ◆ 今年はコロナ禍で障がい児本人、家族の方々の精神的ストレス等、身体精神面での個々の問題も色々。当人、家族に合った支援を。

(2) 障がい福祉サービス等の不足しているサービスについて

ニーズはあるものの不足しているサービス

民生委員・児童委員

- ◆ 障害者の就労が進められていますが町内では働いておられる姿が余り目に付きません。
- ◆ 障害者とのコミュニケーションの取り方（接する事が出来る人を増やす）（手話等）
- ◆ 社協のおたすけサポートの制度があるがまだまだ知名度が低く又、遠慮して頼めない人もいる（特に若い障がい者）買い物などは特にニーズがこれから出てくると思う。
- ◆ 障がい者（児）が自力で働き生活できる場所（サービス）が必要だと思います。
- ◆ 考えられる事として、障がい者（児）を持つ親さんなり家族をどのように支えていくのかという問題があると思います。
- ◆ 働き手としての資格制度の充実を図る町内での就労支援を進める。
- ◆ 障がい児について山の中の施設などが有りますがもう少し便利な所にあると良いと思います。
- ◆ 現在実施されているとは思いますが、身障者への食事（弁当等）と買い物などへの代行サービスの拡充を図る例えばスーパー、コンビニからへの宅配（経済的負担が増加すると考えますが、配達料金への補助等）など。

障がい者団体

- ◆ 障がい者団体への行事などに出席すると揖斐郡ではなく他の地域は地域ごとにバスを出してもらってきているが揖斐川町は自家用車の乗り合わせで動いている。事故などの事を考えると揖斐郡以外（大垣）などと同じく足を準備して欲しい。

障がい福祉サービス事業者

- ◆ 女性を受け入れるグループホーム、放課後等デイサービス。
- ◆ ニーズとして聞こえてくるのは、グループホーム、精神障害の方の働く場、移動支援事業が挙げられます。
- ◆ グループホーム。
- ◆ 作業所が不足している。
- ◆ 放課後デイサービスの利用児が多くなってきており、特に就学前の時期になると保護者からのお訊ねが多い。しかしながら町内には民間施設が一つだけなのでニーズはあるが受け皿が追い付いていない現状である。

相談支援事業所

- ◆ 居宅介護（家事援助）を受けてもらえる事業所がない。短期入所（ショートケア）を受けてもらえる事業所が少ない、相談支援専門員が少ない、また利用者との距離がある為支援が大変。
- ◆ 精神障害者の方の過ごす場や専門医がなく、他市町に通っている。障がい者雇用の場がなく、A型作業所がない。放課後等デイサービス利用希望があるが事業所が少なく、町内で選択する事が出来ない。移動手段。
- ◆ 生活の場（グループホーム）就労継続支援A型B型。

身体障害者相談員・知的障害者相談員

- ◆ 不足しているサービス等は福祉（揖斐川町）が大々的に何が出来る、何が出来ない事を出してもらわないと、福祉サービス、健常者でもわからない事が有ります。

（３）障がい者の地域生活（地域生活への移行）について

障がい者が地域生活を継続したり、病院や施設から地域生活へ移行する場合に感じる問題・課題

①障がい者の地域生活の継続

民生委員・児童委員

- ◆ 生活そのものの細かな支援、物的、心的なボランティア活動が根付き、周りからも余裕ある対応、支援が本人に行き届き理解されること。
- ◆ 生活の状態の確認（衣・食・住、金銭、等）、地域の方との関わり。
- ◆ 生活全部を民生委員さんや、お隣等にお任せは、そのうち負担になり、中途半端な事になります。一貫して役場が主になり進めて下さい。
- ◆ コミュニケーションが取れない。
- ◆ 山間地域では地区内及び住宅内に段差が多い。又地区内の道路は急勾配で舗装も古く路面が悪く歩行しにくい。
- ◆ 継続するには住んでいる地区に自分をオープンにし、住民の方とのふれあいを大切にする事だと思う。自分から（家族も含めて）溶け込めば受け入れられる。
- ◆ サポートする人材の確保。
- ◆ 例として精神障がいの方に近い親戚でもいとこ等の場合しか自親がいない場合、何かといとこの方に色々負担がかかってくる場合がある。いとこの方は責任はない訳であるので町社協として責任者を明確にして頂き地域の方が安心して受け入れられるようにする。
- ◆ 町内に精神科の病院、クリニックがない。
- ◆ 家族の力が必要だが、親の高齢や金銭面等に不安を感じる。近所付き合いや地域の人との協力を得られるようにしていく。家族が介護を抱え込み、サービス利用に繋がらない。無理をしてしまう。

障がい福祉サービス事業者

- ◆ 幼い頃からの、当たり前前の地域住民としての関わりが、大切ではないでしょうか。
- ◆ 軽い障害者は地域生活が出来る。でも、重度障害者を家で見るとどうするか。
- ◆ 家族の高齢化により、地域生活が難しくなっている。

身体障害者相談員・知的障害者相談員

- ◆ フォーマルサービス、インフォーマルサービスの割合、負担。
- ◆ 視覚障害者の移動手段が益々不便になった。
- ◆ 居宅介護（家事援助）等のサービスが必要な方がキャンセルばかりして自分勝手に迷惑をかける生活の質を維持できない。特に金銭、衛生面、食事、近隣者に迷惑をかける。
- ◆ 地域の力が強みと出る時と、マイナスに働く時がある。本人主体というより、問題に焦点が当てられて周囲が独り歩きしてしまう場合もある。そうなると地域（在宅）というより、グループホームや入所という選択肢が強くなる。

②障がい者の病院・施設から地域への移行

民生委員・児童委員

- ◆ 介助者の必要性が第一と思う。
- ◆ 地域の障害に対する理解、アパート契約等準備が必要な際の対応、緊急時の対応
- ◆ コミュニケーションが難しい。
- ◆ リハビリの期間が短く十分でないと思う。
- ◆ 移行できると分かった時点で、地区への受け入れ体制をする為にも地区の集会や人が集まる場所で地区の長なりボランティア委員なりその家族がオープンにいきさつ等を話し理解してもらう事が大事では。何も分からないまま、どう対処してよいか住民が困るようではいけないのでは。
- ◆ サポートする人と病院施設との連携の強化。
- ◆ 家族の方を中心に見守るしかないと思う。
- ◆ 定期的な受診が継続されることで本人地域の方の安心感になると思います。
- ◆ グループホーム不足。
- ◆ 医療的ケアが必要な方への土曜日、日曜日に利用できる事業者がない。

障がい福祉サービス事業者

- ◆ 本人や家族の意思とそれを支える、地域の公共機関による支援が重要であると思います。
- ◆ 障害を持っていても、地域のリーダーだった人にもう一度地域の活動に参加してもらいたいのが断られた。そういう人が輝く機会を広く知らしめ「私も」と言う様になれば良いと思います。
- ◆ 病院で入院退院の場合はソーシャルワーカー、社協が一体となって施設入所、自宅に帰る場合も話し合いをもって行く。地域への移行は地域がいっぱいいっぱい。自分の事すら出来ない人が多い高齢者が多い。
- ◆ 近隣との関わり、理解が必要である。

身体障害者相談員・知的障害者相談員

- ◆ フォーマルサービス、インフォーマルサービスの割合、負担。
- ◆ 生活の不便さが人口の減少に繋がっている。障害者は市街へ移住しないと暮らしにくい。
- ◆ 無職の方、過去に問題行動歴がある方など住居の確保が難しい。
- ◆ 生活基盤だけではなく、支援体制（ヘルパー事業所、日中活動、短期入所等）が不足していると、地元に戻る事が難しい。

(4) 町役場・社会福祉協議会等との連携について

障がい福祉に関係する方々と町役場・社会福祉協議会等との連携について感じる問題・課題

民生委員・児童委員

- ◆ 連携にも個々に対して様々であるか、当人が最優先に望む事に応える事が出来ているか。
- ◆ 利用者様本人が動けず施設職員が代理で動く時、急ぎで対応をお願いしたい時等。仕方ないと思うが、いくつか手続きをする必要がある事代筆や後日書類郵送等可能な範囲で対応出来ると緊急時の対応がスムーズにできるかと思う。
- ◆ 民生委員になり、介護認定の話を2～3人に聞き包括支援センターに連絡を取ると家族・本人から連絡して欲しいとか支援センターだけの判断で3回も断ってしまったりされたことがある。だったら、係である私たちにもっといろいろと詳しく教えて欲しい。委員、役場、協議会が一体になっていない証拠じゃないのか。一度色々勉強させてとは言ったが、未だに実現していない。
- ◆ 連携の内容を町民に分かりやすく知らせる。
- ◆ 民生委員になったばかりで「福祉協議会から」報告を伺ったりしていますが、はっきり言って、まだ、良く理解できていません。具体的な活動の様子を見学（コロナ禍なので動画などで見せて頂ける）出来ると良いと思います。

障がい者団体

- ◆ 福祉課と社会福祉協議会等の仕事が重なっているのでは。

障がい福祉サービス事業者

- ◆ 町・県・国のサポート体制は年々高まっていると思いますが、本人の「自尊の欲求」「自己実現の欲求」を高める為のシステムが必要ではないでしょうか。勿論、個々の状況は違うと思いますが、それでもその場の対応だけではなく、生涯設計を掲げて示し、本人や家族が希望を持って生きれる様に出来ないでしょうか。親が高齢化すれば、子供の将来に不安を感じると不幸な事件も発生します。
- ◆ 町役場と社協等とも現在の所、出来ている様に見えるけど、どのようなアドバイスが出来るか問題的が山積みしている所です。

身体障害者相談員・知的障害者相談員

- ◆ 社会的弱者である、子供、障害者にとって、年々、変化しているとさえ感じる。マイノリティな存在は大切に思われていない事が、いつも感じている。
- ◆ 物理的距離が遠いので時間を要する。(ケースは少ない)
- ◆ 社会福祉協議会や地域包括支援センター等で障がいの方のサービス調整や決定をされてから相談支援事業所や他サービス提供事業所に事後報告がある。本人や家族の思いというよりその機関の人達で周りを固めて本人達に承諾してもらうという流れに思う。またきちんと経過を教えていただけなかったり途中の状態で「あとはよろしく」と投げられることもある。相談支援事業所や日中活動事業所等抜きでの調整より関係機関で密な連携を取りながら本人主体で支援の方向性について検討できるといい。揖斐川町のスタイルなのかもしれませんが。

(5) 障がい者の理解について

ノーマライゼーション理念の普及のための障がい者の理解、障がい理由とする差別解消、福祉教育等の取り組みについて感じる問題・課題

民生委員・児童委員

- ◆ 高齢者が多いのでノーマライゼーションなどのカタカナ言葉を多用しない方が良いと思います。又は（ ）付きで日本語の説明を付けた方が良いと思います。学習不便ですみません。特に差別解消、福祉教育等が他地域よりも進んでいるという実感がありません。家庭教育、学校教育の充実と地域住民の繋がりをどう深めていくかが大切であると思います。
- ◆ 小、中学校と揖斐特別支援学校との交流を増やせば子供達が今よりもっと障害に関して理解出来る。
- ◆ 本当に普及されているのでしょうか。差別解消福祉教育を進めてきたとの事ですが、どのように進められたのでしょうか。私、福祉委員を7年やらせていただきましたが、そのような話、研修はありませんでした。もっと、色々な会議（福祉委員会・区議会）でそのような研修を組む必要が有ると思います。
- ◆ 福祉教育としての身障者（知的障害も含む）は心の通う思いやりで意思疎通を図るためには幼児・初等からの教育機関、家族、地域自治体が一体となり、積極的に啓発していかなければ、偏見差別の解消は困難であると考えます。

障がい者団体

- ◆ ノーマライゼーションを町としてどの様に取り組んできているのか。

障がい福祉サービス事業者

- ◆ 手続きに必要な書類の内容が当事者には理解が難しい物があると思う。
- ◆ 小学生に「(気が) 狂った人」と言われた事がある。子供が言うくらいだから、周りの大人も言っているのだと思う。よって、差別解消、ノーマライゼーション理念は浸透していないと思われる。
- ◆ 普及理解を進める為には、小中学生への福祉教育が重要であると思います。障害に対する理解を深める。授業、体験的な機会の継続的な実施を進めて頂きたいです。

相談支援事業所

- ◆ 障がい者理解を深め、無意識に差別をしてしまっていることに気が付き、意識を持てるよう早期からの啓発が出来ると良いと思う。障がい者の方が社会参加しやすい環境を整備し多くの人とコミュニケーションをとれると良いと思う。障がい者の方が社会参加しやすい環境を整備し、多くの人とコミュニケーションをとれると良いと思う。

身体障害者相談員・知的障害者相談員

- ◆ 知的障がい者において、まだまだ、知られてない問題課題であります。大人になってどう生活基準を整える、働く事が出来ないのなら仕事を与える事をしなければ自立は程遠いと思います。県市町村が一体となってやらなければならない課題です。ノーマライゼーションと言っても分からない人が多いと思います。ノーマルな生活が出来る事が一番の定義だと思います。障がい者だけにあてはめる、健常者も同じ問題じゃないでしょうか。ノーマライゼーションは国、自治体はもっと、福祉、労働政策を進めて行けるような努力が必要になってくる時じゃないでしょうか。

(6) 障がい者の権利擁護・虐待の防止について

成年後見制度の利用促進や日常生活自立支援事業への協力、障がい者の虐待防止等の取り組みについて感じる問題・課題

民生委員・児童委員

- ◆ 当人との距離と範囲があり、関わる、関われる程度の問題があると思う。
- ◆ 成年後見制度や日常生活自立支援事業への取り組みの認知度が低い。
- ◆ 障害者の虐待は勿論駄目だと思いますが、その家族を孤立させない仕組みが無いと、負担が大きい、家族をサポートする体制、近隣の理解が大切。町の行っている自立支援事業そのものが一般に知られていないと思います。見守り、協力を進める、範囲を広げるには情報開示がもう少し進むと良いのではないのでしょうか。
- ◆ 成年後見制度（後見人）について世の中（テレビ）等でも色々問題があるようです。又身内でもよほど気を付けて利用しないと問題が起きると思います。
- ◆ ボランティア活動も年々人数が減少気味です。PRをして下さい。
- ◆ 特にありませんが、各種サービス等について常にご本人様で家族様に対して声掛け、見守りを行っていく事が大事だと思います。

障がい福祉サービス事業者

- ◆ どういった状況でどんな制度が当てはまるか、どういった手続きが必要になるのかが明確になると利用しやすいかと思う。
- ◆ 成年後見制度の利用促進には、まだまだ課題が見受けられると思います。今後、ますます、必要性が出てきますので、具体的な利用にあたってのサポート体制の充実化が求められているとおもいます。
- ◆ 成年後見制度、日常生活自立支援事業に関しては、良好に行われていると思われる。虐待防止については、研修が必要と思う。（コロナ感染収束後）

相談支援事業所

- ◆ 日常生活支援事業金銭管理を行っている方もおり、支給日には話を聞いてもらえるなど近況の様子確認の見守りを行ってもらえている。本人の意向に沿うには良いが、管理の部分での指導も行ってもらえると良い。家族だけでの介護と言う事で虐待等の発見が遅れてしまう事もあるのではないかと思います。成年後見制度の制度や活用方法など学べる機会があると良い。
- ◆ 本人の権利擁護について本人主体で動いてもらえるといい。

身体障害者相談員・知的障害者相談員

- ◆ 成年後見制度と障害者に適用する、大きな問題点があります。裁判所に申告出来る親、兄弟、親戚等が関わってくれますでしょうか。まだ、日常生活支援等がどれだけできるでしょうか、健常者で引きこもり等、うつ病、関係がどれだけいるかわからない部分が大々にあります。障害者虐待、老人虐待、健常者虐待等は避けられないと思います。でも現実とは違います。中に入らないと分からない問題です。どこまでできるか分かりません。
- ◆ 成年後見制度、まだまだと感じています。もう一度、この制度のプラス、マイナス等を詳しく説明してあげて下さい。

(7) 障がい者支援のボランティア活動について

ボランティア意識の向上、ボランティア活動の支援、ボランティアの育成等の取り組みについて感じる問題・課題

民生委員・児童委員

- ◆ 私共の地域では例年3月おはぎ、5月ゴキブリ団子、7月そうめんセット、10月食事会、12月切り餅、など年5回、77歳以上の独居者の皆様にプレゼントが行われて居ます。私は配布を依頼され4年になりますが独居の方々には大変好評です。又、障がい者の方々にも、このような和が広がればとても嬉しく思います。
- ◆ 当人が本当に望む支援に応えられるものである取り組みが生かせるものを期待する。
- ◆ 具体的にどんな活動力があるかホームページなどで写真で分かりやすく示してもらえるとありがたい。
- ◆ ボランティアも認知度が少ない。
- ◆ ボランティアについては、気持ちではやりたいと思っても、体験する機会がないと実行に移せない人が多いからボランティア希望（欲求）があっても増えないのではないかと。特に男性は会社と言う一つの価値観の中で生きてきた人が、地域に戻っても、色々な社会生活をして価値観の違う人達と付き合うのが面倒と考える。ボランティアどころか地域活動にも参加するのに及び腰になりがち。ボランティア活動と出会うのにハードルを低くする機会を作る必要が有ると思います。
- ◆ 個々の意識の向上も必要ですが地域社会としての意識の向上。理解が必要だと思います。
- ◆ 特にありません。地域の中、ご自宅で生活なさっているご本人様、ご家族様に対して、どのようなボランティア活動、支援活動があるのかすぐには思いつきません。日常生活の中で困ってみえる事等について思いを聞いていく場を持つのも一つの方法だと思います。
- ◆ まだまだ取り組みが必要。ボランティア活動のアンケートでは是非参加したいが一割もないのは問題だと思う。谷汲ではちょっこボラで研修を受けて助けて欲しいとお願いがあるとわずかなお金でやるという（町ボランティア）があるが、ボランティアをしたいと研修を受けた人はいるが、して欲しい人が全くないとの現状もある。
- ◆ 良く知らない地域でのボランティア活動はやりにくいことが多いし地域の方も有難いと思っている様には思えないことがある。

障がい福祉サービス事業者

- ◆ 福祉教育を進める為にも、中高生の積極的なボランティア活動への関わりをお願いできればと思います。

相談支援事業所

- ◆ ボランティア活動の発表が出来る場所があると良い。高齢化もあるので、後任者や興味のある方への活動が必要と感じる。

身体障害者相談員・知的障害者相談員

- ◆ 障がい者のボランティアはまだまだ時中場かと思います。揖斐川マラソンのボランティアばかり目に入ってきます。障がい者フェア、手話ボランティア、目、耳に障がいがある人も大々にあります。病院、買い物難民が出ています。その様な難民を無くす事。高齢者等、障がい者にボランティア意識が薄くなっています。

(8) 障がい者に対する相談・情報提供、意思疎通支援について

障がい者の相談や情報提供、意思疎通支援の取り組みについて感じる問題・課題

民生委員・児童委員

- ◆ 聞き方や進め方、個々の態度や要望に応えられる情報や支援であるか、又、その相談に本人、当人が納得できているか。
- ◆ 具体的にどんな相談があるのか、どのように意思疎通支援を行っているのか、分かりません。民生委員の定例会などで具体的に学習できたらと思います。
- ◆ 身体障がいについては見て分かるが精神障がいについては程度や方向性の判断が難しい。本人のプライドも大切にしていける事、寄り添う事でしか対応が分からない。本人が自分で判断して遊んで行った時は見守るしかない。
- ◆ 障がい者と家族の方とのコミュニケーションは取りにくい足運び、心を開いて下さるのを待つ。(理想)少しでも話を聞くようにしたい。障がい者(子供)が成長され、親は75歳以上、もっと、色々何でも相談できる窓口があれば。(障がい者専用、障がい者家族専用)
- ◆ 文書の配布、提供だけでは、理解しづらいので今まで以上の見守り及び相談者に対して適切な対応をお願いします。
- ◆ 役場の方々、社協の方々、十分に動いて下さっているのにおちこぼれの無い十分なサービスが提供されつつあるように思われます。でも若い方々は子供に大事な時でもあり若い人達には十分に情報などまだ情報として入りにくいかもしれません。町民全体がわかり、良い方向に行けるようにサポートして頂けるようお願いいたします。
- ◆ ご本人、ご家族様への情報提供、意思疎通支援は重要な事だと思います。その為にも声掛け見守りを常日頃から注意していく事だと思います。定期的な交流の場を持つのが良いのではと思います。
- ◆ 意思疎通は大事だと思うが、もっといろいろな場でその話をし、色々な係が情報を出し合う事が大切。

障がい福祉サービス事業者

- ◆ 合理的配慮の観点からも、障がい者への意思決定支援が重要になってきています。分かりやすい情報提供の方法について検討を進めてほしいです。
- ◆ 相談事業所が開設したことでスムーズに連携が取れるようになった。

相談支援事業所

- ◆ 意思決定支援について学べる機会を広め、障がい者の方々の思いをくみ取れると良い。プライバシーの問題はあるが、関係者が共通した認識を持ち支援が出来ると良い。
- ◆ 障がい者の相談は、地域包括支援センターでしょうか。

身体障害者相談員・知的障害者相談員

- ◆ 揖斐川町では、全体の体制ではどこも同じだと思いますけど、個人情報保護法があって情報提供、意思疎通支援等を進めてきて本町としてどのような考えがあるか一度じっくりとお話がしたいと思っております。本町の窓口で説明をしていると思います。高齢者、知的障害者全般の障害等に奥の奥まで行き通っていません。分かる人はいても、分からない人にどのような説明をしてもらえるか、マニュアル書きで説明しても無駄の一言です。障害者は色々な面で不安ばかり先に立っている事が現状です。

(9) 保健・医療について

障がいの早期発見・早期治療、医療サービスの充実、精神保健医療の充実等の取り組みについて感じる問題・課題

民生委員・児童委員

- ◆ 個々の把握を迅速に対応する周囲の応援や支援体制の取り組み、組織的なものができれば良いと思う。
- ◆ 小学校、就学前のお子さんをお持ちの親が安心して相談できる「アップル」などの施設の内容の充実が大切だと思います。又、現在も行われていますが、町の機関と保育園、幼稚園、小学校の連携をさらに充実させていくと良いと思います。
- ◆ 具体的内容や事例がないので問題課題が示せないが早期発見治療はとても大切だと思うのでさらに働きかけを深めて欲しい。
- ◆ 合併後、町の保健師さんは地域の訪問は殆どなくなりました。活動のシステムが変わってきたのかもしれませんが私にはわかりませんが地域で保健師さんと住民との接点は検診しか思い当たりません。検診後の集団指導も町へ集合させる型かと思います。山間部へ出向くことはありませんか。

障がい者団体

- ◆ この取り組みもどういう事をしているのか分かっていません。障害の早期発見、治療とはどういう事でしょう。役場で分かって発見できるとは思えません。

障がい福祉サービス事業者

- ◆ 専門員や施設が出来たことで早期発見に繋がっている。

相談支援事業所

- ◆ 新生児の健診や成長段階に合わせての健診等で早期での発見が出来ている。幼稚園やいびがわアップルなど連携して、児童への支援も行われている。
- ◆ 精神科病院や診療所等が町内にないため、大垣市や岐阜市内等への通院が必要となる。移動距離や移動手段において金銭的な負担も大きい。移動手段の充実がされるといい。

身体障害者相談員・知的障害者相談員

- ◆ 障がい者の早期発見、本町としてどのような取り組みですか。早期治療、医療サービス、精神保健医療についても、まだまだ、時中場だと考えています。本町に身体障がい者、知的、精神障がい者、後期高齢者等が何人ぐらいいると考えていますか。手帳保持者でも1400名ぐらいの人がいます。現実には医療、治療に対して、障害者と生じている事が現実です。治る病気も治らない病気がどれだけあるかご存じでしょうか。うつ病も同じです。早期発見、早期治療が原則です。でも、何処に潜んでいるか分からないのが現実です。
- ◆ 町内の開業医の医者が「障がい児」は診たくないと言われた…と。医者の資格があるのかと情けないと思いました。
- ◆ 相談窓口が多様化していても、相談する側の知識性格も様々まずは人対人とのところ（第一印象）を大切に接する事が大半で、後々の広がりに通じてゆくのではないかと。
- ◆ 相談員は会員の方の障がいは分かっていても会員になっていない方はどこに障がい者の方がいるかもわからないので行政の今の行っている事で良いのでは。

(10) 障がい児の療育・教育について

療育、幼児教育、学校教育等の取り組みについて感じる問題・課題

民生委員・児童委員

- ◆ 小学校低学年の時に、明らかに WISC 検査を受けて、今後の教育について保護者と共に考えた方が良くと思われる児童が見えます。今のところ保護者の了解がないと受けることができません。学校と保護者を繋ぐ専門の方がついて下さるとありがたいです。その為にも、幼い頃から町の機関との関わりがあるとスムーズに話し合いが持てると思います。
- ◆ 発達障害の子供達が通常学級で学ぶ機会が常識です。週一回～二回位の専門学級への通学に頼り、個別教育に頼り学びが実現出来るのではないのでしょうか。
- ◆ 小学校からの便りで、子供の良い習慣作りに取り組んで頂いているのかが分かります。これが家庭で地域でも日常になれば良いと思います。学校だけではなく地域での良い習慣が発見、称賛される仕組みが欲しいと思います。人は特に子供は褒められて育つと考えます。
- ◆ 町内においても、障害を持つ児童、生徒が増えていると感じられます。各小中学校に教諭とは別に専門知識を持つ職員を配属して頂き、子供達は勿論ですが、保護者の相談にのって頂き、心のケアに対応してもらえたらと思います。
- ◆ 障がい児では無くても病児（病後）の教育又は保育の充実をお願いします。
- ◆ 指導者によってはかなりの差があるように思えるので教師保育士さんなどの研修がもっとあると良いのではないかと

障がい福祉サービス事業者

- ◆ 療育する場所、学校、親の連携は取れていない様に思う。
- ◆ 就学時の適正な場へのスムーズな移行の為に保育所と小学校、特支でのさらなる連携の必要性を感じる。
- ◆ 学校側と家族との連携、家族の理解を得るには時間がかかると思います。家庭訪問の回数を増やしてはどうでしょうか。
- ◆ 幼児期の療育については平成 26 年より町立の施設が出来て年々受客も高まっています。しかしながら施設も十分でないので指導室や物置など今後施設面の課題が出てくると思う。また療育から引き継いだ支援や子供への対応が学校によっては伝わっていない時もあるように感じる。

相談支援事業所

- ◆ 必要なサービスの利用もあるが、過度なサービス利用もあるのではないかと。
- ◆ 放課後等デイサービスがいっぱいだと聞いている。障がいの診断がまだの子供さんでも療育が必要なら利用したいのでスムーズに利用できるという。

身体障害者相談員・知的障害者相談員

- ◆ 障がい児の療育をすると同時に、親への教育も必要と思っています。この部分をしっかり考えて頂くと、のちのち親が助かると思います。
- ◆ 相談窓口が多様化していても、相談する側の知識性格も様々。まずは人対人とのところ（第一印象）を大切に接する事が大半で、後々の広がりに通じてゆくのではないかと。

(11) 雇用・就労について

一般就労支援、福祉的就労支援の充実等の取り組みについて感じる問題・課題

民生委員・児童委員

- ◆ 当人が可能であり、できる就労が無理なく喜びに繋がっている事を願う。
- ◆ 障がい者に対しての賃金が低い為、もっと補助金を増やし、自立生活が出来ると良い。
- ◆ 障がい者ではないけれど（表現が良くないかもしれませんが）グレーゾーンで就職活動が長年うまくいかない人が有りました。最終的には県の支援を頂き手帳が取得できました。就職活動に一つの道が拓けました。このグレーゾーンの人には色々な特徴を持った人がいらっしゃると思います。一律でくれません、又、本人から申告、相談もしづらいところがあります。地域で孤立させず自立できる様にする、事例を集めて民生委員に紹介してもらいたい。
- ◆ 今まで通り（以上の）取組みをお願いします。
- ◆ コロナで大変な時、これからどんなに変わっていくのか分かりませんがその場その場で出来るように失業される方が無いようにと思います。
- ◆ 長期仕事をしてもらう事は難しいと思います。役場で行える仕事があれば仕事を行える人を作らなければ。

障がい福祉サービス事業者

- ◆ 暫定期間のサービス利用についてクリアにしてもらえると支援しやすいと思う。
- ◆ 一般就労支援に関しては、企業側への理解を情報提供など、強く進めていく必要があると感じます。
- ◆ 就労先がまだまだ足りないと思う。

相談支援事業所

- ◆ 移行支援を利用している方がいるが、町外での一般就労を考えている。町内での就労場所がない。
- ◆ 就労継続支援 B 型（A 型もですが）を探そうと思うと、数が少なく町外へ行くことになってしまう。

身体障害者相談員・知的障害者相談員

- ◆ A 型、B 型支援等があります。その中でお金の少なさ、仕事がどれだけ出来るかにかかっています。仕事量を増やしても出来ない場合はどうするか、生き方に任せるか負担が大きくなるばかりです。知的、精神障害者の自立支援につながる事、その中で普通の生活が出来る様な事にもっていかなければなりません。憲法で保持されている最低限の生活、それに向けて努力しなければならないと思っています。

(12) スポーツ・レクリエーション・文化活動について

スポーツ・レクリエーション、文化活動等の取り組みについて感じる問題・課題

民生委員・児童委員

- ◆ 好きで実行してる内は良いが、専門的になり、高度的になると、グループ化は必要になってくると思うので、そうした要望に対応して頂ける場になり、機会があればと思う。
- ◆ 正直言って、町の取り組みについて良く知りません。勉強不足（関心が薄かった）だったと思いますが勉強しなくても関心が持てる様にして頂ければ有難い。
- ◆ 色々な活動の補助金が少なくなってきたと思います。生涯教育の点からもある程度の充実をお願いします。
- ◆ 何かコロナに影響されない工夫はないものかと考えています。スポーツ、レク、ストレスをためないためにはどうしたらよいのでしょうか。
- ◆ 今後高齢者社会になるに従い、参加者が減っていくように思える。
- ◆ いくつか参加し、楽しんでいるが年々経済面で厳しいのが本音である。文化活動の一つサークルでパン教室をしているが、補助金が有り大いに助かっていたが次年度は無しになる。補助金は有効活用（公民館活動で掲示物やパン展示）していたが出来なくなる。また今使用している東部公民館でやっとできているが、他のところではパン作りに必要な設備がないため出来ないなど、意欲的に取り組んでみえるとは思えない。
- ◆ 町民にとってどの程度の事が行われているかよく分かっていないと思います。
- ◆ いびがわマラソンはすごい。ほかのマラソン大会とは比べ物にならない。ボランティア、学生町あげでの歓迎今は揖斐川→いびがわで全国に通用します。いびがわはマラソンの事です。他のマラソン大会へ行っても「いびがわ」の話は出ます。

障がい福祉サービス事業者

- ◆ 車いすや麻痺のある方でも、健常者と共に楽しめるものを、運動会 etc に取り入れてほしい。
- ◆ 福祉イベントは是非、各機関と連携を図りながら実施して頂きたいです。
- ◆ スポーツ、レクリエーションの参加は介護者の不足により難しいと思われる。

相談支援事業所

- ◆ 在宅の方が外で活動や参加ができる場の周知や各事業所での取り組みや作品を飾る事が出来ると良いと思う。

身体障害者相談員・知的障害者相談員

- ◆ 本町でのスポーツレクリエーション等は高齢になり又、身体障害者も出来なくなっているのが現状です。でも、障害者の中でスポーツをやりたいレクリエーションをやりたい。障害者に本町の施設等が借りられたら良いなと思っております。発達、知的、精神、身体障害に借りられる施設等に対して教育委員会はどの様なお考えでいるのか、お話をじっくりとしたいと思います。

(13) 防災・防犯について

障がい者の防災対策、障がい者施設の防災対策、防犯対策の取り組みについて感じる問題・課題

民生委員・児童委員

- ◆ 災害時の「避難行動要支援者名簿への登録」及び連絡、支援者の訓練が必要です。
- ◆ 避難先の設備が障害者用の場所が少ないのでベッド、トイレの設備の設置が必要だと思う。
- ◆ 防災対策で毎年発生してきた、高齢者施設の洪水土石流による被害、避難をするにも職員だけでは手が足らず犠牲者が出ています。この限界を乗り越えるのには、地域のサポート、コミュニケーションが必要ではないでしょうか、逆に地域住民の避難に対する意識も高まるのではないかと。（早期避難、避難場所、避難方法の意識が高まると思います。）
- ◆ 避難訓練などにおいて健康な人のみが参加し、高齢者、要介護者、障害者などが参加することがありませんが。本当は障害があり、自分で避難出来ない人をどうやって避難させるかを、訓練した方が良いのではないのでしょうか。
- ◆ 災害時の避難支援の為に「避難行動要支援者名簿」「個別計画書」の作成が進められているとの事ですが一日も早く整備され、関係者に配布されるよう望みます。
- ◆ 個人情報保護法との関係で難しいですが、自分達の地域で障害者手帳を交付されている人、どの方が障害者なのか把握する事が困難だと感じています。その為、災害等の防災対策、防犯対策に具体的な取り組みが出来ないのではないのでしょうか。
- ◆ 地域内の高齢化の為、災害の時に救助及び避難、捜索が難しくなっている。
- ◆ どの地区のどこに障がい者の方がみえるか分からない。
- ◆ 見守り台帳を活かせる活用の仕方災害はいつ起こるか分かりません。防災訓練時でも活用し人数把握等するとよい。

障がい福祉サービス事業者

- ◆ 災害時に何処に行けば良いのか、どんな対策がされるのか目に見える形で情報提示されると、実際の行動がしやすくなると思う。
- ◆ 行政が施設の防災対策会議に参加するべき。施設任せで進めて良い問題では無い。
- ◆ 近年の災害における、障害者の防災対策について、さらなる強化をバックアップ体制、より細かな部分でのケア体制が求められていると思います。
- ◆ 防災対策のマニュアルがあっても支援する者がいないと思われるため、近所の方の理解が必要であり、日々の生活の中で声掛けをお願いすると良いと思われる。
- ◆ 当事業所の防災マニュアルは作れていないので、今年度中に作成できればと思う。

相談支援事業所

- ◆ 避難所での障がい者の方への特性に応じた配慮の必要性を感じる。新型コロナウイルス感染など感染症への認識が持てる様に継続した支援が必要。ハザードマップ等の図等で分かりやすく表記。
- ◆ 「避難行動要支援者名簿」を作成中であるが、障害を持っている方が避難場所に行くことができるかどうか疑問に思う。防災訓練時に実際に行ってみてはどうか。外に出られない方もたくさんみえるのではないかと。

身体障害者相談員・知的障害者相談員

- ◆ 災害時避難場所（公民館・体育館）での一般の方々とは別の場所（空間）の設置。

(14) その他

気づいた点や感じていること

民生委員・児童委員

- ◆ これからの時代、分かりづらい文章は少なくして、写真、動画など入れた「楽しくわかる、ホームページ」作りにお金をかけてはどうでしょう。
- ◆ 郡内のスーパー等の車椅子のマークの付いた駐車スペースに健康な人の車が多く駐車し、空いてないのか。多くみられます。意識を高める必要があると思います。
- ◆ 弱者の方（子供～老人）が区の中で過ごせるのが理想です。でも全ての弱者を守秘義務だからと手を差し伸べようとしない上の方の言動がとても悲しいです。健常者も交通事故、病気等で障害者になりますから、住み良い町作りへの向上を願います。
- ◆ 昨年、町の図書館での事、2Fの本棚で本を探していると、大きな声で論争している声がして、見に行くと、一人で話してみえました。何か変だと感じ、その人が私に近づいてくるとかなりドキドキしました。私を認めると話をやめ、他の所に行きました。障害者に対する理解がまだまだ不十分だと実感しました。
- ◆ 地域内の高齢化、人口減少により地区役員（係）及びお寺、お宮など地域活動が立ちいなくなる。
- ◆ 障がい者に対して何があるか、どのような種類があるのかも町民は皆分からないと思います。色々あるようですが、皆に分かるようにまずは何らかの方法で種類等知らせるのが先だと思います。
- ◆ 障がい者の身内、親族が亡くなるにつれ、取り残された時の対応が心配。
- ◆ 地区に何人の手帳を持っているのかわからないので知りたい。その人達が何を希望されているのかも知りたい。手帳の区分・種類も何が控除されるのかもわからない。
- ◆ 町が色々取り組みをしてみえるようですが、町のどこに行けば良いのか誰に相談すればいいのか分かっていない人が多い。

障がい福祉サービス事業者

- ◆ 以前と比べて、どの程度、取り組みが進んでいるのか比較する資料を同封して欲しい。「進めて来ました」と記載されているが、進んでいるか否か全く感じない。
- ◆ 社会的にハンディがある方が、住みやすい環境を整えることは健常者になっても、将来に渡って、安心して住める街づくりに繋がります。強いては人口流出への歯止め施策として重要になってきます。飛騨市の福祉行政を参考にして行く事も一つの方法であると思います。
- ◆ 障がいをお持ちの方が高齢になられ、独居またはそれに近い状態になられた場合の対応。

相談支援事業所

- ◆ 事業所や関係者との情報の共有や連携をとる事で、社会資源の開発や住みやすい街作りが出来ると良いと思う。災害についても取り組まれている事で、安心した生活を確保できるよう引き続き取り組んでいてもらいたい。

身体障害者相談員・知的障害者相談員

- ◆ 今後、障害者の高齢化が一番の課題だと思います。障害者が高齢化と言う事は、家中も高齢化していると思い、課題は重くなります。宜しく願い申し上げます。
- ◆ 何でもと言う事は言わない方が良いのではないですかいくら行政でも出来る事ばかりではないと思いますが。現在行っている事を援護のしおりをよく読んで実行すれば十分ではないでしょうか。

◆ 第4章 計画の基本的な考え方 ◆

1 計画の基本理念

本町では、身体や精神の障がいの有無にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として、人格を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加・参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担するのが普通である社会、すなわち、「ノーマライゼーション社会」の実現をめざしてきました。

本計画においては、国の障害者基本法の基本的な考え方である「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を踏まえ、「共生社会の実現をめざして」を基本理念とし、この基本理念に基づいて3つの基本的な方針を定め、障がい者福祉施策の一層の充実に取り組んでいきます。

基 本 理 念

共生社会の実現をめざして

2 基本的な方針

本計画の基本的な方針を、「お互いに人格と個性を尊重しあえる環境づくり」、「生活支援と地域共生のまちづくり」、「安心・安全の基盤づくり」の3つとし、基本的な方針のもとに関連する分野別の基本目標を設定します。

基本的な 方針

1 お互いに人格と個性を尊重しあえる環境づくり

2 生活支援と地域共生のまちづくり

3 安心・安全の基盤づくり

1 お互いに人格と個性を尊重しあえる環境づくり

- ◇ 障がい者の地域でのノーマライゼーションを推進するためには、障がいについて、啓発活動の充実を図り、町民の理解を深めることが重要です。そのため、啓発や理解促進、差別の解消・権利擁護、相談・コミュニケーション支援の充実等の各種施策・事業を推進していきます。

2 生活支援と地域共生のまちづくり

- ◇ 障がいのある人もない人も共に学び、生活し、様々な活動等をあたりまえに行う共生社会を目指し、生活支援、就労支援、療育・保育・教育、社会参加の支援等の各種施策・事業を推進していきます。

3 安心・安全の基盤づくり

- ◇ 障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域で支えるまちづくりが重要となります。そのため、グループホーム等生活環境、保健・医療、地域ぐるみの支援体制、防災・防犯体制等の各種施策・事業を推進していきます。

基本 理念	基本的な方針	分野の基本目標
共生社会の実現をめざして	1 お互いに人格と個性を 尊重しあえる環境づくり	(1) 相互理解と交流の促進
		(2) 差別の解消及び権利擁護の推進
		(3) 相談・コミュニケーション支援体制の充実
	2 生活支援と地域共生の まちづくり	(1) 生活支援の充実
		(2) 就労支援の充実
		(3) 療育・保育・教育の推進
		(4) 社会参加への支援
	3 安心・安全の基盤づくり	(1) 生活環境の整備充実
		(2) 保健・医療の推進
		(3) 地域ぐるみの福祉の推進
		(4) 防災・防犯・感染症対策の推進
		(5) 推進体制の整備

1 お互いに人格と個性を尊重しあえる環境づくり

(1) 相互理解と交流の促進

- ①障がい及び障がい者の理解の促進
- ②各種イベントや行事等での交流の促進
- ③相互理解への教育の実践

(2) 差別の解消及び権利擁護の推進

- ①障がいを理由とする差別の解消の推進
- ②成年後見制度等の利用促進
- ③日常生活自立支援事業の利用促進
- ④福祉サービスの利用における権利擁護の推進
- ⑤障がい者団体との協議・対応
- ⑥障がい者の虐待防止体制の充実・強化

(3) 相談・コミュニケーション支援体制の充実

- ①総合的な相談体制の充実
- ②専門的な相談体制の充実
- ③きめ細やかな情報提供の充実
- ④障がい特性に応じたコミュニケーション支援の充実

2 生活支援と地域共生のまちづくり

(1) 生活支援の充実

- ①障害福祉サービスの提供体制の整備
- ②地域生活移行の支援
- ③日中活動の場の充実
- ④介護保険サービスとの連携強化
- ⑤サービス事業者の質の向上
- ⑥各種手当等制度の周知と継続
- ⑦医療費の助成・給付

(2) 就労支援の充実

- ①情報提供・相談機能の強化
- ②就労の促進支援・定着支援
- ③福祉的就労の充実
- ④職場での障がい者理解の促進
- ⑤事業者への周知・啓発
- ⑥障がい者雇用の町の取り組み

(3) 療育・保育・教育の推進

- ①早期発見・早期療育の推進
- ②早期発見・早期療育に向けたフォロー体制
- ③発達障がいのある子どもへの支援・連携
- ④統合保育の推進
- ⑤学校教育における相談・指導の充実
- ⑥特別支援教育の充実
- ⑦教育施設のバリアフリー化の推進

(4) 社会参加への支援

- ①障がい者の外出支援の充実
- ②社会参加への支援の充実

3 安心・安全の基盤づくり

(1) 生活環境の整備充実

- ①福祉のまちづくり
- ②グループホームの利用の支援
- ③町営住宅の改善

(2) 保健・医療の推進

- ①健康管理への支援
- ②医療サービスの充実
- ③障がいに対する正しい知識の普及
- ④精神保健・医療施策の充実

(3) 地域ぐるみの福祉の推進

- ①地域共生に向けた地域福祉の推進
- ②ボランティア活動に対する支援
- ③多様なボランティアの養成

(4) 防災・防犯・感染症対策の推進

- ①防災意識の高揚
- ②避難行動要支援者対策の推進
- ③防犯対策の推進
- ④新型コロナウイルス感染症等への対策の推進

(5) 推進体制の整備

- ①人材の確保と養成
- ②庁内体制の整備
- ③国・県・近隣市町等の連携

◆ 第5章 第3次揖斐川町障がい者計画 ◆

1 お互いに人格と個性を尊重しあえる環境づくり

(1) 相互理解と交流の促進

現状と課題

- 本町では、障がい者の理解促進のため家庭、学校、地域等あらゆる場面において、啓発・交流を進めてきました。しかしながら、障がい福祉計画アンケートでは22.9%、障がい児福祉計画アンケートでは57.7%の人が障がいに対する理解を深めるための事業の推進を求めています。
- こうした現状を踏まえて、さらに町民全般に広く理解を深める啓発・交流を充実させるとともに、学校、地域、職場等での障がい者理解を促進するよう、関係機関と連携を図りながら、取り組んでいく必要があります。

今後の方向性

- 障がい者に対する理解は、幼いころから障がいのある人もない人も身近で一緒に成長することにより、より深まると考えられます。そのため、学校・地域等では一層の啓発や相互の交流機会を増やし、障がいや障がい者の理解を深めることで、互いに信頼し共感しあえる、温かい人間関係作りを進めていきます。

主要施策

①障がい及び障がい者の理解の促進

- ◆「広報いびがわ」、町のホームページ、いびがわチャンネルなどあらゆる広報媒体を通じて啓発を行い、障がい者についての理解の促進に努めます。
- ◆住民の間に、広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、12月3日から12月9日までの「障害者週間」について、町の広報やいびがわチャンネルなどを通じてその趣旨の普及に努めます。

◆障がい者団体による障がいや障がい者に関する啓発・普及活動も重要であり、その活動を支援します。

◆身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について、住民・事業者の理解を得られるよう努めます。

②各種イベントや行事等での交流の促進

◆各種イベントや行事等の実施については、その企画・立案段階から障がい者の参加を促進し、障がい者にとって意義のあるものとなるよう、実施方法についても検討していきます。

◆障がい者に関する事業や行事は、障がいの種別ごとに実施されていますが、種別を超えた活動や交流を促進して、共通理解や相互協力が図られるよう努めます。

③相互理解への教育の実践

◆障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深め、福祉への関心を高めるための教育を推進します。

◆学校教育法では、小学校、中学校、高等学校等に「ボランティア活動など社会奉仕体験活動」の充実に努めることが規定されています。小学校、中学校、高等学校等は、町社会福祉協議会、社会福祉施設、NPO法人等と連携して、社会奉仕体験活動等に取り組めます。

◆小学校・中学校と特別支援学校との交流などを行い、相互理解を深める教育の推進に努めます。

◆生涯学習において、障がい者への理解等が深まるよう、福祉に関する講座の充実を図ります。

(2) 差別の解消及び権利擁護の推進

現状と課題

- 国において、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成 28 年 4 月に施行されました。
- 障害者差別解消法のポイントとしては、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」となります。
- 「不当な差別的取扱いの禁止」については、国・都道府県・市町村等の行政機関等や、会社やお店等の事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。
- 「合理的配慮」に関しては、行政機関等や事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にある障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）を求めています。
- 障がい者の尊厳を守るために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が平成 24 年 10 月に施行されました。
- 障害者虐待防止法は、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者等に障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課す等としています。
- 障がい福祉計画アンケートでは、障がいがあることで差別を感じたことがある人（「よくある」、「たまにある」の合計値）は 34.4%と 3 割強の人が差別を感じていることがわかりました。
- 障害者差別解消法について、「法の名称も内容も知らない」の割合は、障がい福祉計画アンケートでは 68.6%、障がい児福祉計画アンケートでは 53.8%となっており、障がい者やその家族等への周知が不十分であると考えられます。
- 本町においては、アンケート結果等を踏まえて、町民や事業所に対する法律の内容の周知啓発、本町における窓口対応の徹底等を進めていく必要があります。

今後の方向性

- 障害者差別解消法の町民や事業所に対する周知啓発等、障がいを理由とする差別解消に向けた取組の推進を行います。また、町職員の研修を行い、窓口対応の向上に努めます。
- 障がい者の虐待防止のため、法律の周知に努め、権利擁護、虐待防止の取組を推進・強化していきます。
- 障がい者の権利擁護のため、成年後見制度、日常生活自立支援事業、権利擁護相談等の周知と利用促進を図ります。

主要施策

①障がいを理由とする差別の解消の推進

- ◆子どもの頃から障がいのある人と関わる機会を増やすことで、障がいに対する正しい理解を深め、差別解消につなげていきます。
- ◆町民、事業者等に対して障害者差別解消法の周知に努め、差別解消についての啓発を行います。
- ◆障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員研修会等の開催に努めます。
- ◆車いす使用者や視覚障がい者、聴覚障がい者などに配慮して、公共建築物や道路・歩道の整備に努めます。
- ◆選挙における投票所は障がい者や高齢者等に配慮して、車いすや簡易スロープの設置、介助者の配置などを行い、投票しやすい環境整備に努めます。

②成年後見制度等の利用促進

- ◆知的障がい者や精神障がい者などの自己決定能力が低下している人の権利を擁護するため、財産の処分や管理などの法律行為に関する援助などを行う成年後見制度の必要な経費について助成を行うとともに、家庭裁判所等の関係機関と協力して、円滑な実施に努めていきます。また、後見等の業務を適正に行うことができる法人等を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

- ◆親亡き後の生活の不安に対して、成年後見制度の周知や利用促進が重要となっています。そのため、町としても関係機関や学校等との連携により周知を図るとともに、窓口等で必要な時に丁寧な説明を行うことで、利用を促進していきます。

③日常生活自立支援事業の利用促進

- ◆判断能力が低下した人たちが地域で安心した生活を送れるよう、日常生活における福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払い等の福祉サービスの利用援助とそれに付随した日常的な金銭管理等を岐阜県・揖斐川町社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業について、町においても協力し、利用の促進を図ります。

④福祉サービスの利用における権利擁護の推進

- ◆障がい者が、福祉サービスに係る行政行為や処分の内容について正確に理解できるように努めるとともに、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため行政手続法や行政手続条例等にのっとり、適正な福祉サービスの提供に努めていきます。
- ◆福祉サービス利用者の苦情の解決や、解決困難な事例を処理するため、岐阜県社会福祉協議会に運営適正化委員会が設けられています。町においても苦情処理の解決に努力していきます。

⑤障がい者団体との協議・対応

- ◆町では、障がい者団体からの要望を随時受け付け、団体との協議を通じて、要望の解決や実現に取り組んでおり、今後も継続していきます。

⑥障がい者の虐待防止体制の充実・強化

- ◆障害者虐待防止法の周知に努め、虐待防止についての啓発を行います。
- ◆障がい者に対する虐待は、重大な権利侵害です。虐待予防・早期対応を適切に行うため、虐待等防止ネットワーク協議会を核として、医療、教育、福祉、行政、司法、警察等地域の関係機関と協働したセーフティネットの充実等、権利擁護、虐待防止の取組を推進・強化していきます。

(3) 相談・コミュニケーション支援体制の充実

現状と課題

- 本町では、相談支援の拡充を進めるとともに、障がいのある人でも情報を取得しやすいように、広報、町ホームページ等を分かりやすく提供するように努めてきました。また、聴覚、音声機能、言語機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の支援のため、手話奉仕員の養成を図る等コミュニケーション支援の環境づくりを行ってきました。
- 障がい福祉計画アンケート調査では、福祉サービスの情報入手先は、「揖斐川町健康福祉課」(41.8%)、「医療機関」(17.7%)に次いで「町の広報誌・町のホームページ」(15.3%)が上位に挙がっており、広報誌・ホームページのニーズがうかがえます。
- 関係団体調査では、「文書の配布、提供だけでは理解しづらいので、今まで以上の見守り及び相談者に親切な対応をお願いします」というというご意見をいただきました。このように、紙媒体での情報提供だけではなく、直接的なコミュニケーションが重要であり、障がい者が円滑に情報を取得し、相談できる環境づくりが課題となります。

今後の方向性

- すべての障がい者に円滑に情報提供し、意思疎通支援を図ることができるよう、現状の情報・コミュニケーション支援体制の整備を進めるとともに、意思疎通支援の活動者を増やすように、ボランティアの活動を支援していきます。
- 相談支援事業所等の相談窓口は、障がい者や家族等がいつでも・身近で相談できる場所として認知度を向上させていきます。また、関係機関との連携を図り、情報提供や専門的な相談・助言等総合的な相談支援体制づくりを進めていきます。

①総合的な相談体制の充実

- ◆総合的な相談に応じ、ライフステージにおける途切れのない相談支援をしていくために、関係機関との連携を積極的に行い、一人ひとりに必要なサービスを組み合わせ適切な供給主体とつなげるとともに、サービス等利用計画対象者の拡大に対応できる提供体制の強化を図ります。
- ◆「障害者生活支援センター プラス」と連携して、他市町の障害者生活支援センター、更生相談所、児童相談所、保健所など関係機関とのネットワーク化を図るなど、相談体制を充実します。
- ◆障がい者の相談に応じ、必要な指導等を行うために、身体障害者相談員として9人、知的障害者相談員として3人に委嘱していますが、その役割を十分果たすことができるよう、研修等の参加を支援します。
- ◆西濃保健所では、住民の心の健康を守るため、保健師や精神保健福祉士、臨床心理士による相談を随時実施するとともに、精神科医による相談を実施しています。健康福祉課・保健センターにおいても、相談にかかわる職員の質の向上に努め、相談体制の充実を図ります。
- ◆障がい者自身がカウンセラーとなって、障がいのある相談者の社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対して個別援助や支援を行うピア・カウンセリングの実施を検討します。

②専門的な相談体制の充実

- ◆障害福祉サービスの相談支援には、障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成および見直しを行う計画相談支援、入所している障がい者または入院している精神障がい者の地域生活に移行するための相談を行う地域移行支援、居宅で単身で生活する障がい者が地域生活を継続していくための各種の支援を行う地域定着支援の3種類があります。相談支援事業所が適切に運営できるよう指導を行います。また、町内の相談支援事業所の充実に努めます。
- ◆障がい児が障害児通所支援を利用する前に利用計画を作成し、利用開始以降一定期間ごとにモニタリング等の支援を行う障害児相談支援の事業所が適切に運営できるよう指導を行います。
- ◆保健センターで実施している乳幼児健康相談などにより、心身の発育・発達や子育てに関する各種の相談の充実を図ります。また、幼児園、「いびがわアップル」および子

育て支援センターとの連携を密にします。また、発達障がいのある成人に対する相談体制について検討します。

- ◆障がい関連業務に携わる町の職員については、適切に業務が推進できるよう研修などを通じ、専門性の確保に努めます。

③きめ細やかな情報提供の充実

- ◆制度ごとにパンフレットを作成し、手帳交付の機会等により詳細な制度の周知を行い、サービス等の支給対象の方にわかりやすい情報提供を行います。

- ◆ホームページを充実し、行政情報、福祉情報の浸透に努めます。

④障がい特性に応じたコミュニケーション支援の充実

- ◆聴覚障がい者や視覚障がい者の生活支援には、コミュニケーション支援が必要です。そのため、手話通訳者、要約筆記者等の人材の派遣の充実を図り、効果的なコミュニケーション支援を促進します。

2 生活支援と地域共生のまちづくり

(1) 生活支援の充実

現状と課題

- 本町の障害福祉サービスの利用者の平成 30 年度から令和 2 年までの実績をみると、日中活動系サービスでは就労移行支援、就労継続支援 B 型、短期入所（福祉型）居住系サービスでは共同生活介助が計画値を上回って利用されています。こうしたサービスニーズに対応するサービスの充実が課題となります。
- グループホームは、関係団体調査でも不足しているという指摘があり、中には女性を受け入れられるグループホームがないという意見もありました。グループホームは、親亡き後の不安を解消するためにも必要であるため、施設の開設のための事業者への働きかけが重要と考えられます。
- 障がい者の高齢化が進んでおり、障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行する場合の連携の強化が必要となります。

今後の方向性

- 障がい者が住み慣れた地域でいきいきと生活するためには、日々の障害福祉サービスが重要となります。利用者のニーズを踏まえた上で適正な量のサービス提供がなされるように、既存事業所の活用の充実を図ります。
- 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行は大きな課題となっていますが、地域移行支援のサービスの利用者はなく、この実績からわかるように多くの方が地域に移行できる状況ではないと考えられます。そのため、行政や地域住民が連携しながら事業者への働きかけを行い、受け入れるための居宅介護事業所や日中活動支援、短期入所等の体制等条件整備を一つずつ進めていく必要があります。

①障害福祉サービスの提供体制の整備

- ◆各関係機関と連携して、サービス等利用計画の活用をはじめ、利用者本位のサービス提供を基本に、多様なサービス提供事業者の新規事業への参入促進等、サービス供給体制の整備促進や障がい特性に対応した福祉サービスの充実を図ります。
- ◆強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

②地域生活移行の支援

- ◆入所施設や精神科病院からの地域生活への移行のため、施設や病院とグループホーム等の地域の福祉資源との連携を図るとともに、障がいに対する地域の理解を深め日中活動の場の充実を図る等、地域生活移行の支援に努めます。

③日中活動の場の充実

(未就学児)

- ◆未就学児を対象とした児童発達支援を活用し、療育支援と発達支援が受けられる場の充実を図ります。

(就学児)

- ◆就学児を対象とした放課後等デイサービスや日中一時支援事業を活用し、学校との連携を図りながら、平日の放課後や休日、夏休みをはじめとする長期休業期間等において障がいのある児童・生徒への地域における活動への支援が受けられる場の充実を図ります。

(学校等卒業後)

- ◆介護を必要とする方を対象とした生活介護を活用し、日常生活に必要な支援を受けながら、創作活動や生産活動の機会の提供等の支援が受けられる場の充実を図ります。
- ◆地域活動支援センターを活用し、機能訓練や創作活動の提供等の支援が受けられる場の充実を図ります。
- ◆重い後遺症のある中途障がい者や精神障がい者も家庭に閉じこもることのないように活動の場の充実を図ります。

④介護保険サービスとの連携強化

- ◆高齢の障がい者が必要な介護保険サービスを十分に利用できるよう、ケアマネジャーとの連携等、きめ細かな配慮をするとともに、介護保険の対象とならない同行援護等の障がい固有のサービスについては、必要なサービスを適切に提供します。

⑤サービス事業者の質の向上

- ◆サービス事業者を対象とした研修の実施や、支援者ガイドブックの作成等により、事業者の資質向上を支援します。

⑥各種手当等制度の周知と継続

- ◆身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人に対して、国や県の特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、在宅重度障害者手当、特別児童扶養手当等や、町の心身障害者福祉給付金による経済的援助を行います。また、障害年金についての情報提供に努めます。

⑦医療費の助成・給付

- ◆障害者医療助成として、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者で一定の条件に該当する方の保険診療による、入・通院医療費自己負担額を助成します。
- ◆自立支援医療（更生医療）の給付として、身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方が、その障がいの程度を軽くし、あるいは障がいを取り除くために、指定医療機関において受ける手術等の処置に要する医療費の一部を給付します。
- ◆自立支援医療（育成医療）の給付として、身体に障がいのある児童等が、その障がいの程度を軽くし、あるいは障がいを取り除くために、指定医療機関において受ける手術等の処置に要する医療費の一部を給付します。
- ◆自立支援医療（精神通院）の給付として、精神疾患のある方が、その治療のために通院医療を受ける場合、それにかかる医療費の一部を給付します。

(2) 就労支援の充実

現状と課題

- 本町においては、障がい者の状態に合わせて、一般就労に向けた就労移行支援、一般就労が困難な障がい者については、就労継続支援のサービスが提供されています。本町の就労系サービスの1か月あたり平均利用者数の平成30年度から令和2年度の3年間の伸びをみると、就労移行支援は4人から6人、就労継続支援A型は15人で変わらず、就労継続支援B型は21人から29人となっており、就労移行支援と就労継続支援B型で利用者の増加がみられました。全般的に町内には就労系サービスが少なく、町内で就労移行支援を利用している、就労の場がないという現状があります。
- 障がい福祉計画アンケート調査では、障がい者の就労支援に必要なこととして、「通勤手段の確保」が最も多く、以下「職場の障がい者理解」、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」等となっています。

今後の方向性

- 障がい者の就労支援のために、より多くの就労系サービス提供事業者の参入を促進することや、既存の地域活動支援センターの活動内容の周知等により、障がいの特性等に合わせた選択できるような環境づくりを進めていきます。
- 一般就労にあたっては、職場の障がい者理解をさらに進めるために、地元企業やハローワーク等関係機関との連携により啓発を実施していきます。

主要施策

①情報提供・相談機能の強化

- ◆就職を支援するため、障がい者雇用に関する情報について、ハローワーク等との連携により、相談窓口での提供体制の整備に向けた取組を促進します。

②就労の促進支援・定着支援

- ◆障がい者就業・生活支援センターを活用し、身近な地域で、就業面での支援と併せて生活面での支援を一体的に提供することで、働き続けることへの支援を進めます。西濃圏域には、西濃障がい者・生活支援センターがあり、町ではこれら障害者就業・生活支援センターの広報に努めます。
- ◆就労を希望する障がい者が、生産活動等の機会の提供を通じて、一般就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を受ける就労移行支援事業の充実を促進します。

③福祉的就労の充実

- ◆就労継続支援事業、地域活動支援センター等を活用することにより、障がい者の福祉的就労を促進します。

④職場での障がい者理解の促進

- ◆ハローワーク等就労関係機関と連携して、事業者に対する障がい者理解についての啓発に努めます。

⑤事業者への周知・啓発

- ◆障がい者ができるかぎり一般就労できるよう、商工会、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、障がい者雇用について、地元企業など事業者の理解を促進するための啓発に努めます。

⑥障がい者雇用の町の取組み

- ◆町は、民間企業に率先して障害者雇用率を達成できるよう、職員の計画的な採用に努めます。
- ◆障害者優先調達推進法に基づき、役場における物品や提供される役務について可能な限り障害者就労施設、在宅就業障がい者および在宅就業支援団体から受注するよう努めます。

(3) 療育・保育・教育の推進

現状と課題

○本町では障がいの早期発見、早期療育に向け保健事業の充実を図りながら、発達障害のある子どもの支援、統合保育等各事業を進めてきました。また、学校教育では就学前から関係各所と連携し、教育体制の充実を図ってきました。

○障がい児福祉アンケート調査では、学校教育に望むこととして、「障がいに対する理解や配慮を職員間で引き継いでほしい」という回答が多くみられました。学校内での職員間でのさらなる連携とともに、保健・保育・福祉・教育・医療等の関係機関が連携して切れ目のない支援を行うためのスマイルブックの活用をさらに周知・啓発することが必要と考えられます。

今後の方向性

○今後も継続して早期発見、早期療育に向けて保健事業の充実を図ります。

○障がいのある児童の健全な成長と発達を促進するため、各ライフステージに応じた保育・教育を行っていきます。

主要施策

①早期発見・早期療育の推進

- ◆母性の健康の保持、増進に資するため、パパママ教室を実施し、妊娠中の個々の問題に対応したきめ細かな保健指導の充実に努めます。
- ◆安全な分娩のために、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票を14枚渡しており、受診の促進と妊婦健康診査の充実に努めます。
- ◆生後1か月頃の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。
- ◆乳幼児の発達確認や相談に応じ、乳幼児期の個々の問題に対応したきめ細かな保健指導の充実に努めます。

- ◆疾病や発育・発達の遅れや、心身の異常の早期発見、早期治療に努め、早期に適切な支援等を行うことを目的に、4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の充実に努めます。健康診査で発見された心身の遅れや障がいの疑いのある乳幼児に対して、医療機関、療育施設、保育機関等と連携を図りながら、それぞれの専門分野からの情報提供、育児相談等を行い、事業の充実に努めます。精密検査の勧奨や療育施設の紹介等を適切に行います。
- ◆障がいの早期発見と早期療育は、その後の障がいの軽減や発達に及ぼす影響が大きいことから、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職と療育の場確保を図るとともに、障がいに対応した発達を支援します。

②早期発見・早期療育に向けたフォロー体制の充実

- ◆子どもに障がいがあるとわかったとき、親の不安の解消を図るとともに、適切な療育相談や福祉サービスの情報提供を行うことが求められています。このため、保健所・保健センター、幼稚園・幼稚園、療育機関、医療機関など、専門機関のネットワークを確立し、知的障害者相談員、専門の相談・療育機関への紹介、手帳の取得や手当等の受給など迅速な対応に努めます。また、気になる行動、困り感のある子どもが社会で自立し、成人していくまでの長期的視野に立ち、保健・保育・福祉・教育・医療等の関係機関が連携して切れ目のない支援を行うために「揖斐川町スマイルブック」があります。保護者が保管し、必要に応じて支援機関に提示し、フォロー体制の充実に努めていきます。

③発達障がいのある子どもへの支援・連携

- ◆発達障害のある子どもへの支援については保健、医療、福祉、教育の各機関と連携して療育支援体制の充実に努めます。また、児童の発達障がいを早期に発見するため、保育・教育・保健医療関係職など児童と日常接する機会の多い職種の人に対して、研修等を行います。

④統合保育の推進

- ◆幼稚園等において、障がいのある園児が障がいのない園児とともに保育や教育を受ける統合保育を実施しています。これにより、障がい児の健全な社会性を育むとともに、相互に情緒の成長発達を促進することから、今後も、統合保育の充実に進めていきます。
- ◆職員の専門性の向上を図り、就学前の障がい児保育の充実に努めるとともに、保護者に対する支援を行います。

⑤学校教育における相談・指導の充実

- ◆教育委員会による適切な就学相談の充実に努めるとともに、就学前の相談についても、子育て支援センター、療育施設、幼児園、幼稚園、保健所・保健センター等と連携を図って実施していきます。
- ◆特別支援学校、特別支援学級、幼児園、幼稚園、児童発達支援事業等の就学担当教員、保育士、施設職員等の連携を密にするとともに、研修の実施等により指導力の向上を図ります。
- ◆特別な支援を必要とする子どもの保護者に対しては、就学についての十分な知識・情報が伝わり、理解が得られるよう、関連資料の配布、事前の話し合い等を行います。
- ◆発達障がいにはいろいろな種類があり、関係機関はその情報収集に努めるとともに、適切な支援に努めます。

⑥特別支援教育の充実

- ◆特別支援学級担当教員を対象とした研修会をより充実し、教員の指導力を高めていきます。特別支援教育は、特別支援学級担当教員のみが行うものではなく、通常学級を担当する教員を含め学校全体で支援していく必要があります。このことから、通常学級を担当する教員についても福祉に関する研修の場をもつことにより、特別支援教育の充実に努めます。
- ◆特別支援学級と通常学級との交流、特別支援学校と小・中学校との交流を行い、相互理解を深める教育の推進に努めます。
- ◆交流教育などの就学形態については、当事者及び保護者のニーズや障がいの種別、状態に応じて適切な教育の場が選択できるよう支援していきます。
- ◆学校現場において、個の特性に応じた専門的な指導や支援が行えるよう、子育て支援センターや福祉事務所等の関係行政機関、特別支援学校等の専門療育・教育機関などと連携を図り、充実に努めます。
- ◆障がいのある小学生が通常の学級に通いながら、週1時間程度、言語・情緒・学習障がい等に応じた専門的な個別指導を行う「通級による指導」の充実に努めます。
- ◆小学校で通級指導を受けていた児童が中学進学後も継続した支援を受けられるよう、中学校の通級指導教室の開設を県に継続して要望していきます。

⑦教育施設のバリアフリー化の推進

- ◆学校のバリアフリー化を推進し、障がい児の受け入れを容易にしていきます。
- ◆障がいのある児童生徒の学習や生活のための適切な環境を整える観点から、情報機器など学習を支援する機器・設備等の整備を推進します。

(4) 社会参加への支援

現状と課題

○本町では、障がい者の社会参加促進のため、外出支援の充実やスポーツ・レクリエーション・文化活動等への参加促進を行ってきました。

○障がい福祉計画アンケート調査で、自治会の活動や地域活動、地域で行われる行事等への参加状況として「まったく参加していない」人は35.5%と地域のかかわりがいない人が3分の1の割合を占めています。このように、障がい者が地域や社会に参加していない状況があるため、外出の支援の充実や参加しやすい事業の展開等障がい者の参加に対する環境づくりが求められています。

今後の方向性

○障がい者の地域移行や地域への参画は今後の大きな課題となっています。そのため、地域での配慮や支えあいにより、障がいのある人もない人も一緒に参加できる環境づくりを進めていくことが必要となります。

○外出支援は、障がい者の地域生活においては無くてはならないサービスであり、同行援護、移動支援等のサービスの充実を図っていきます。

主要施策

①障がい者の外出支援の充実

- ◆外出する際の支援として、同行援護、移動支援等のサービスを支給することにより、社会参加への支援をします。
- ◆身体障がい者が、就労・通院・通学等のため、普通自動車免許の新規取得に要した経費の一部や、本人が所有・運転する自動車を必要に応じて改造する費用の一部を助成することにより社会参加への支援をします。

②社会参加への支援の充実

- ◆障がい者が心豊かな生活を送ることができるよう、また、障がいに対する理解を得る手段として、スポーツ・レクリエーション・文化活動を行う場の確保に努めます。
- ◆公民館事業に、介護講座や障がい者との交流活動を盛り込むことを検討し、同じ地域に住む人同士が障がいの有無に関わりなく参加できるような地域行事を推進します。

- ◆学校休業日などに、児童がスポーツや文化活動を通じて、子ども同士や地域の人たちとふれあいを深める事業を実施し、この事業に障がい児等も受け入れて、学校外での活動体験の機会が広がるよう図っていきます。
- ◆広く住民を対象とした講演会等において、手話通訳者や要約筆記者を配置したり、点字パンフレットを作成するなど、障がい者が参加しやすい環境づくりに努めていきます。
- ◆公民館など社会教育施設は、改築等にあわせて、段差解消に努め、スロープや手すりを設置し、車いす使用者をはじめ、高齢者、障がい者等も利用できるトイレを整備するなど、バリアフリー化を進めており、今後も推進していきます。

3 安心・安全の基盤づくり

(1) 生活環境の整備充実

現状と課題

- 本町では、公共施設のバリアフリー化等、障がい者が住みやすいまちづくりを進めてきました。
- 今後の将来の生活の不安については、「住み続ける場所のこと」が約2割の人が不安に感じています。障害福祉サービスの利用意向では、グループホームを利用したいという回答は約1割（24人）あり、現状の利用状況（令和2年4月～月平均：18人）に比べて高いニーズがうかがえます。障がい者の住む場所についての不安の解消のためにも、グループホーム等の整備充実が求められています。

今後の方向性

- 今後も公共施設等のバリアフリー化等、ひとにやさしい建築物や道路・公園・トイレ・駐車スペース等の整備・改善に取り組み、福祉のまちづくりを進めます。
- 住宅改修の補助によるバリアフリー化や町営住宅のバリアフリー化の改修を推進していきます。
- グループホームについては、アンケート調査や関係団体調査でニーズが高く、今後も整備が求められています。そのため、民間事業者に働きかけを継続して実施するとともに、地域住民の障がい者への理解を促進します。

①福祉のまちづくり

- ◆バリアフリー化を推進し、ひとにやさしい建築物や道路・公園・トイレ・駐車スペース等の整備・改善に取り組み、福祉のまちづくりを進めます。
- ◆視覚障がい者がよく利用する公共施設、福祉施設等を中心に、視覚障がい者用誘導用ブロックの整備を促進します。
- ◆車いす使用者や視覚障がい者が困っているのを見かけたら、誰もが気軽に手助けをするのがあたりまえという考え方の普及を図ります。また、自動車を運転する人も、障がいのある歩行者に配慮して運転するよう広報します。

②グループホームの利用の支援

- ◆既存事業所の周知を行い、入居希望者等に対するグループホームの体験入所等を通じ、利用の支援をすすめます。併せて、地域住民の障がい者への理解を促進します。

③町営住宅の改善

- ◆町営住宅の建設や建替にあたっては、車いす使用者など障がい者が優先入居できるバリアフリー化された障がい者向けの住宅を確保するよう努めます。
- ◆既存の町営住宅について、障がい者や高齢者などが住みやすいよう、床段差の解消や手すりの設置などのバリアフリー化を図る住宅改善に努めます。

(2) 保健・医療の推進

現状と課題

○障がい児者のアンケート調査では、よく利用する相談先は、「医療機関」が多くなっており、医療とのつながりの強さがうかがえます。また、将来の生活について不安なことは、「病気や健康のこと」が最も多く、生活する上での保健や医療ニーズの高さがうかがえます。

○障がい者の高齢化・重度化が進んでおり、日々の健康保持増進はますます重要となっており、各種検診や健康相談等保健事業の充実が課題となります。

今後の方向性

○障がい者が住み慣れた地域において自立した生活を送ることができるように障がい者に対する健康管理の支援やリハビリテーション等保健サービスの充実を図ります。また、入院・入所中の障がい者の地域移行が見込まれるため、保健、医療、福祉の連携が不可欠であり、円滑な地域移行と定着に向けて環境づくりに注力していく必要があります。

○精神疾患の早期発見とともに、保健所・保健センター、医療機関等の連携により、適切な対応に努めます。また、うつ対策を中心とした自殺予防対策に取り組んでいきます。

主要施策

①健康管理への支援

- ◆障がい者に対する健康管理の支援等保健事業を引き続き実施します。
- ◆特定健診・各種がん検診等の実施により、障がいの原因となる生活習慣病等の予防や早期発見に努めるとともに、受診率向上を目指します。
- ◆小学校・中学校では、健康診査やその結果に基づき行う事後指導により小児生活習慣病の早期発見と予防に努めます。また、心の健康や性に関する問題などについて専門医による講話や事例検討会を通じて健康教育・健康相談を充実します。
- ◆かかりつけの医師・歯科医師・薬局等への定期的な受診を啓発することで、障がい者の健康の保持・増進に努めます。

②医療サービスの充実

- ◆特定健診・各種がん検診等の実施により、障がいの原因となる生活習慣病等の予防や早期発見に努めるとともに、受診率向上を目指します。
- ◆岐阜県と連携して、発達障がいの診断、治療ができる医療連携体制の確保に努めます。
- ◆障がい児等の診療を確保するため、障がい児等の日常生活圏内において保健医療サービスを受けることができるよう、訪問診療も含め、揖斐郡医師会と連携して充実に努めます。
- ◆医療機関、訪問看護ステーション、保健師、ホームヘルパーなどの関係者の連携を密にして、在宅のねたきりの障がい者や在宅療養者などに対する訪問看護の充実に努めます。
- ◆障がい者の医療費の公費負担には、障害者総合支援法で定める自立支援医療のほか、重度障がい者の医療費助成があります。障がい者の経済的負担を軽減し、安心して医療を受けていただくため、制度の周知を引き続き努めていきます。
- ◆指定難病の治療に係る医療費助成制度について情報提供します。
- ◆治療期間が長く、医療費負担が高額となる児童の慢性疾病のうち、特定の疾病の治療に係る医療費の助成制度について情報提供します。
- ◆骨、関節等の機能や感覚器機能の障がいおよび高次脳機能障がいなど医学的リハビリテーションによる機能の維持、回復が期待されるものについて、適切な評価と、病院から地域等への一貫した医学的リハビリテーションの確保に努めます。

③障がいに対する正しい知識の普及

- ◆医師・看護師をはじめとする医療従事者に、知的障がい者、発達障がい者など支援が必要な人に対する理解の普及に、県と連携して努めていきます。
- ◆障がいの原因となる精神疾患、難治性疾患等の疾病、外傷等の予防や治療について、住民、保健・医療従事者等に対する正しい知識の普及を図るよう、県と連携して情報提供に努めるなど、これらの疾病等に対する偏見・差別や不安の解消を図っていきます。

④精神保健・医療施策の充実

- ◆骨、関節等の機能や感覚器機能の障がいおよび高次脳機能障がいなど医学的リハビリテーションによる機能の維持、回復が期待されるものについて、適切な評価と、病院から地域等への一貫した医学的リハビリテーションの確保に努めます。
- ◆うつ対策を中心とした自殺予防対策を推進します。また、保健所および健康福祉課で実施している「精神保健福祉相談」の充実に努めるとともに、地域包括支援センターで実施している高齢者のうつや閉じこもり、認知症のケアについての相談の充実に努めます。
- ◆精神疾患の早期発見とともに、保健所・保健センター、医療機関等の連携により、適切な対応に努めます。また、岐阜県と協力し、様々な救急ニーズに対応できる精神科救急システムの確立に努め、地域における適切な精神科医療の提供を推進します。
- ◆アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための普及啓発や依存症患者等及びその家族に対する支援に努めます。

(3) 地域ぐるみの福祉の推進

現状と課題

- 本町では、町社会福祉協議会と連携して、住民に対してボランティアの情報提供を行うとともに、ボランティア活動の支援を行ってきました。
- 関係団体調査では、福祉教育を進めるためにも、障がい者に対する中高生の積極的なボランティア活動へのかかわりが必要でないかという意見がありました。
- 今後は、より多くの支援者を募り、地域での見守り、当事者の家族の支援等地域ぐるみでの福祉の推進が目標であり課題となります。

今後の方向性

- 地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティである「地域共生社会」の実現をめざし、障がい者自身の地域への積極的な参加の促進と障がい福祉のボランティア等の人材育成を進め、地域ぐるみの福祉の推進を目標としていきます。

主要施策

①地域共生に向けた地域福祉の推進

- ◆揖斐川町ボランティアセンター（町社会福祉協議会）と連携して、町広報、町社会福祉協議会の広報・ホームページなどを通じ、ボランティアに関する情報などを提供して、ボランティア活動に関する住民意識の向上を図り、住民のボランティア活動への参加を働きかけます。
- ◆町社会福祉協議会と連携し、地域の助け合い、支え合い活動を促進し、地域福祉を推進していきます。

②ボランティア活動に対する支援

- ◆町内の福祉事業所に対して、県の実施する講習会等の情報を提供し、各種専門職等の人材養成や資質の向上を支援します。
- ◆ボランティア活動の育成を図るため、ボランティアグループの福祉活動を支援していきます。

◆高齢者のボランティア活動は、活動者の介護予防や健康寿命の延伸につながるとともに、要援護者等の地域生活の維持向上にもつながると考えられ、町は支援を検討していきます。

◆障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援することにより、ノーマライゼーション社会の実現を図ります。

③多様なボランティアの養成

◆町内の福祉事業所に対して、県の実施する講習会等の情報を提供し、各種専門職等の人材養成や資質の向上を支援します。

◆福祉施設で中学生および高校生のボランティア体験を実施しているボランティアスクールは、事前学習を取り入れ、参加意欲の向上を図るなど、より充実をめざします。

◆生活支援ボランティアを募集し、生活支援ボランティアの養成を推進します。

◆揖斐川町ボランティアセンターにおけるボランティアの育成・支援について、広く住民に周知するとともに、登録・斡旋等にかかる相談事業を充実し、登録者や斡旋件数の増加を図り、ボランティア活動の活性化を推進します。

◆ボランティアの養成、コーディネート促進を図るため、揖斐川町ボランティアセンター、行政機関、福祉関係機関、住民団体等とのネットワークづくりを推進します。

◆大規模災害に備え、県内外からボランティアを受け入れるための体制づくりが必要となっています。このため、町社会福祉協議会では、災害支援マニュアルの作成をしており、災害ボランティアセンターを立ち上げ、住民にこれらの周知に努めます。

(4) 防災・防犯・感染症対策の推進

現状と課題

- 災害時の安否確認のための避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者避難支援プランの作成等対策に努めてきました。
- 障がい福祉計画アンケート調査では、災害時に一人で避難できるかたずねたところ、「できる」が35.5%、「できない」が45.0%、「わからない」が13.4%となっています。このように、約6割の人が避難について不安を抱えている（「できない」、「わからない」という実態がありますので、災害時の避難支援体制が課題となります。
- 新型コロナウイルス感染症に対する対策は喫緊の課題であり、サービス事業所と連携と対応が求められています。

今後の方向性

- 障がい者が地域で安全・安心な環境の中で生活できるように、地域との連携の下、防災・防犯対策を推進していきます。防災対策の中では「避難行動要支援者名簿」を作成、更新し、災害時の避難誘導や避難所における介助等の支援体制を構築していきます。
- 近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、障害福祉サービス事業所などと連携し防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練等を実施するなど、様々な体制整備を行っていきます。

主要施策

①防災意識の高揚

- ◆防災訓練等への障がい者に対する呼びかけを、自主防災組織に対して働きかけることで、障がい者が地域防災に参加しやすい環境を整えます。
- ◆災害発生時に困ることのないよう、障がい者自らにおいても障がいの特性に応じた備品の備蓄等をしていただくよう、啓発に努めます。
- ◆防災知識の普及を図るため、総合防災訓練を実施するとともに、広報紙、パンフレット、出前講座等あらゆる機会を通じて、防火防災意識の高揚を図ります。また、避難行動要支援者を地域ぐるみでサポートする意識の向上を図ります。
- ◆自主防災組織の育成などを通じて、住民に対する防災知識の普及啓発に努めます。

- ◆近年の大震災では、古い木造家屋を中心に多くの住宅が被害を受けています。そのため、住宅の耐震補強に関して、住民に対する啓発を図るとともに、相談体制についても整備していきます。
- ◆救急知識の普及・啓発のため、住民、事業所、各種団体に対して、救命講習会等を開催します。

②避難行動要支援者対策の推進

- ◆障がい者を災害から守るため、避難行動要支援者名簿の更新を図り、円滑な安否確認を行います。
- ◆災害時における避難行動要支援者避難支援プランの作成にあたっては、ご本人の特性に合った具体的な支援方法を明記します。また、地域における自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティアなどとのスムーズな連携をとり地域での支援体制の確立に取り組んでいきます。
- ◆災害時において、避難所となる公民館や小・中学校については、バリアフリー化を推進していきます。また、震災時における機能確保を図るため、情報・通信設備、電気設備、ガス設備、給排水設備、消防設備等に関しても、耐震性の向上に努めていきます。
- ◆障がい者が安心して避難生活を送ることができるよう、福祉避難所として指定した社会福祉施設と連携を図ります。
- ◆避難所等での介護者の確保を図るため、平常時よりホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者等の専門職の意識づけ、ボランティアの登録の推進に努めます。

③防犯対策の推進

- ◆地域における見回りや定期的な訪問を行うことにより、犯罪が起きにくい地域づくりを進めるとともに障がい者が空き巣や詐欺等の被害に遭わないようにするため、防犯について積極的な啓発に努めます。
- ◆警察機関や学校安全サポーター等との更なる連携・協力を図りながら、障がい者が安全で安心して暮らせるまちづくりに努めます。
- ◆障がい者が不当な訪問販売等の被害に遭わないようにするための消費生活相談などの支援体制を充実します。

④新型コロナウイルス感染症等への対策の推進

- ◆本町の指定を受けている事業所に対して災害及び感染症対策についての情報提供やチェックリストによる点検を行う等連携を進めます。

(5) 推進体制の整備

現状と課題

- 身体障害者相談員は現在9人で、相談員の高齢化もあり、今後相談員の確保が課題となっています。
- 単位民児協の活動の中で研修を実施しており、民生委員・児童委員に対する障がい福祉の研修も行っています。

今後の方向性

- 障がい者の自立支援は、それぞれの障がいに対する専門的な知識を持っている人が対応する必要があります。今後、多くの専門職が必要となることから、その養成と確保に努めます。
- 障がい者のライフステージに応じて、総合的なサービスを提供するために、障がい者の生活に密着している保健・医療、福祉をはじめとする関係分野の連携と、国、県および障害保健福祉圏域の市町、社会福祉法人をはじめとする民間団体など関係機関のネットワーク化を図っていきます。

主要施策

①人材の確保と養成

- ◆サービス提供の充実を図るためには、障害福祉に携わる人材の育成・確保が必要であり、そのための方策を検討し、実施していきます。
- ◆保健・医療・福祉事業従事者の連携を図り、障がいの原因となる疾病等の予防から福祉施策まで適切に提供できる体制を整備するため、その基礎となる専門職員の資質の向上を図ります。
- ◆障がい者の相談に応じ、必要な助言等を行うために、身体障害者相談員を9人、知的障害者相談員を3人委嘱していますが、その機能を十分果たすことができるよう、研修等を通じて充実を図ります。
- ◆地域で福祉活動に携わる民生委員・児童委員などに、障がいについての理解を深めてもらい、日々の福祉活動を通じて、地域に広めてもらうことにより、ノーマライゼーション理念の浸透を図ります。

②庁内体制の整備

- ◆防災訓練等への障がい者に対する呼びかけを、自主防災組織に対して働きかけることで、障がい者が地域防災に参加しやすい環境を整えます。
- ◆障がい者のライフステージに応じて総合的なサービスを提供するために、保健と福祉部門の連携の強化を図り、健康福祉課、障がい者関連施設、保健所、保健センター、児童発達支援事業所などの保健と福祉の関係機関のネットワーク化を推進します。
- ◆障がいを早期に発見して早期療育に結びつけるため、教育部門と保健・医療・福祉等関係機関の連携を密にしていきます。
- ◆就労支援事業所等の利用者のなかには一般就労に移行可能な人もいることから、健康福祉課や福祉施設など福祉部門と公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センターなど雇用部門との連携を強化します。
- ◆バリアフリー化を促進するために、福祉部門と建設部門等の連携を強化します。

③国・県・近隣市町等の連携

- ◆広域的に取り組む必要があるものについては、国、県および西濃障害保健福祉圏域市町と連携して推進します。
- ◆福祉サービスの提供やすべての人にやさしいまちづくりでは、民間企業、民間病院等の協力が不可欠です。揖斐川町地域(障がい者)自立支援協議会の開催等を通じて、障がい者団体、障害福祉サービス事業者、町社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体等とのネットワーク化を進めます。

◆ 第6章 第6期揖斐川町障がい福祉計画 ◆

1 基本的視点

本計画は、国が示す障がい福祉計画の基本的理念を踏まえ、次の視点に配慮して策定します。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害福祉サービス及び障がい児福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

(2) 町を基本とした障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がい者等がその障がい種別によらず、地域で障害福祉サービス及び障がい児福祉サービス等を受けることができるよう、町を実施主体とした提供体制づくりを進めます。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等が自立して生活し就労しやすい環境づくりに向け、地域で継続して生活しやすい環境作りや地域生活移行、就労移行といった課題に対応したサービス提供体制を整えていきます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態に沿った包括的な支援体制の構築に取り組みます。

(5) 障がい者の人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中で様々な障害福祉サービス等を提供していくためには、提供体制の確保と併せて人材確保が必要になります。そのため、専門性を高める研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行っていきます。

(6) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。特に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）を踏まえ、障がい者の文化芸術の活動の機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

(1) 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」です。

(2) 計画の期間

令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。

(3) 計画の対象

- ・身体障がい者
- ・知的障がい者
- ・精神障がい者（発達障害を含む）
- ・難病患者等その他心身機能の障がいがあって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の 基本指針	● 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ● 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
--------------------	---

【目標設定の考え方】

地域移行者数については、令和元年度末時点での施設入所者数は39人となっているため、本計画における目標値は、国の指針に基づいて算出される3人として設定します。

施設入所者数については、令和元年度末時点での施設入所者数を踏まえ、本計画における目標値は、国の指針に基づいて1名減少とし38人として設定します。

指標	令和元年度 施設入所者数	令和5年度 目標
施設入所者の地域生活への移行者数	39人	3人
施設入所者数		38人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の 基本指針	● 精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における生活日数の平均を３１６日以上とすることを基本とする。 ● 令和５年度末の精神病床における１年以上の長期入院患者数（６５歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。 ● 精神病床における早期退院率に関して、入院後３ヶ月時点の退院率については６９％以上、入院後６ヶ月時点の退院率については８６％以上及び入院後１年時点の退院率については９２％以上とすることを基本とする。
--------------------	---

【目標設定の考え方】

本目標については、岐阜県が目標の設定を行うため、町では設定をしません。そのため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する目標として、第５期計画に掲げた「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに係る保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」を継続して目標設定します。

指標	令和元年度 実績	令和５年度 目標
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに係る保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	無	揖斐郡又は町内で設置

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の 基本指針	● 地域生活支援拠点等について、令和５年度末までの間、各市町村又は各圏域に１つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
--------------------	---

【目標設定の考え方】

地域生活支援拠点については、現在広域的に整備することを検討中であり、令和５年度までに１か所設定します。

指標	令和元年度 実績	令和５年度 目標
地域生活支援拠点等の整備数	無	１か所

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針	● 一般就労への移行者数を令和元年度の1.27倍以上にする。 うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.30倍以上 就労継続支援A型を通じた移行者数：1.26倍以上 就労継続支援B型を通じた移行者数：1.23倍以上 ● 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割が利用する ● 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上とする
---------------	---

【目標設定の考え方】

福祉施設から一般就労への移行者数については、令和元年度末時点の移行者数は0人でしたが、今後の一般就労の増加を見込んで、本計画における目標値は、3人と設定します。

うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者は1人、うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者は1人、うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者は1人と設定しました。

就労定着支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者の割合については、近隣に就労定着支援事業を実施している事業所がないため、本計画中での整備が難しいため。令和5年度時点では設定しません。

また、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合についても、本計画中での整備は難しいと判断し、令和5年度時点では設定はしません。

指標	令和元年度 実績	令和5年度 目標
就労移行支援事業等※1を通じて一般就労に移行する者	0人	3人
うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者	0人	1人
うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者	0人	1人
うち就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者	0人	1人
就労定着支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者	—	無
就労定着支援事業の就労定着率※2		無

※1 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

※2 過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

(5) 相談支援体制の充実・強化等

新規

国の基本指針	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。総合的・専門的な相談支援の項目では障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
--------	--

【目標設定の考え方】

基幹相談支援センター・委託相談支援事業等の総合的、専門的な相談支援を実施する体制の整備を進めていきます。

指標	令和元年度 実績	令和5年度 目標
基幹相談支援センター・委託相談支援事業等による地域の相談事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や連携会議等の開催 (回数/年)	—	1回

(6) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

新規

国の基本指針	令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
--------	---

【目標設定の考え方】

指標	令和元年度 実績	令和5年度 目標
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への参加(人数)	—	2人
障害自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の会議等の実施(回数)	—	1回

① 訪問系サービス

サービスの概要

サービス名	サービスの内容
居宅介護	障がい者の自宅で、入浴・排泄・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	常に介護を必要とする肢体の重度障がい者に、自宅で入浴・排泄・食事等の介護、外出時における移動介護等を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者に、移動時又は外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）や必要な移動の援護、排泄、食事の介護を行います。
行動援護	常に介護を必要とし、知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難を有する方に、行動するとき生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障がい者等包括支援	常に介護を必要とし、意思疎通及び障がいによって行動上著しい困難を有する方に、居宅介護、生活介護、短期入所等の支援を包括的に行います。

第6期計画における見込量算出の考え方

○平成30年度から令和2年度の利用者数ならびに利用量の実績を勘案し、令和5年度までの見込量を算出します。

第6期計画における見込

サービス名	区分	第5期	第6期計画（見込）		
		2年度	3年度	4年度	5年度
居宅介護	人／月	23.3	24	25	26
	時間／月	311	323	335	347
重度訪問介護	人／月	1	1	1	1
	時間／月	190	190	190	190
同行援護	人／月	1	3	3	3
	時間／月	4	12	12	12
行動援護	人／月	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0
重度障がい者等包括支援	人／月	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0

見込量の確保に向けた方策

○ニーズに応じた適切なサービスを提供できるよう、サービス供給体制の整備に努めます。また、利用見込が無いサービスについても、ニーズが生じた場合に備えて、必要な人材の養成に努めるよう事業者働きかけ、対応できる事業者の確保・増加を図ります。

② 日中活動系サービス

サービスの概要

サービス名	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする方に、主に昼間に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	病院や施設を退院・退所した方が、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	病院や施設を退院・退所した方が、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労をめざす方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般就労が困難な方に、雇用契約を結び、就労の機会の提供や生産活動等の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援（B型）	企業等や就労継続支援A型での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難になった方又は雇用契約に結び付かなかった方に、就労機会や生産活動の場、就労に向けた支援等を行います。
就労定着支援	一般就労した障がい者の生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	常に医療及び介護を必要とする方で、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、医学的管理の下での介護や日常生活上の支援等を行います。
短期入所（福祉型）	居宅で介護を行う方が病気等の理由により、介護できない場合に、施設等で短期間入所し、入浴、排泄、食事の介護を行います。
短期入所（医療型）	居宅で介護を行う方が病気等の理由により、介護できない場合に、施設等で短期間入所し、入浴、排泄、食事の介護及び医学的管理の下での治療等を行います。

第6期計画における見込量算出の考え方

- 平成30年度から令和2年度の利用者数ならびに利用量の実績を勘案し、令和5年度までの見込量を算出します。
- 特別支援学校からの新規卒業者による利用者数、施設入所からの移行者数を勘案しています。

第6期計画における見込

サービス名	区分	第5期	第6期計画（見込）		
		2年度	3年度	4年度	5年度
生活介護	人／月	76	77	78	79
	人日／月	1,597	1,600	1,620	1,640
自立訓練（機能訓練）	人／月	0	1	1	1
	人日／月	0	3	3	3
自立訓練（生活訓練）	人／月	2	3	3	4
	人日／月	42	50	50	66
就労移行支援	人／月	6	7	8	9
	人日／月	104	121	139	156
就労継続支援（A型）	人／月	15	16	17	18
	人日／月	298	315	332	349
就労継続支援（B型）	人／月	29	30	31	32
	人日／月	519	534	549	564
就労定着支援	人／月	0	1	1	1
療養介護	人／月	1	1	1	1
短期入所（福祉型）	人／月	2	4	4	4
	人日／月	6	12	12	12
短期入所（医療型）	人／月	0	1	1	1
	人日／月	0	10	10	10

見込量の確保に向けた方策

○日中活動系サービスについては、町内に事業所が少なく、町外で利用している割合が高くなっています。とくに、就労継続支援を行う事業所が不足している状況が続いていることから、就労継続支援の確保について取り組みます。就労継続支援B型事業所については、新設や定員の増加をめざし、事業者働きかけを行います。また、就労継続支援A型事業所についても、町内及び郡内で利用できるよう、企業や事業者へ新設の働きかけを行います。

○就労移行支援の利用につながるよう、各種イベント等を通じ、情報提供を行います。

③ 居住系サービス

サービスの概要

サービス名	サービスの内容
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除等に課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助	地域において共同生活を営む方に、主に夜間に共同生活を営む住居において、相談その他日常生活の援助を行います。
施設入所支援	施設入所者に対して、主に夜間に入浴、排泄、食事の介護等のサービスを行います。

第6期計画における見込量算出の考え方

○平成30年度から令和2年度の利用者数ならびに利用量の実績を勘案し、令和5年度までの見込量を算出します。
○施設入所からの地域移行者数を勘案します。

第6期計画における見込

サービス名	区分	第5期	第6期計画（見込）		
		2年度	3年度	4年度	5年度
自立生活援助	人／月	0	1	1	1
共同生活援助	人／月	18	19	20	21
施設入所支援	人／月	39	39	39	38

見込量の確保に向けた方策

○障がいの程度や社会適応力等に応じて居住形態の選択の幅を広げられるよう、グループホームの整備について、事業者への働きかけを行うとともに、施設整備に対する地域住民の理解と協力を求めています。
○国の基本指針に即し、地域生活への移行を望む施設入所者が地域生活に移行できるよう、必要に応じて状況の確認や調整を行います。
○施設入所待機者の状況把握と入所調整により、必要な人が施設に入所できるように努めます。

④ 相談支援

サービスの概要

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障がい福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援等）を利用する全ての方に対し、相談支援専門員が支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成します。また、サービスの利用状況等を検証し、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方に、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	施設・病院から退所・退院して一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な方に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の相談を行います。

第6期計画における見込量算出の考え方

- 計画相談支援については、障がい福祉サービス利用者全てを対象としています。
- 地域移行支援については、入所支援、精神科病院から地域生活への移行者数を勘案しています。
- 地域定着支援については、地域生活への移行者数、居宅において単身で生活し、地域生活が不安定な方を勘案しています。

第6期計画における見込

サービス名	区分	第5期	第6期計画（見込）		
		2年度	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	人／月	26	27	29	31
地域移行支援	人／月	0	2	2	2
地域定着支援	人／月	0	1	1	1

見込量の確保に向けた方策

- 障がい福祉サービスを利用するために必要な計画相談支援を速やかに利用できるよう、計画相談支援事業所に対して、引き続き相談支援専門員の人員確保について働きかけていきます。また、計画相談支援を行う事業所の新設についても働きかけていきます。
- 計画相談支援の質を高めるため、基幹相談支援センターが中心となり、相談支援専門員を対象とした研修等の取り組みを行います。
- 施設や病院等からの地域生活への移行を支援するため、関係機関の連携体制作りを行います。

① 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、障がい者相談支援事業等

サービスの概要

サービス名	サービスの内容
理解促進研修・啓発事業	日常生活や社会生活を営む上で支障となる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を促進する研修や啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう地域における自発的な取り組みを支援します。
障がい者相談支援事業	障がい者が住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、相談体制の充実を図り、より良い支援方法の提供を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者とその家族の地域における生活を支援するために、福祉サービスの利用や各種制度の活用に関することなどの様々な相談に応じます。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由で入居が困難な方に、入居に必要な調整や地域生活等の支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが適当であると認められる方に、成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度の後見業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることが困難な方に、手話通訳者等を派遣します。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活の会話ができる知識や表現技術を習得した手話奉仕員の養成を図ります。
移動支援事業	障がい者の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進等の多様な活動の場を設けます。

第6期計画における見込量算出の考え方

○平成30年度から令和2年度の利用者数ならびに利用量の実績を勘案し、令和5年度までの見込量を算出します。

第6期計画における見込

サービス名	区分	第5期	第6期計画（見込）		
		2年度	3年度	4年度	5年度
理解促進研修・啓発事業	—	—	実施に向けて検討する。		
自発的活動支援事業	—	—	必要に応じて対応する。		
相談支援事業	箇所	5	5	5	5
基幹相談支援センター	箇所	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	—	—	実施に向けて検討する。		
住宅入居等支援事業	—	—	実施に向けて検討する。		
成年後見制度利用支援事業	—	—	必要に応じて対応する。		
成年後見制度法人後見支援事業	—	—	実施に向けて働きかける。		
意思疎通支援事業	実利用者数	0	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	実利用者数	4	5	5	5
移動支援事業	人／月	11	11	12	13
	時間／月	120	120	131	142
地域活動支援センター事業	箇所	2	2	2	2
	実利用者数	3	3	3	3

見込量の確保に向けた方策

○成年後見制度の周知を進めるとともに、法人後見の実施に向けて、関係者に働きかけを行います。 ○引き続き、揖斐郡内の自治体（大野町・池田町）と共同で、手話奉仕員を養成します。
--

② 日常生活用具給付事業

サービスの概要

サービス名	サービスの内容
日常生活用具給付事業	障がい者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活上必要となる生活用具の支給を行います。

第6期計画における見込量算出の考え方

○平成30年度から令和2年度の利用者数ならびに利用量の実績を勘案し、令和5年度までの見込量を算出します。

第6期計画における見込

サービス名	区分	第5期	第6期計画（見込）		
		2年度	3年度	4年度	5年度
介護・訓練支援用具	件	1	1	1	1
自立生活支援用具	件	2	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	4	9	9	9
情報・意思疎通支援用具	件	1	2	2	2
排泄管理支援用具	件	480	536	536	536
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	件	0	2	2	2

見込量の確保に向けた方策

○障がいの状況や程度の変化等、ニーズに応じ、適切な給付に努めます。
○支給対象品目、耐用年数、給付基準額等について、必要に応じて見直しを検討します。

③ 訪問入浴事業、日中一時支援事業

サービスの概要

サービス名	サービスの内容
訪問入浴事業	在宅の重度身体障がい者で、自力又は家族等の介助だけでは入浴が困難な方に、訪問入浴を行います。
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、介護者の負担軽減を図ります。
自動車運転免許取得助成事業	身体又は知的障がい者が、就労等社会活動への参加を目的として自動車運転免許を取得する場合に、取得に要する費用の一部助成を行います。
自動車改造助成事業	身体障がい者が、自ら所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就業や地域での自立生活及び社会参加の促進を行います。

第6期計画における見込量算出の考え方

○平成30年度から令和2年度の利用者数ならびに利用量の実績を勘案し、令和5年度までの見込量を算出します。

第6期計画における見込

サービス名	区分	第5期	第6期計画（見込）		
		2年度	3年度	4年度	5年度
訪問入浴事業	実利用者数	4	4	4	4
日中一時支援事業	実利用者数	0	3	3	3
自動車運転免許取得助成事業	実利用者数	0	1	1	1
自動車改造助成事業	実利用者数	2	1	1	1

見込量の確保に向けた方策

○訪問入浴を利用できる体制を整え、介護者の負担軽減に努めます。

◆第7章 第2期揖斐川町障がい児福祉計画◆

1 基本的視点

本計画は、国が示す基本的理念を踏まえ、次の視点に配慮して策定します。

(1) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児福祉計画を定め、障がい児及びその家族に対し、身近な地域で生活しやすいように、障害児通所支援等の充実に努めるとともに、日常生活における課題についても支援できる体制づくりを進めていきます。

2 計画の概要

(1) 計画の目的

本計画は、児童福祉法第33条の20（平成30年4月1日施行）を根拠として、障がい児の健やかな育成のための発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築を目的として策定します。サービス提供体制の確保に向け、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を検討していきます。

(2) 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

(3) 計画の対象

- ・18歳未満の身体に障がいのある児童
- ・18歳未満の知的障がいのある児童
- ・18歳未満の精神に障がいのある児童
- ・18歳未満の難病の児童

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	● 令和5年度までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。(市町村単独での設置が困難な場合圏域での設置) ● 全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 ● 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。 ● 各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
--------	--

【目標設定の考え方】

指標	令和元年度実績	令和5年度目標
児童発達支援センターの設置	無	揖斐郡内又は町内で1か所
保育所等訪問支援の充実	有	圏域で1か所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援、事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	有	圏域 1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	圏域で設置
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	無	1人

■ 保育所・認定こども園・放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ目標

種別	利用ニーズを踏まえた必要な見込量 (人)	定量的な目標（見込）(人)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定こども園	6人	6人	6人	6人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	1人	1人	1人	1人

サービスの概要

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	身体、知的、精神障がい（発達障がいを含む）のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	身体、知的、精神障がい（発達障がいを含む）のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び医療的管理下において必要な治療を行います。
放課後等デイサービス	特別支援学校等に通学している児童に、授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流その他の便宜を供与します。
保育所等訪問支援	幼稚園等に訪問し、他の幼児との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障がい児相談支援	児童福祉サービスを利用するすべての児童に、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、障がい児支援利用計画案を作成します。また、サービスの利用状況等を検証し、計画の見直しを行います。

第2期計画における見込量算出の考え方

- 平成30年度から令和2年度の利用者数ならびに利用量の実績を勘案し、令和5年度までの見込量を算出します。
- 障がい児相談支援については、全ての障がい児福祉サービス利用者が対象です。

第2期計画における見込

サービス名	区分	第1期	第2期計画（見込）		
		2年度	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	人／月	35	40	42	44
	人日／月	120	160	168	176
医療型児童発達支援	人／月	0	1	1	1
	人日／月	0	3	3	3
放課後等デイサービス	人／月	26	30	32	34
	人日／月	193	215	230	245
保育所等訪問支援	人／月	0	2	2	2
	人日／月	0	4	4	4
居宅訪問型児童発達支援	人／月	0	1	1	1
	人日／月	0	3	3	3
障がい児相談支援	人／月	17	18	20	22

見込量の確保に向けた方策

- 児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業等の利用が増加しているサービス提供基盤の確保を図ると同時に、サービスの利用実態や効果等を検証し、必要かつ効果的な支援のあり方について検討します。
- 障がい児相談支援を速やかに利用できるよう、障がい児相談支援事業所に対して、引き続き相談支援専門員の人員確保について働きかけていきます。また、障がい児相談支援を行う事業所の新設についても働きかけていきます。
- 児童発達支援センターを設置するとともに、保育所等訪問支援を提供できる体制についても整備を検討します。
- 医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うため、町にコーディネーターを配置します。
- 障がい児相談支援の質を高めるため、相談支援専門員を対象とした研修等の取り組みを行います。

◆ 資料編 ◆

1

揖斐川町障害者計画策定委員会設置要綱

平成 23 年 1 月 26 日 訓令第 6 号

改正 平成 26 年 4 月 23 日 訓令第 13 号

(設置)

第 1 条 この訓令は、揖斐川町の障害者に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図る障害者計画及び障害福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、揖斐川町障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会が計画の策定に必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、25 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 行政関係職員
- (4) 教育関係者
- (5) その他町長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、計画の策定終了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成 26 年 4 月 23 日訓令第 13 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

本計画は、揖斐川町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会において計画案についての検討を行った上で策定しました。

計画策定委員会の委員は、相談支援事業者、福祉関係団体、保健医療機関、障がい福祉サービス事業所、教育、行政の中から選出し、20名に委嘱しました。

	職・氏名	所 属
1	教授 山田武司	岐阜協立大学 経済学部
2	相談員 近藤満喜子	障害者生活支援センター プラス (社会福祉法人擁童協会)
3	施設長 西川真美	障害者相談支援事業所 せせらぎ (医療法人清風会大垣病院：大垣市)
4	相談員 河瀬広子	障害者相談支援事業所 ゆう (社会福祉法人あゆみの家：垂井町)
5	会長 平井壽人	揖斐川町民生委員・児童委員協議会
6	会長 吉田功	財団法人岐阜県身体障害者福祉協会揖斐川分会
7	会長 牧村光子	手をつなぐ親の会
8	谷汲中央診療所長 西脇健太郎	揖斐郡北西部地域医療センター (社団法人地域医療振興協会)
9	所長 高橋義和	揖斐川町福祉作業所いずみ (社会福祉法人大和社会福祉事業センター)
10	施設長 近藤晃太郎	西濃サンホーム (社会福祉法人擁童協会)
11	施設長 中西幹司	高齢者福祉施設ハートヴィレッジ谷汲の杜 (社会福祉法人大和社会福祉事業センター)
12	代表理事 一瀬正彦	リハビリのもり (一般社団法人いび川RS)
13	事務局長 廣瀬喜彦	社会福祉法人揖斐川町社会福祉協議会
14	会長 高木俊紀	揖斐川町小中校長会
15	校長 林正治	岐阜県立揖斐特別支援学校
16	部長 岩間明宏	揖斐川町住民福祉部
17	課長 林千恵美	揖斐川町住民福祉部健康福祉課
18	課長 栗田俊彦	揖斐川町住民福祉部子育て支援課
19	センター所長 安江瑞穂	揖斐川町住民福祉部健康福祉課（揖斐川保健センター）
20	課長 河瀬浩治	揖斐川町教育委員会教育振興課

第 3 次 揖斐川町 障がい者計画
第 6 期 揖斐川町 障がい福祉計画
第 2 期 揖斐川町 障がい児福祉計画

令和 3 年 3 月

発 行：岐阜県揖斐川町
編 集：健康福祉課

〒501-0692 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪 133 番地
T E L : 0585-22-2111 F A X : 0585-22-4496